

年金制度基礎資料集

2026年9月



厚生労働省 年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

公的年金制度について

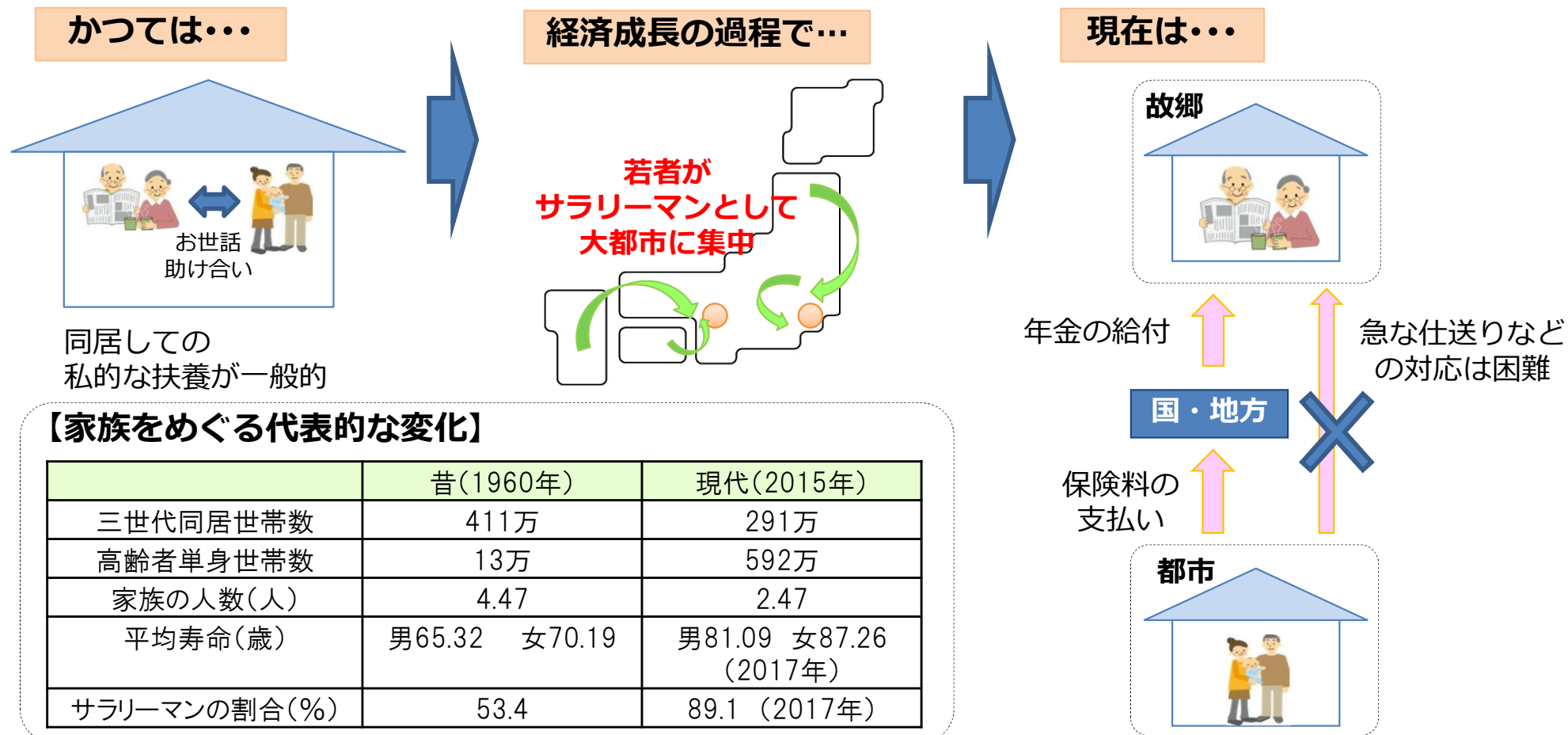
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

公的年金制度が整備された背景

- かつては、親と同居して農業や自営業と一緒に営む人が多く、自分で親を養っていた。
- 経済成長の過程で、親と別居して都市で働く人が多くなったため、自分で親を養うことが難しくなっていた。こうした社会変化の中で、社会全体で高齢者を支える公的年金制度が整備された。
- 公的年金制度によって、親の扶養のための費用の負担が軽減されている。



公的年金は、予測できない将来に備える生涯にわたる「保険」

老後に備えて貯蓄をしても…

人は、何歳まで生きるかは予測できない
(どれだけ貯蓄をすればよいのかわからない)

いつ、障害を負ったり、小さな子どもがいる時に
配偶者を亡くす(=所得を失う)か、わからない

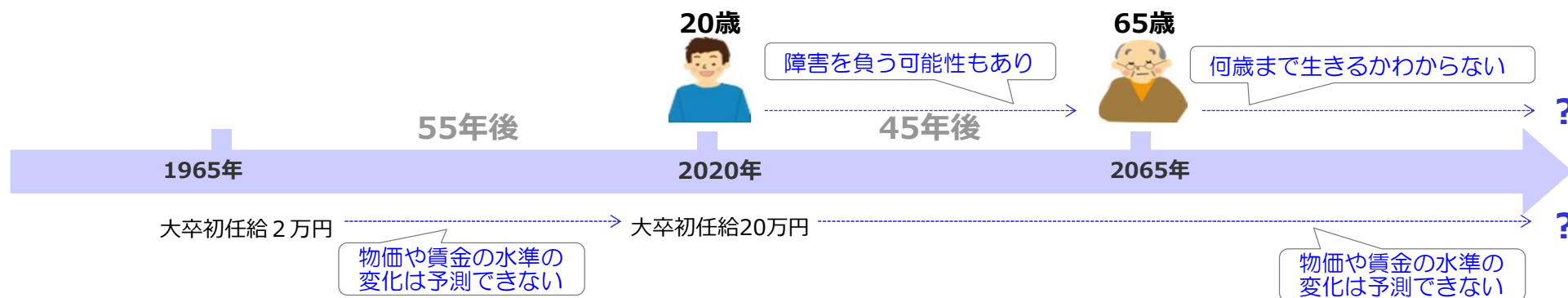
50年後の物価や賃金の変動は予測できない
(貯蓄しても、将来目減りするかもしれない)

公的年金なら…

終身(亡くなるまで)の支給

障害年金・遺族年金の支給

実質的な価値に配慮した年金の支給



「1 万円」年金の時代

- ◆基礎年金 月約7.1万円(満額)(令和8年度)
- ◆基礎年金+厚生年金 月約15.5万円(平均)(令和6年度末)

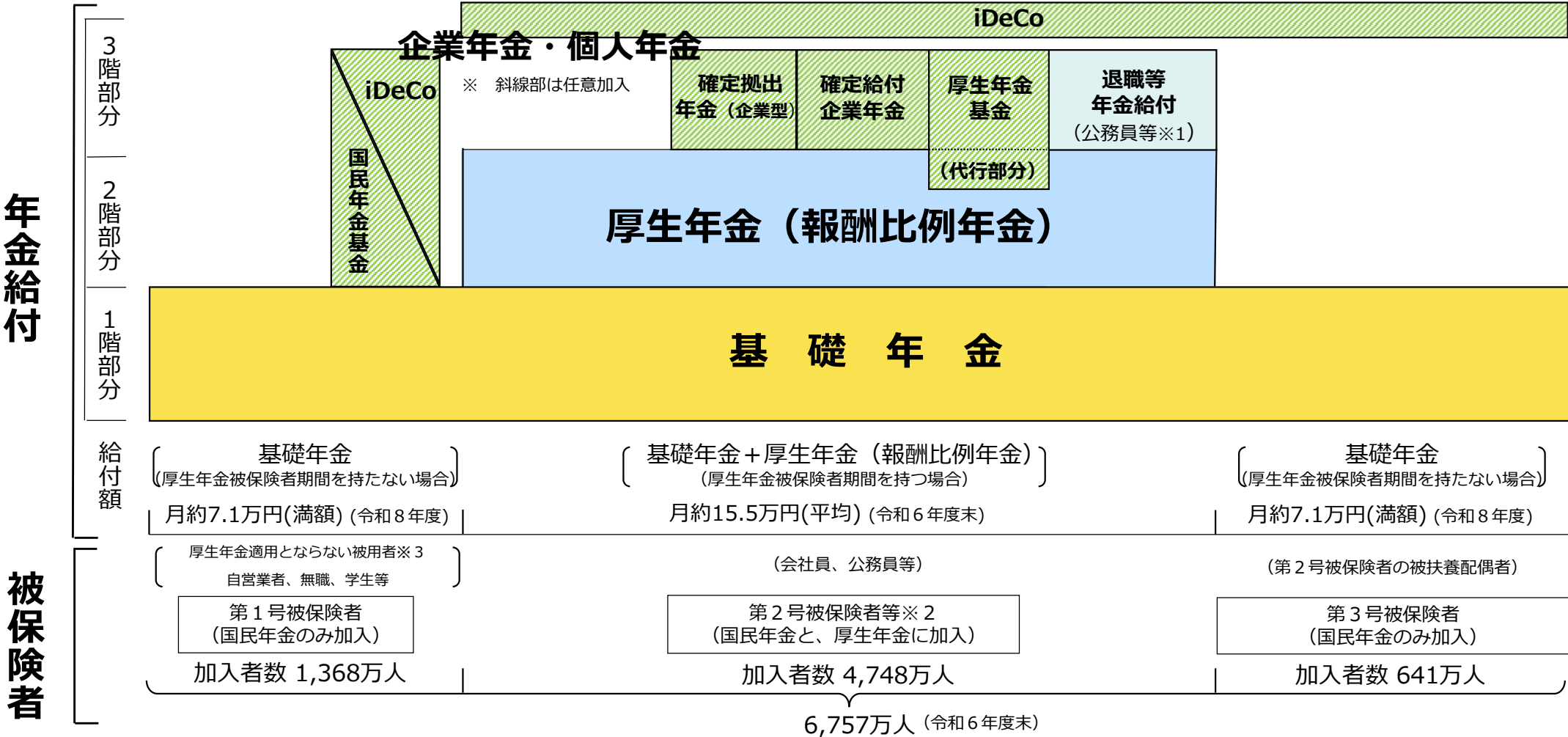
【昔と今の物価の比較】

品 目		1965年	→	2020年	
鶏肉	100g	71.8円		128円	1.8倍
牛乳瓶	1 本	20円		133円	6.7倍
うどん	1 杯	53.7円		677円	12.6倍
カレーライス	1 皿	105円		714円	6.8倍
コーヒー(喫茶店)	1 杯	71.5円		512円	7.2倍
映画	1 回	236円		1834円	7.8倍
ノートブック	1 冊	30円		162円	5.4倍

(出典: 小売物価統計調査)

年金制度の体系

- 年金給付は、「3階建て」の構造。（基礎年金、厚生年金（報酬比例年金）、企業年金・個人年金）
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。

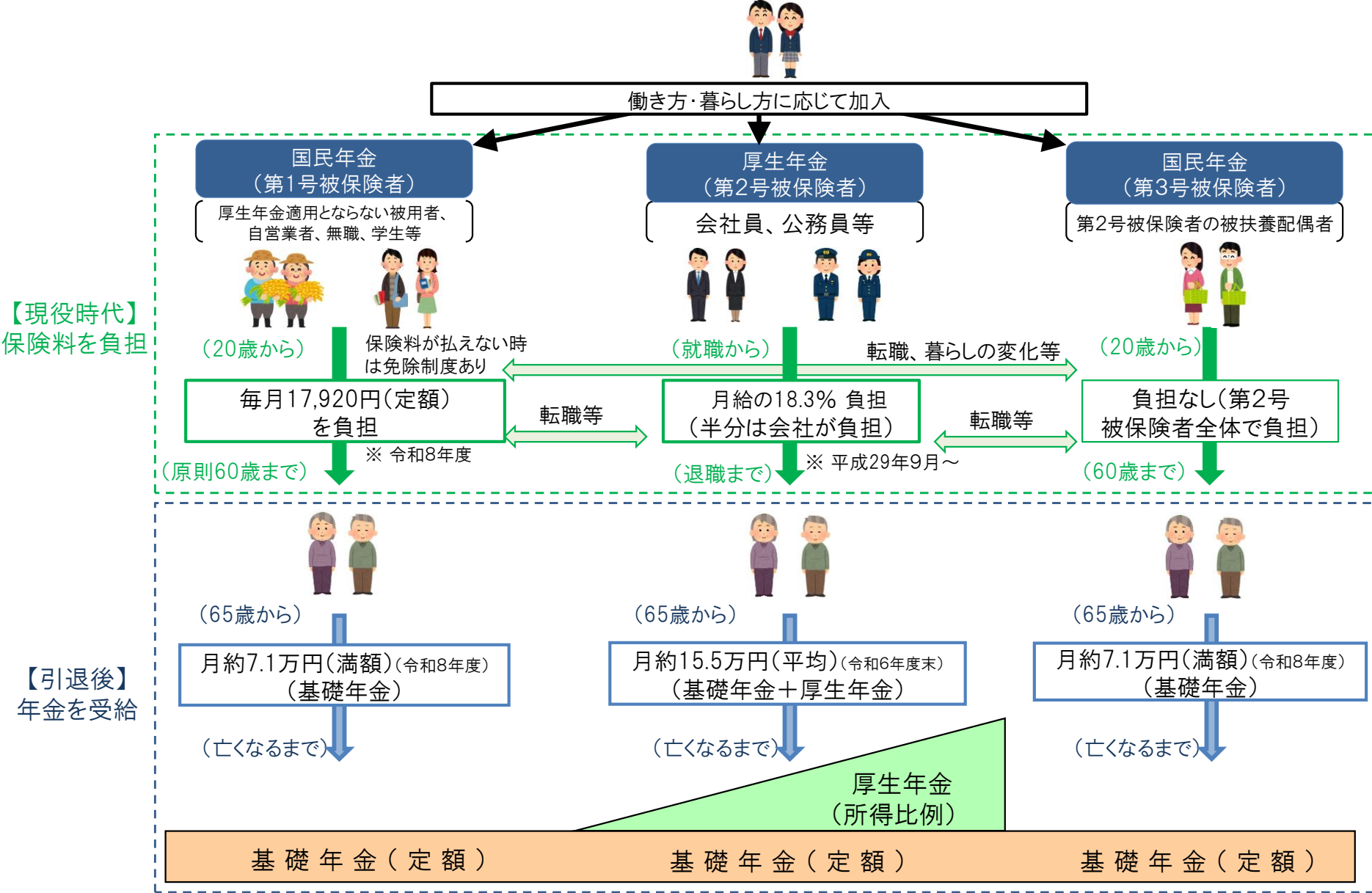


※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

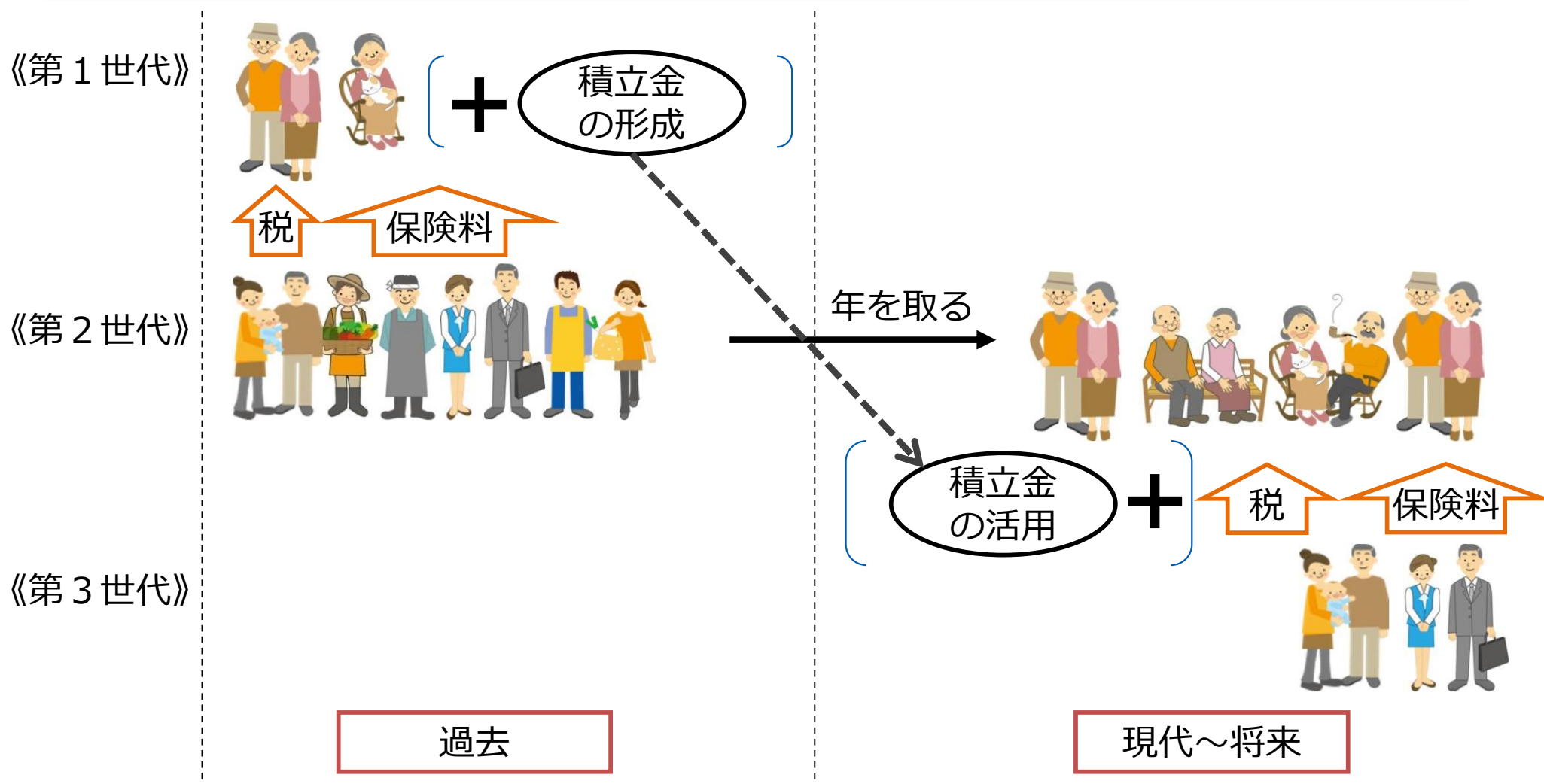
※3 第3号被保険者とならない者に限る。

公的年金制度とライフコース



公的年金制度は、「仕送り」を社会化したもの

- 日本を含め先進各国の公的年金制度は、いずれも、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み（＝賦課方式）を基本とした財政方式となっている。
- なお、我が国においては、将来の高齢化の進展に備え相当程度の積立金を保有し、その活用により、将来世代の保険料水準が高くなりすぎないように配慮している。



保険料負担と年金給付（国民年金・厚生年金）

○ 年金額は、保険料を納付した期間（月数）と現役時代の賃金額（標準報酬）に応じて算定される。

	国民年金制度	厚生年金制度
保険料負担	月17,920円(R8.4～) →平成17年度から毎年280円ずつ引上げ。 →平成29年度以降、16,900円(平成16年度価格)で固定。 ※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格) ※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。	その月の報酬×18.3%(H29.9～) (労使折半) →平成17年度から毎年0.354%ずつ引き上げ。 →平成29年9月以降、18.3%で固定。 ※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの ※月34万円稼いでいる人であれば、<u>本人が</u>、月々31,110円(34万×18.3%×1/2)負担。
	受給資格期間(10年※)を満たすことが必要 ※平成29年8月から受給資格期間を25年から10年に短縮	
年金給付	基礎年金(老齢)(65歳～) 給付額は、保険料を納付した期間で決定する。 (満額は定額) 月 70,608円 × $\frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}$ (令和8年度満額) ※ 昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額の例 ※ 保険料全額免除期間＝1/2月 又は 1/3月として計算 平均額: 月約5.9万円(令和6年度末)	厚生年金(老齢)(65歳～) 給付額は、現役時代の報酬と被保険者期間で決定。(報酬比例) 平均標準報酬 × $\frac{5.481}{1,000}$ × $\frac{\text{被保険者期間(月数)}}{12}$ 賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。 (賃金スライド) 1人当たり平均額: 月約15.5万円(基礎含む)(令和6年度末)

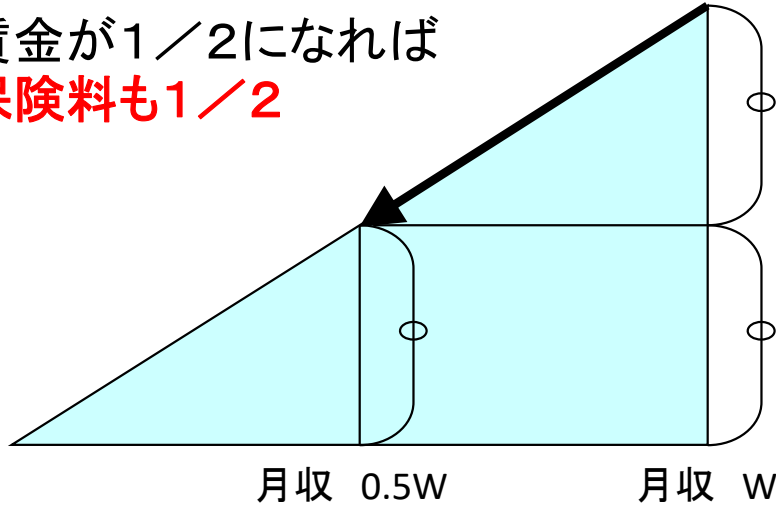
公的年金の所得再分配機能

- 厚生年金制度に加入すると、2階建ての年金給付(基礎年金と厚生年金)を受けられるため、保険料や国庫負担による所得再分配機能を持つ。

(賃金水準が $1/2$ になれば、保険料は $1/2$ になるが、基礎年金額は賃金の多寡で変わらないため、年金額は $1/2$ よりも大きい。)

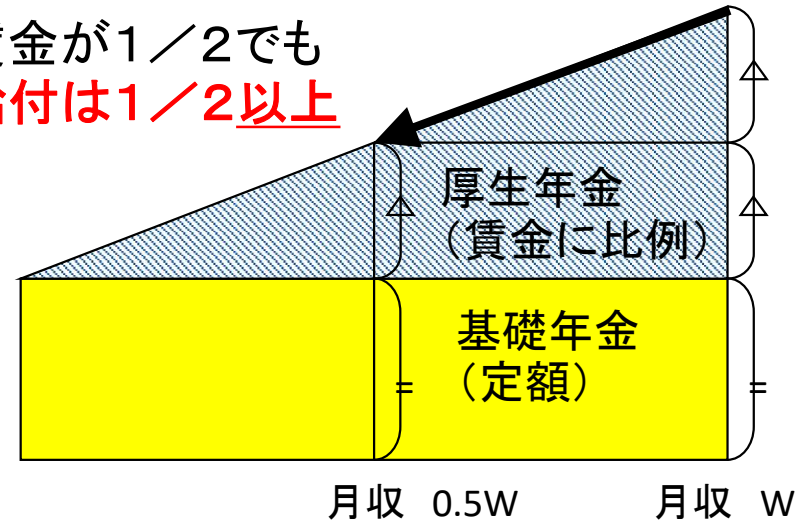
保険料 = 賃金に比例

賃金が1/2になれば
保険料も1/2



給付 = 厚生年金(賃金に比例) + 基礎年金(定額)

賃金が1/2でも
給付は1/2以上



個々の世帯(個人)でみれば、現役時代の賃金の差に比べ、年金額の差は小さい

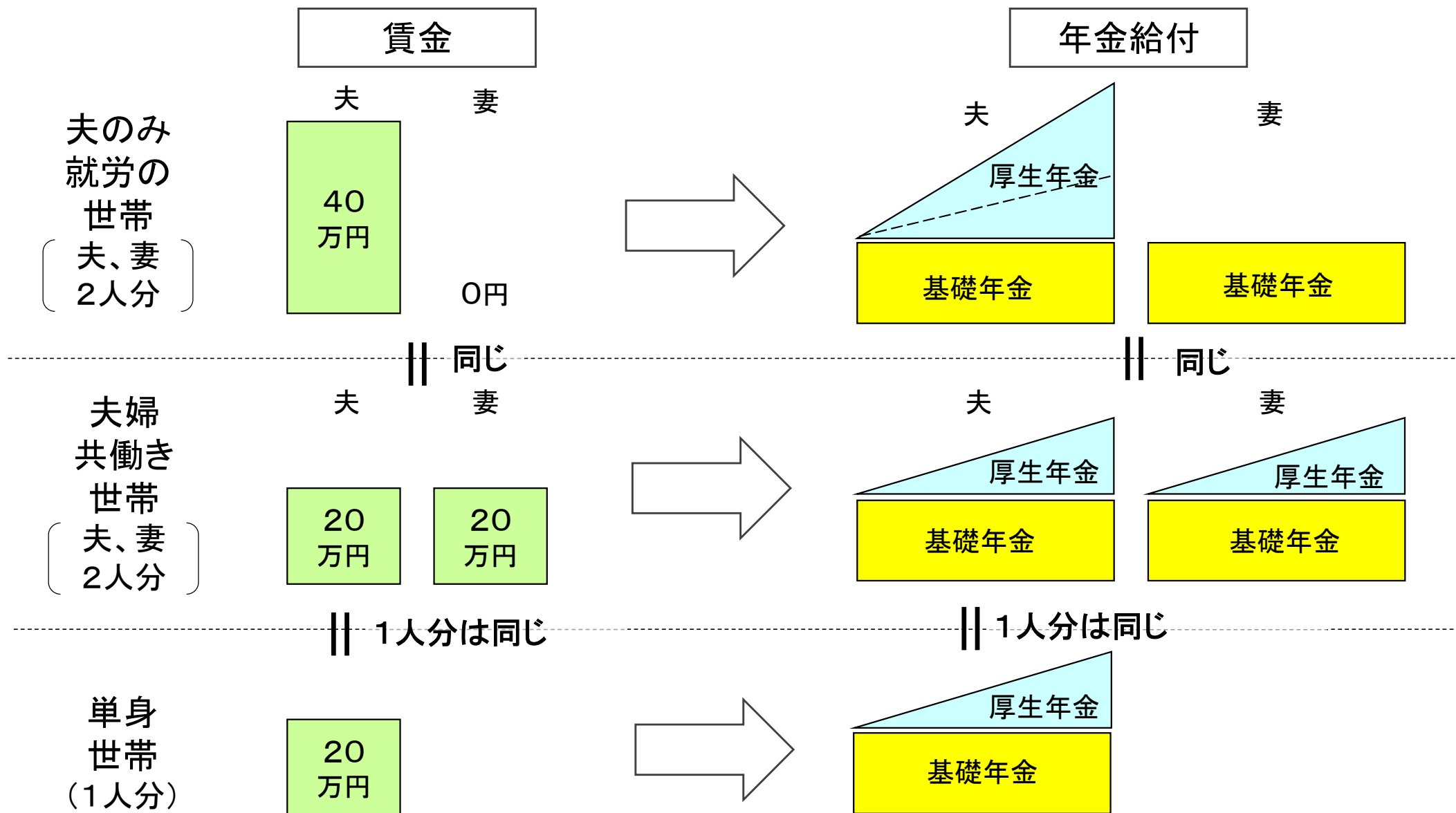
- ## ○ 賃金と年金額の関係性

賃 金	40万円	20万円
年金額 (基礎+厚年)	15.1万円	11.1万円

※ 年金額は、被保険者期間40年、給付乗率
5.481/1000と仮定し、令和8年度に65歳に到達
し老齢基礎年金及び老齢厚生年金を受給開始
する者について計算したもの。

公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）

賃金水準（1人あたり）が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造（図による例示）



賃金水準（1人あたり）が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

公的年金の規模と役割

国民

○ 公的年金加入者数（令和6年度末） 6,757万人

第1号被保険者 第2号被保険者等 第3号被保険者



1,368万人



4,748万人



641万人

○ 受給権者数（令和6年度末） 3,941万人

・老齢基礎年金（受給者）（令和6年度末）
平均額：月約5.9万円

・老齢厚生年金（受給者）（令和6年度末）
1人あたり平均額：月約15.5万円
（基礎年金を含む）



保険料

43.1 兆円（令和6年度）

国民年金保険料：17,920円（R8.4～）

厚生年金保険料率：18.3%（H29.9～）（労使折半）※

Ex）標準報酬月額が34万円であれば、31,110円

（＝34万円×18.3%×1/2）を、本人が月々負担。

※数値は民間被用者（第1号厚生年金被保険者）のもの

年金給付

55.7 兆円（令和6年度）

国等

年金への
国庫負担

13.3兆円
（令和6年度）

年金制度

国民年金

厚生年金
（共済年金を含む）

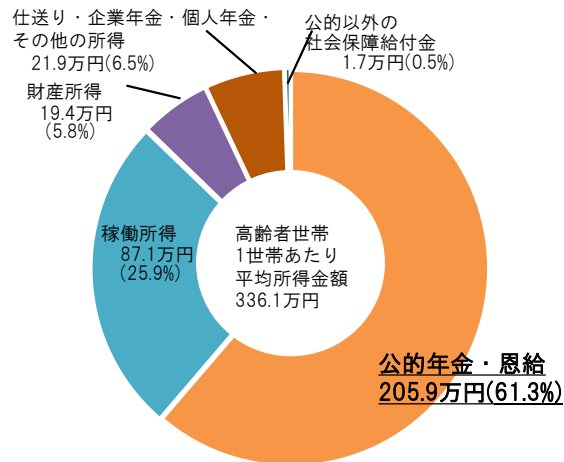
積立金

（令和6年度末）
319.1兆円（時価ベース）

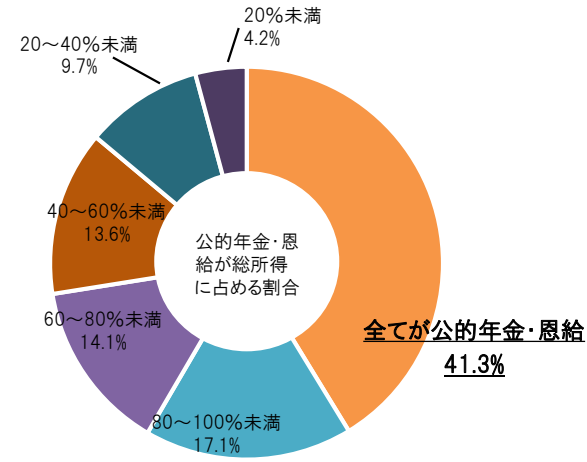
※ 保険料、年金給付は存続厚生年金基金分等を含む。
また、積立金は存続厚生年金基金分、国庫負担繰延額等を含む。

年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の約6割



約4割の高齢者世帯が年金収入だけで生活

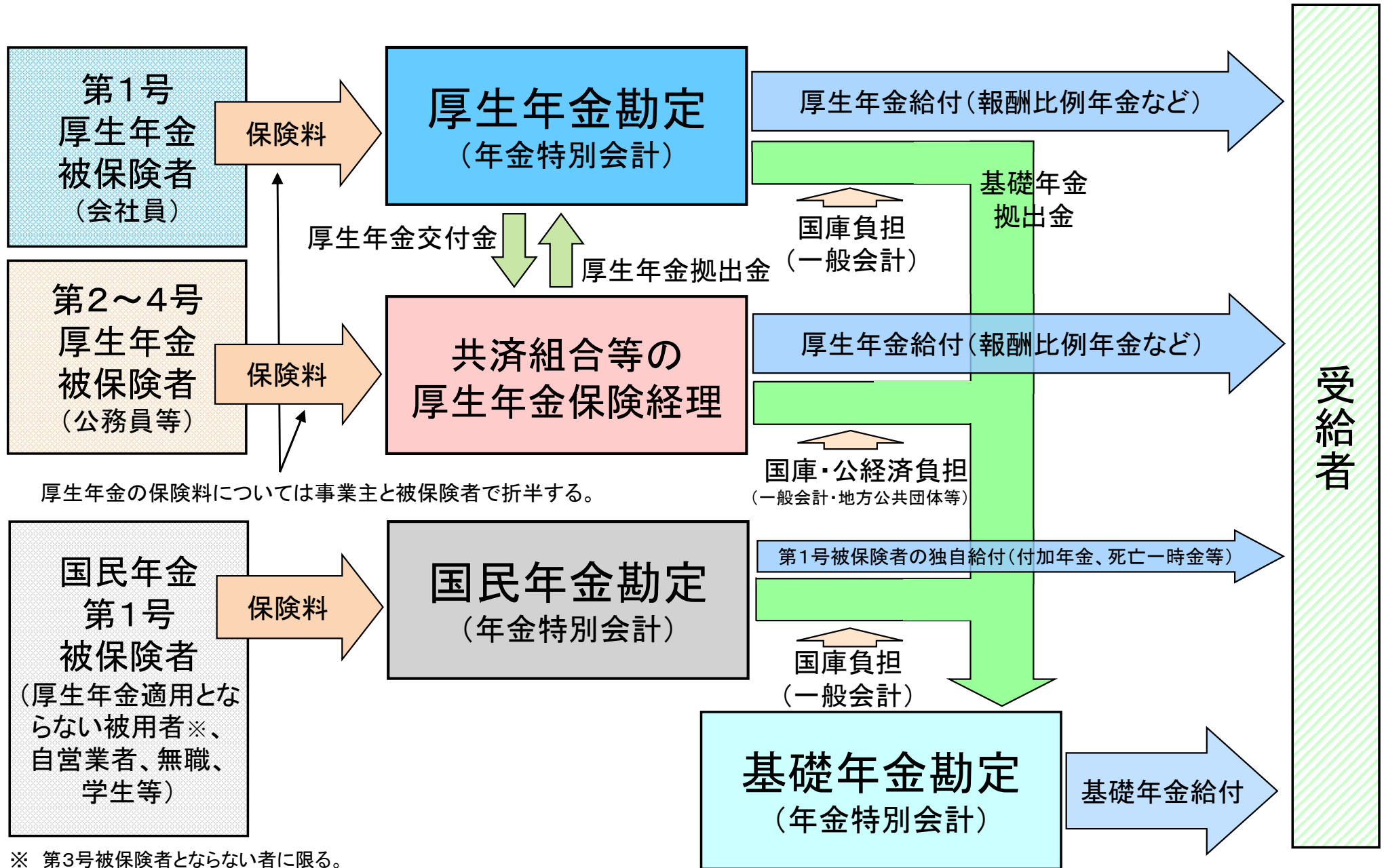


（注）両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない可能性がある。

（資料）2025年国民生活基礎調査（厚生労働省）

公的年金の資金の流れ

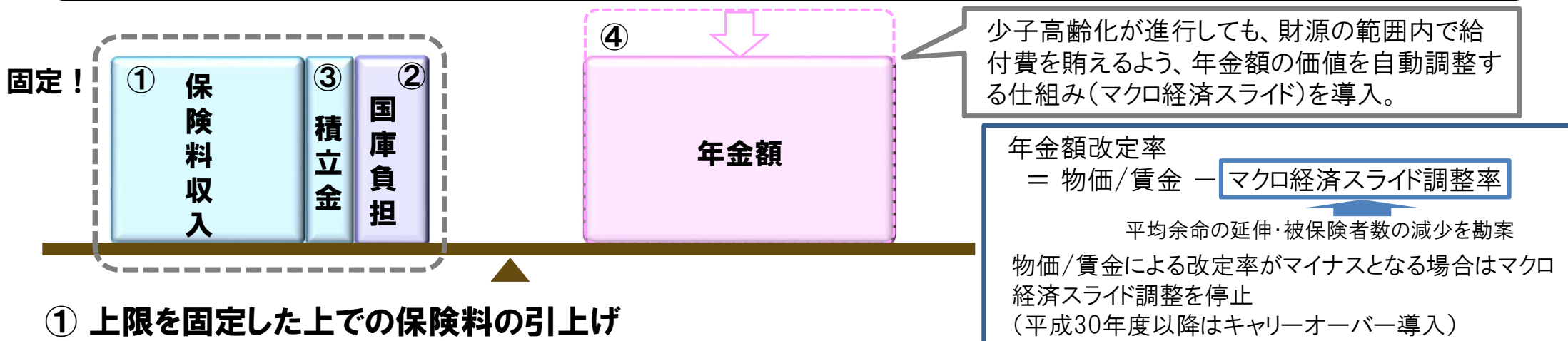
被保険者は被保険者の区分に応じて、国民年金勘定、厚生年金勘定または共済組合等の厚生年金保険経理に保険料を支払い、基礎年金は基礎年金勘定から、それ以外の給付は保険料を支払った勘定（経理）から支払われる。



※ 経過的措置等の終了した後の姿である。

平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

・厚生年金 : 18.3%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

・国民年金 : 17,000円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料 : 17,920円(令和8年4月～)

※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※所得代替率 : 61.2%(令和6年度) ⇒ 57.6%~50.4%(令和19~39年度)

<令和6年財政検証: 成長型経済移行・継続ケース~過去30年投影ケース>

マクロ経済スライドの仕組み

- スライドの自動調整を行う調整期間中は、現役男子被保険者の平均手取り収入に対する厚生年金の標準的な年金額の割合(所得代替率)は低下していく。調整期間の終了後は、原則、一定となる。
- 現行のマクロ経済スライドの自動調整は『名目下限額』を下回らない範囲で行うものとされている。

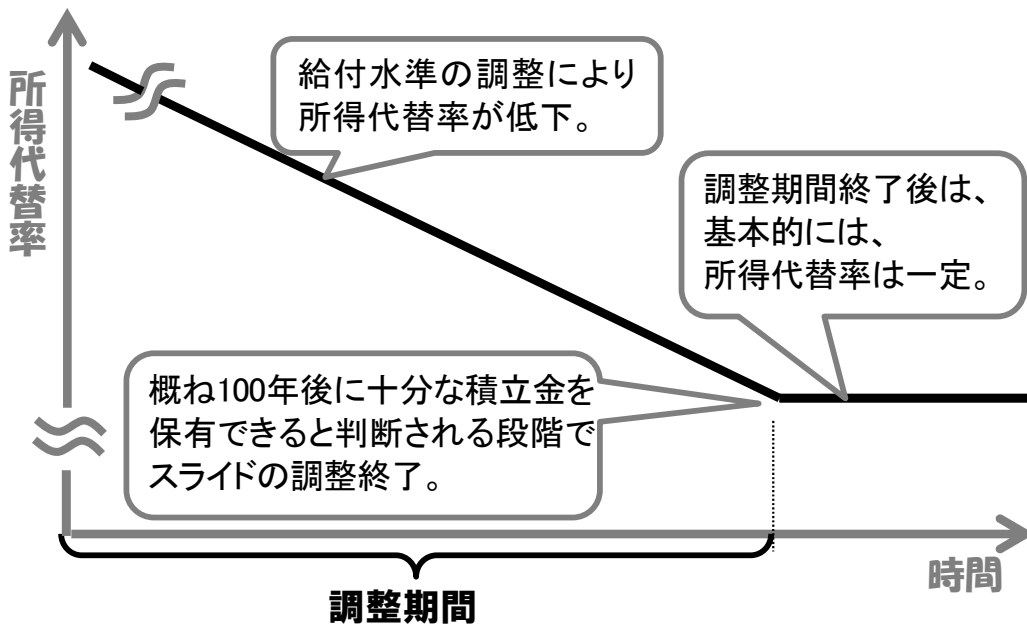
【所得代替率について】

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額}}{\text{被保険者の平均手取り収入}}$$

賃金上昇率－スライド調整率(※)で変動 (調整期間中)

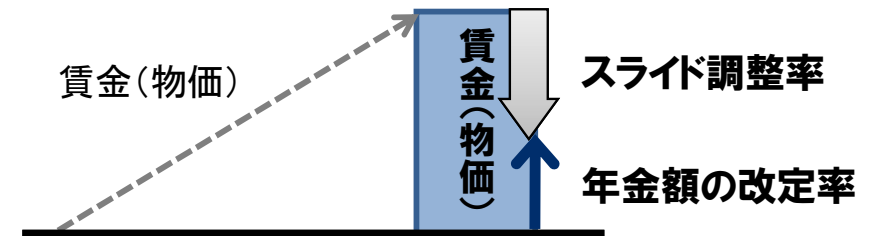
賃金上昇率で変動

＜スライドの自動調整と所得代替率＞

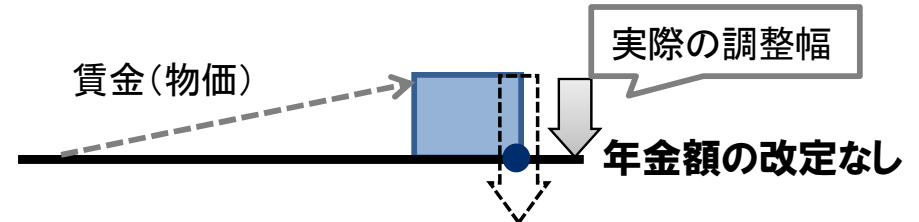


【名目下限について】

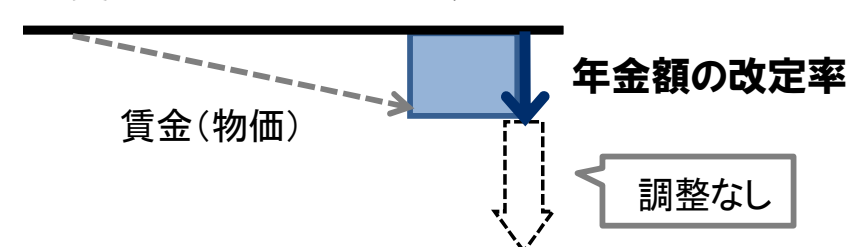
＜ある程度、賃金・物価が上昇した場合＞



＜賃金・物価の伸びが小さい場合＞



＜賃金・物価が下落した場合＞



(※) スライド調整率 = 公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)

財政検証について

平成16(2004)年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%)
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

人口や経済の動向

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
- 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成

を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

	所得代替率	= (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) /	現役男子の平均手取り収入額	
2024年度:	61.2%	13.4万円	9.2万円	37.0万円

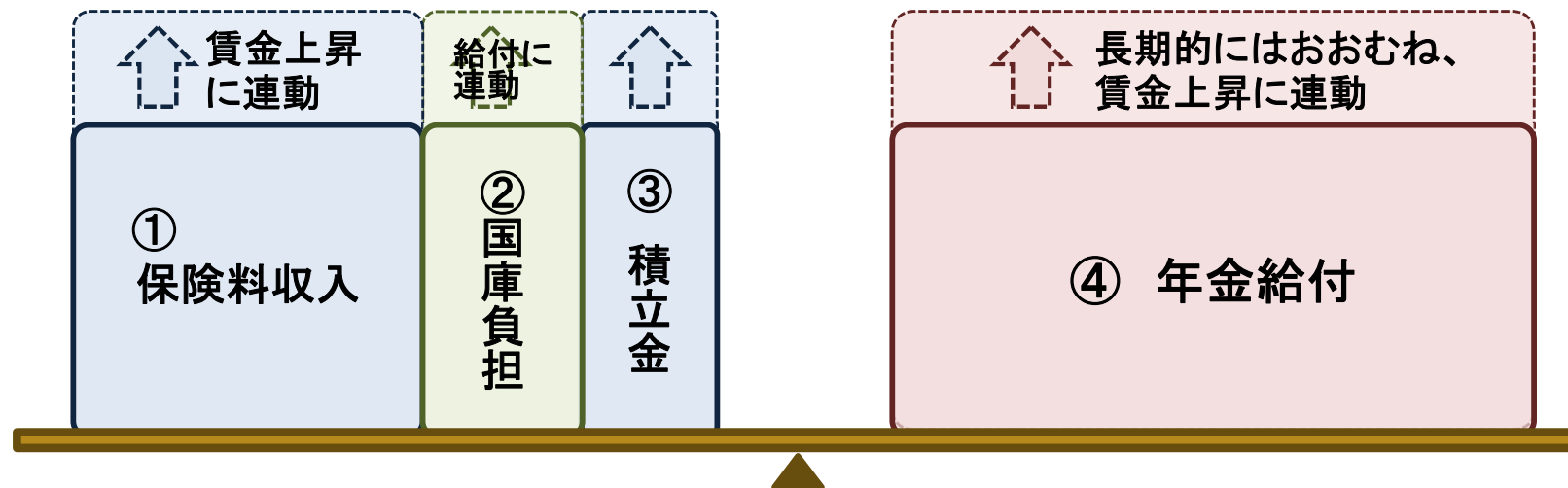
注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

経済変動が年金財政へ与える影響

- 賦課方式を基本とした公的年金は、人口構造の変化による影響を除くと、収入(財源)、支出(給付)ともに賃金水準の変化に応じて変動することとなる。この性質により、激しい経済変動に対しても一定の安定性を確保し、その時々賃金水準に応じた年金給付を可能としている。
- したがって、収入、支出の中で賃金上昇に連動しない部分が年金財政に大きな影響を与える。

＜賃金上昇に連動しない部分＞

- ・運用収入のうち運用利回りと賃金上昇率の差 … 実質的な運用利回り(スプレッド)
- ・既裁定年金の物価スライド … 賃金上昇率と物価上昇率の差 (実質賃金上昇率)



※人口構造の変化による影響を除く。

- ① 保険料収入 … 賃金上昇に応じて増加
- ② 国庫負担 … 給付の増加(≒賃金上昇)に応じて増加
- ③ 積立金 … 運用収入に応じて増加
- ④ 年金給付 … 新規裁定年金の賃金スライドにより、おおむね賃金上昇に応じて増加
→ 既裁定年金は物価スライドであるが、年金給付の長期的な動向は賃金上昇に応じて増加

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6（2024）年財政検証）

－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し －

足下の所得代替率※（2024年度）

61.2% { 比例: 25.0%
基礎: 36.2%

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

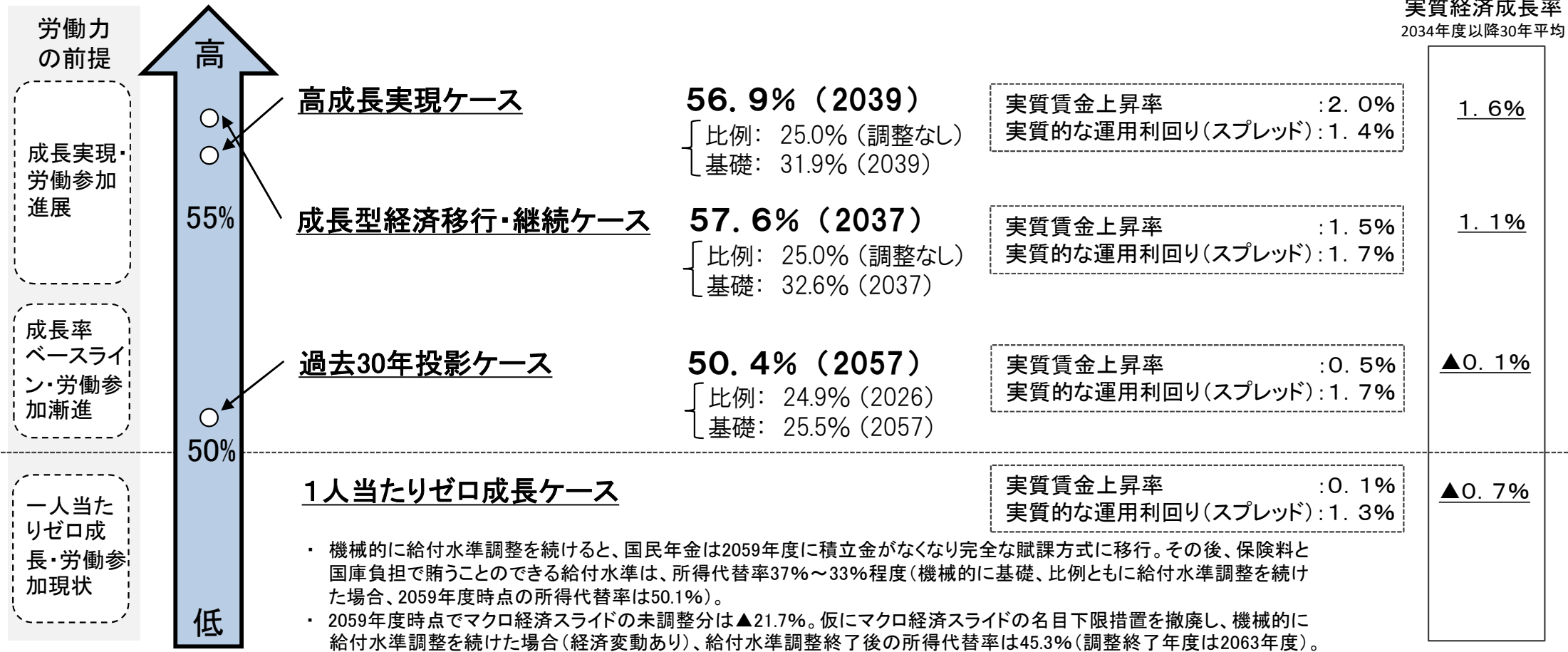
所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額
2024年度: 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

将来の所得代替率

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

実質経済成長率
2034年度以降30年平均



※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円（全国加重平均）となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。（高成長実現ケース: +0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース: +0.4%ポイント、過去30年投影ケース: +0.3%ポイント）

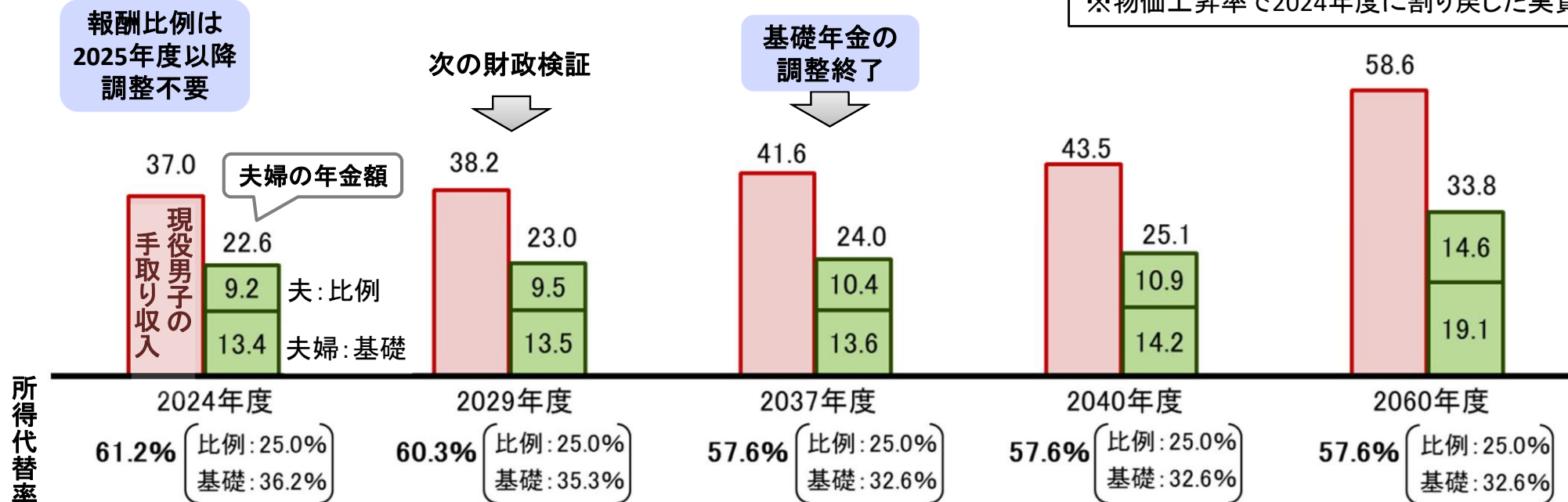
注1: 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
注2: 高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26（2014）年財政検証においても同様の結果が生じている。

所得代替率及びモデル年金の将来見通し（令和6(2024)年財政検証）

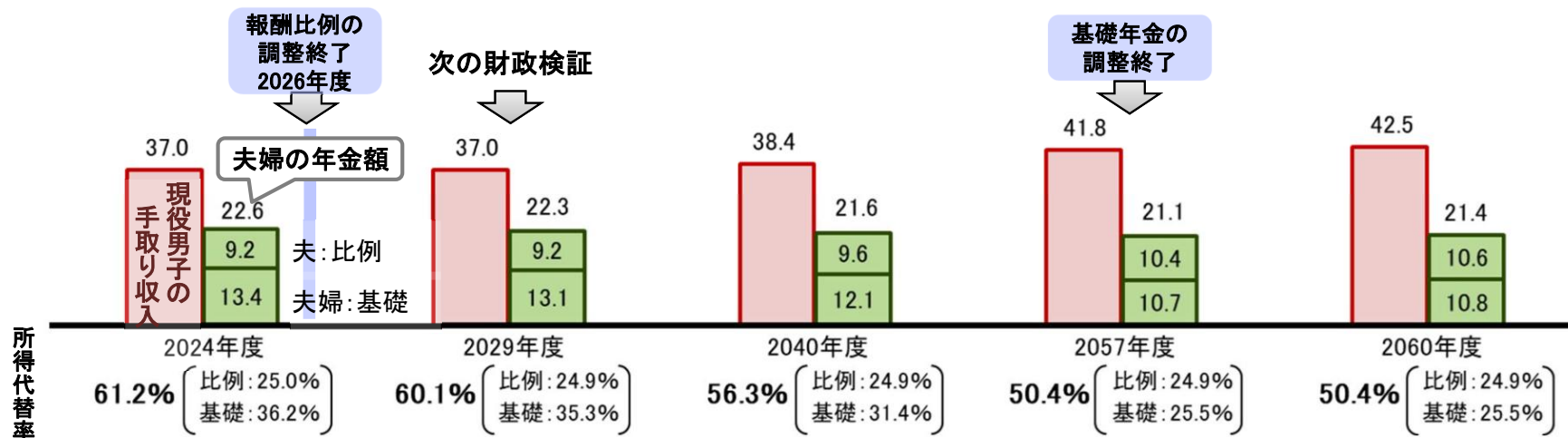
成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率(対物価)1.5%）

単位：万円（月額）

※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



過去30年投影ケース（実質賃金上昇率(対物価)0.5%）



※上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。

※所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

※試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

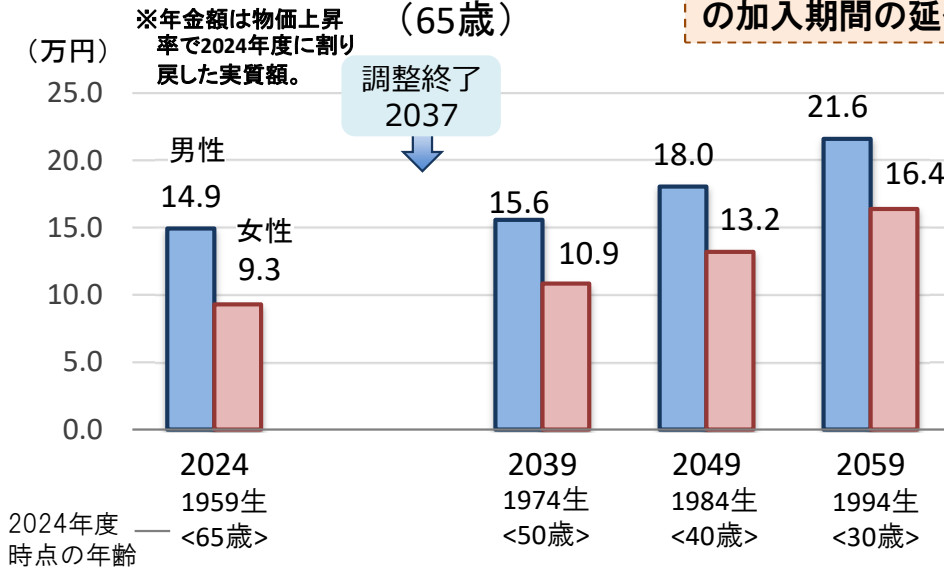
年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計）

成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率（対物価）1.5%）

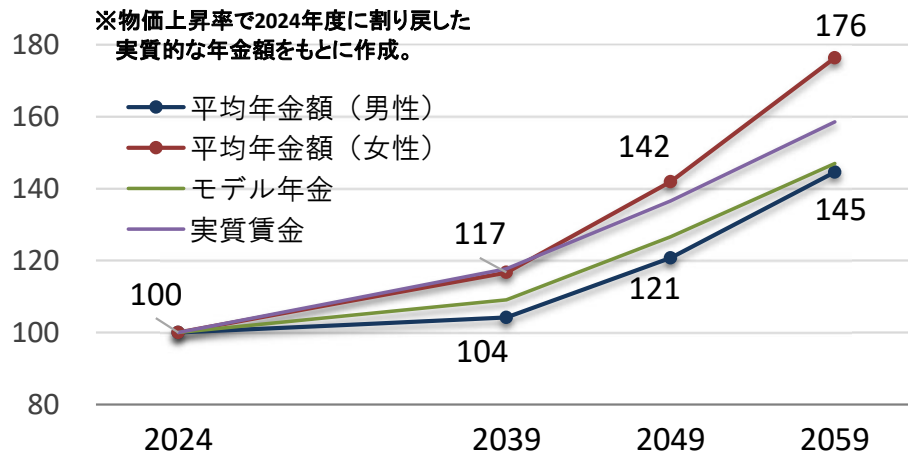
- 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。

平均年金額【1人分】 （65歳）

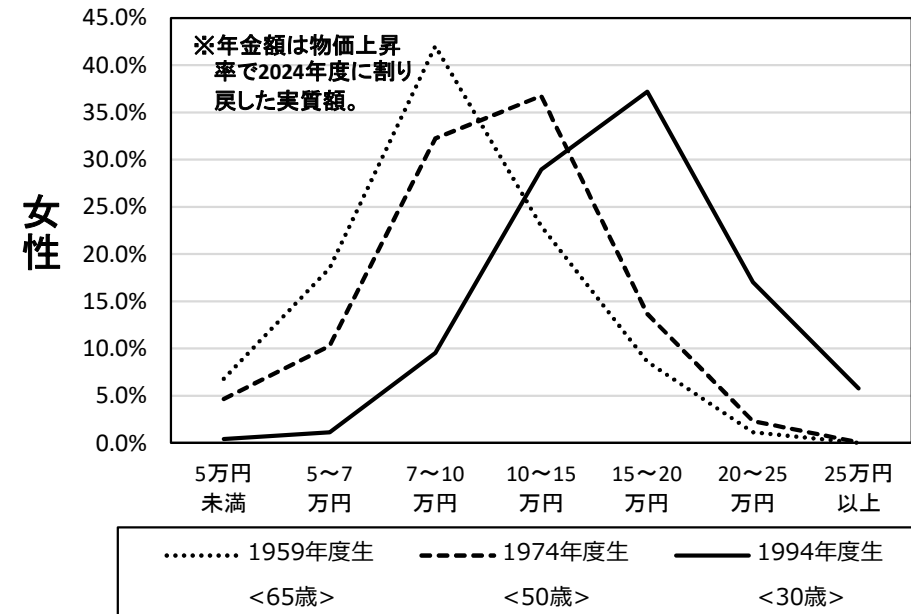
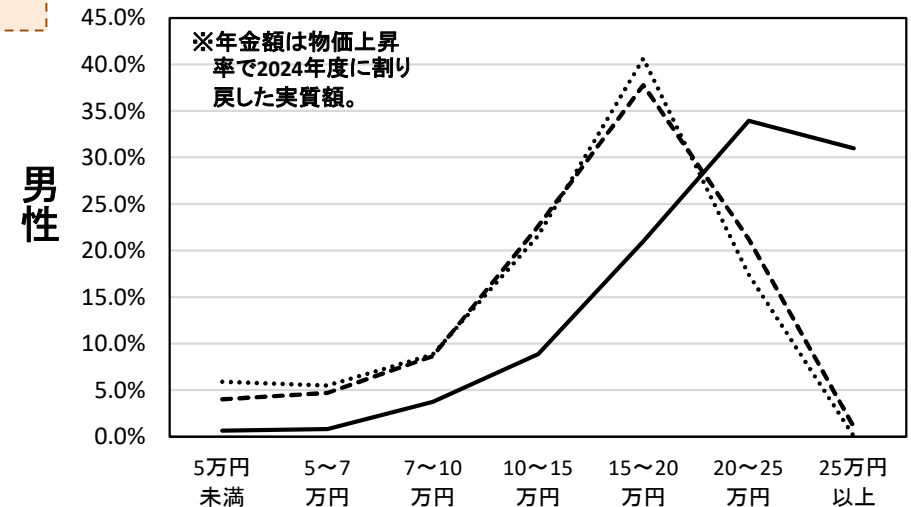
労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸を反映



年金の伸び



年金月額分布



※1 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数164万人）。

※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

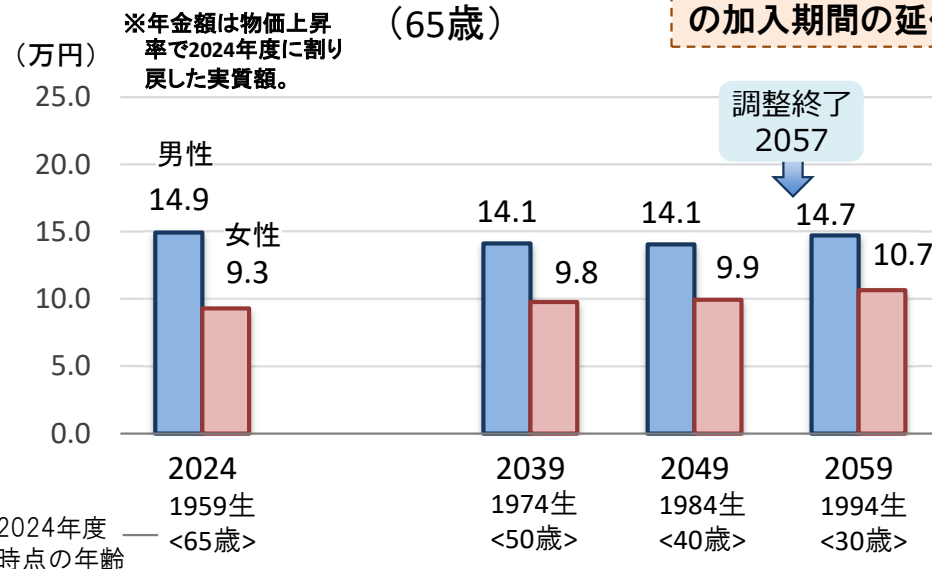
年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計）

過去30年投影ケース（実質賃金上昇率(対物価)0.5%）

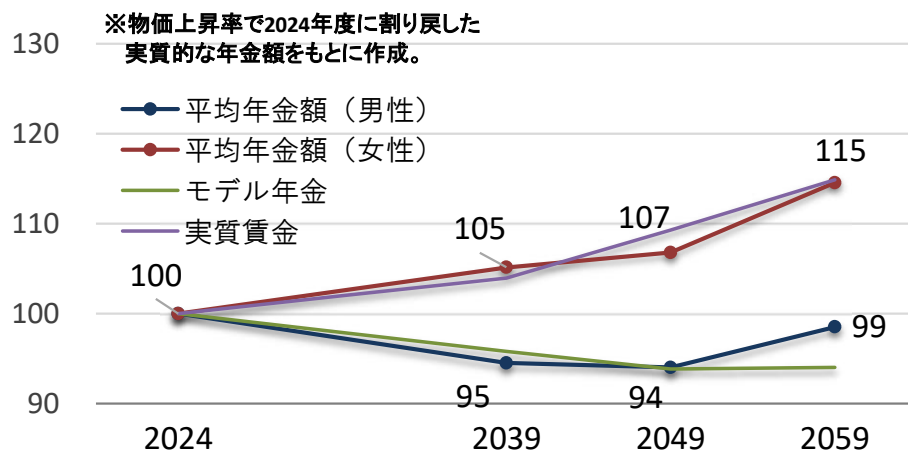
- 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金（特に基礎年金）は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。

平均年金額【1人分】 （65歳）

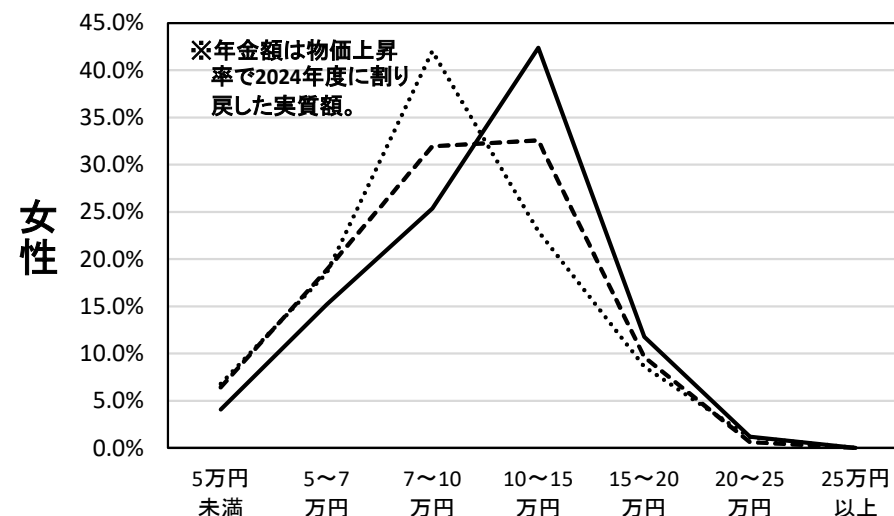
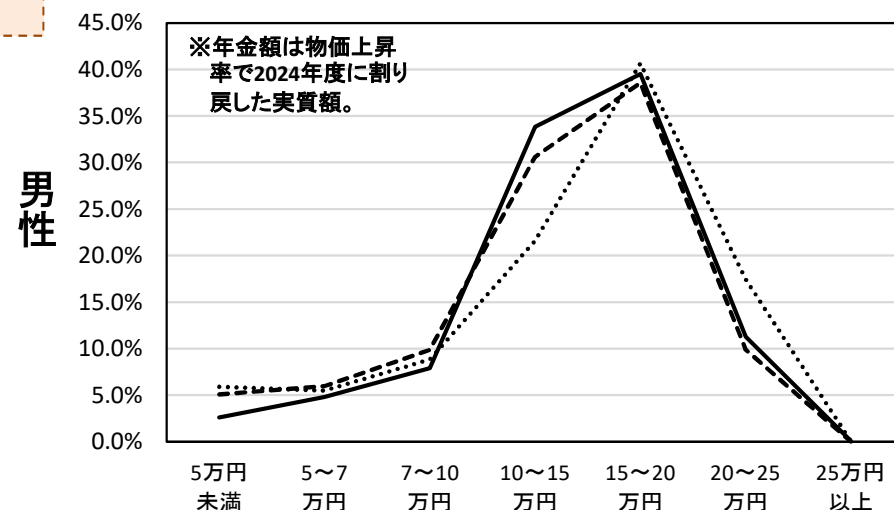
労働参加の進展による厚生年金
の加入期間の延伸を反映



年金の伸び



年金月額分布



..... 1959年度生 <65歳> - - - - 1974年度生 <50歳> ——— 1994年度生 <30歳>

※1 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
 ※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

オプション試算の内容

1. 被用者保険の更なる適用拡大

- ①: 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合
(約90万人)
- ②: ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合
(約200万人)
- ③: ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合
(約270万人)
- ④: 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合
(約860万人)

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

4. 在職老齢年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)の見直しを行った場合

5. 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)の見直しを行った場合

(参考) 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

雇用者全体 (2023年度時点)
5,740万人 ※70歳以上を除く

- ① 90 万人・・・企業規模要件撤廃＋非適用業種の解消 (A)
- ② 200 万人・・・①＋賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ (A+B)
- ③ 270 万人・・・②＋5人未満個人事業所 (A+B+C)
- ④ 860 万人・・・週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大 (D)

適用拡大対象者数【万人】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
①	90	40	30	20
②	200	70	90	40
③	270	130	90	50
④	860	380	290	200

フルタイム
4,780 万人

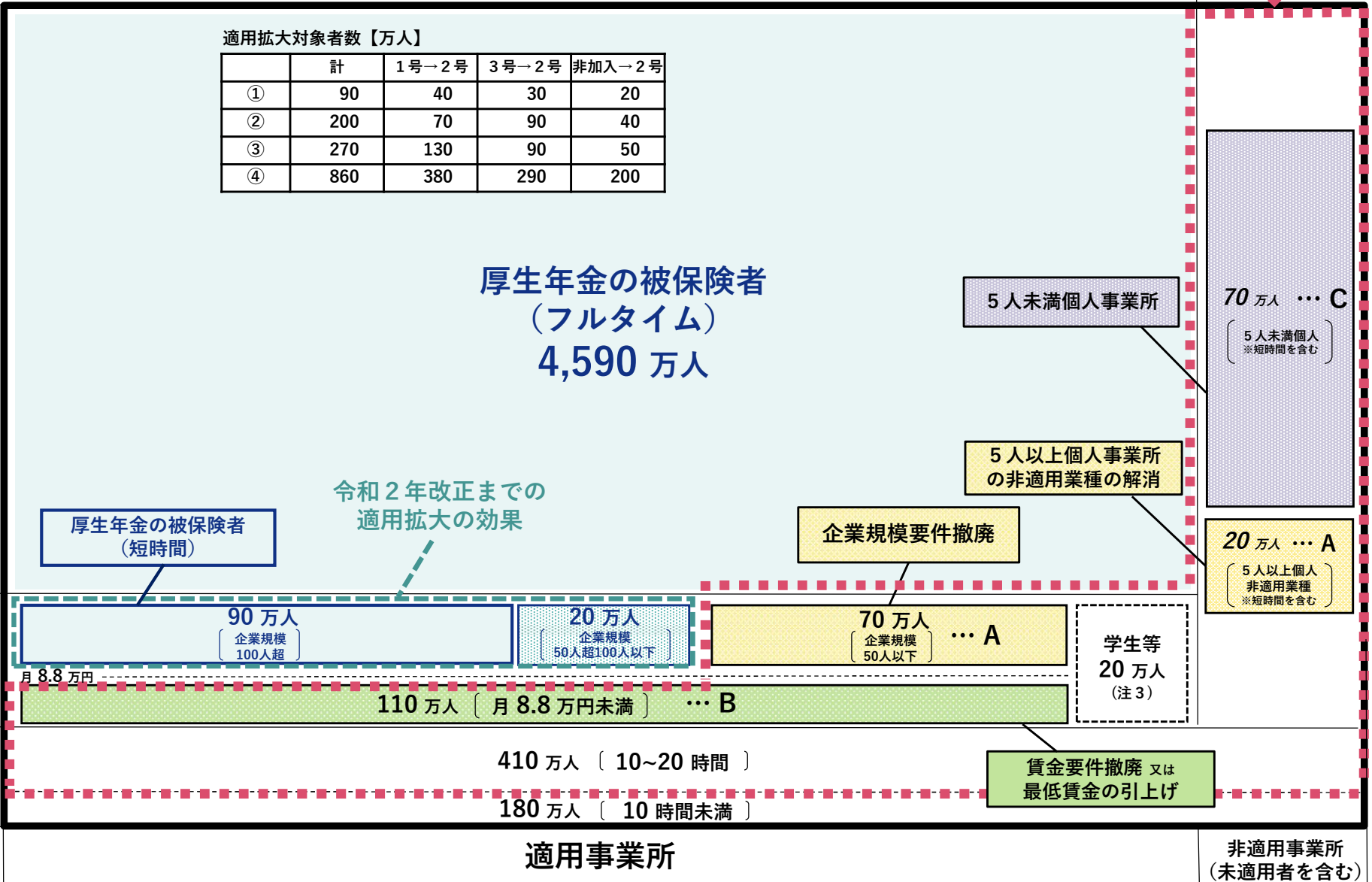
厚生年金の被保険者
(フルタイム)
4,590 万人

週所定労働時間
4 分の 3 (注 4)

フルタイム
以外
960 万人

うち
20時間以上
380 万人

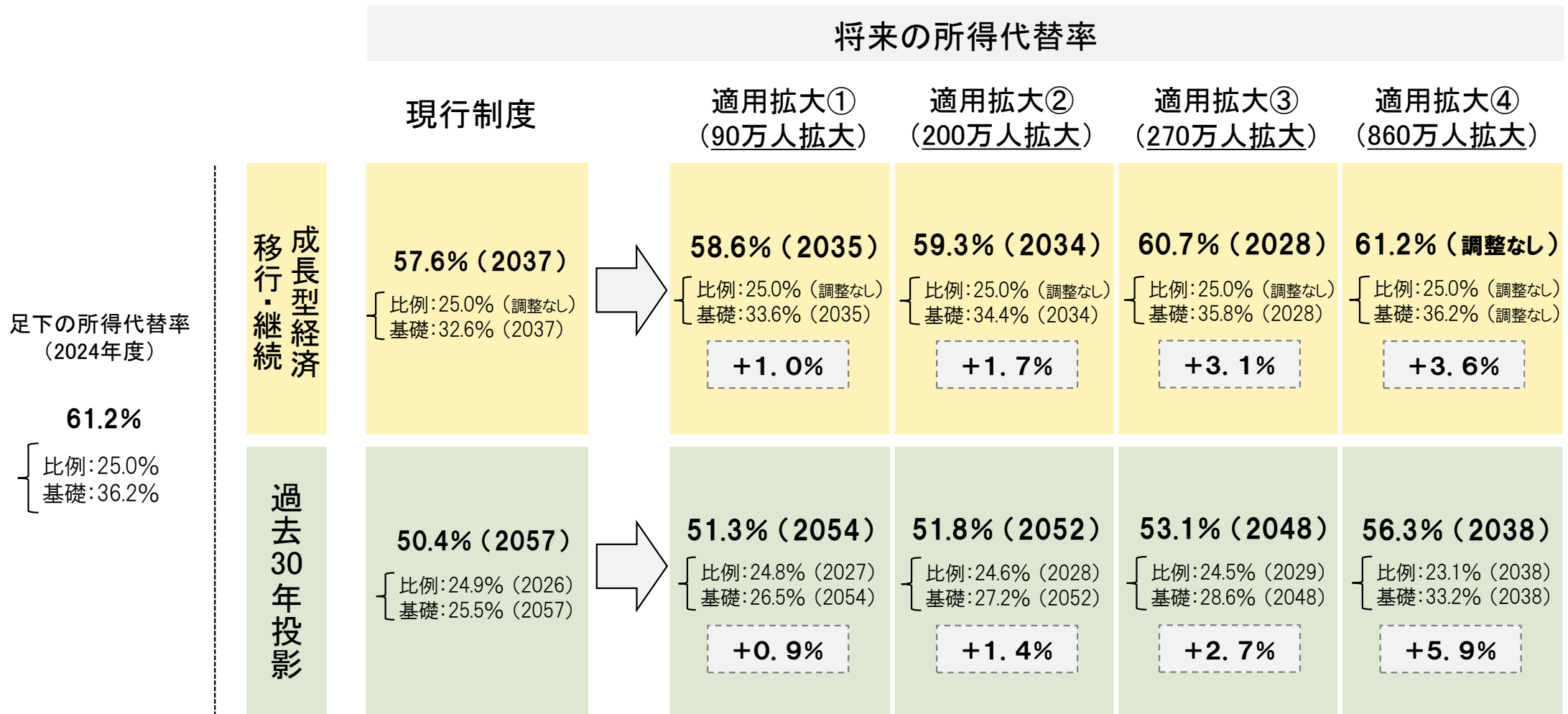
うち
20時間未満
580 万人



注 1. 「労働力調査2023年平均」、「令和 4 年公的年金加入状況等調査」、「令和 4 年就業構造基本調査」、「令和 3 年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。
 注 2. 斜体字は、「令和 3 年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。
 注 3. 学生等には、雇用契約期間 2 ヶ月以下の者（更新等で同一事業所で 2 ヶ月以上雇用されている者は除く）が含まれている。
 注 4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和 5 年就労条件総合調査」における労働者 1 人平均の値 (39時間04分) としている。

1. 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合（約90万人拡大）
 ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合（約200万人拡大）
 ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合（約270万人拡大）
 ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合（約860万人拡大）
 ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。



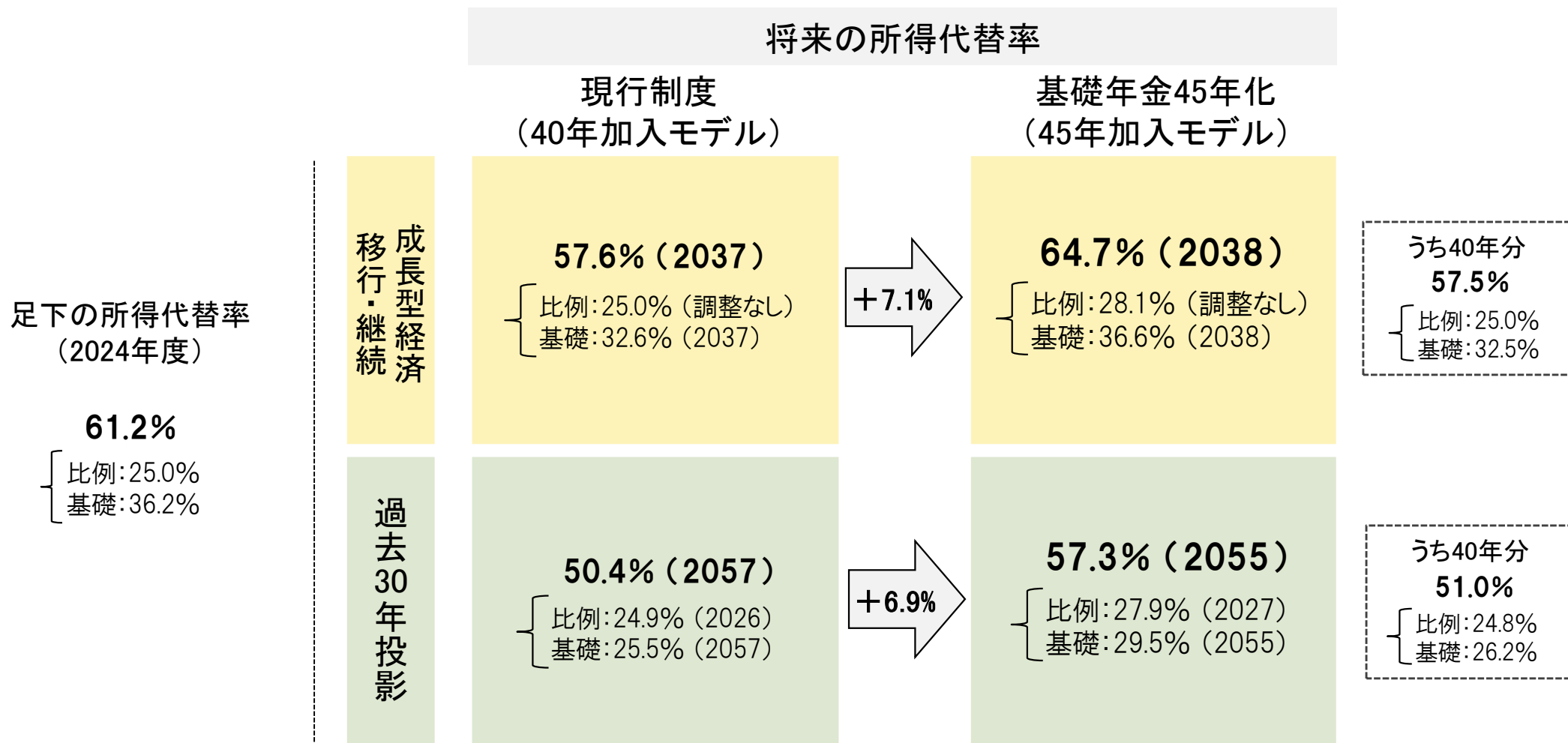
注1：給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2：試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合

○ 基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

- ・ 試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
- ・ 延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算している。
- ・ マクロ経済スライドの調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

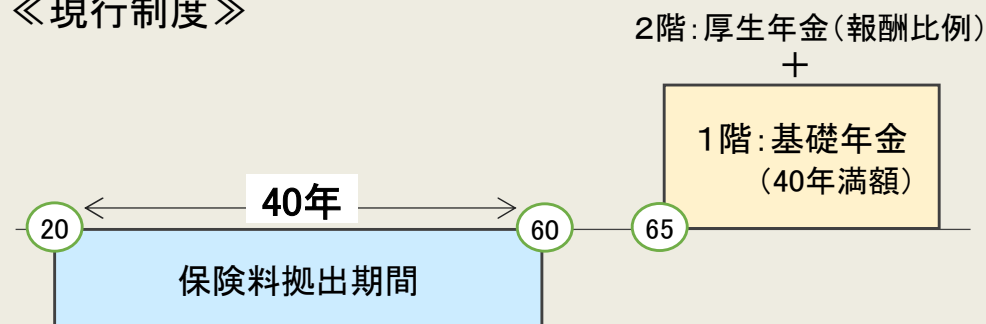
注3: 現行の仕組みの下で厚生年金に20歳から64歳まで45年加入した場合は、報酬比例部分の給付水準のみ、40年加入した場合の45/40倍となる。

(参考) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額のイメージと試算の前提

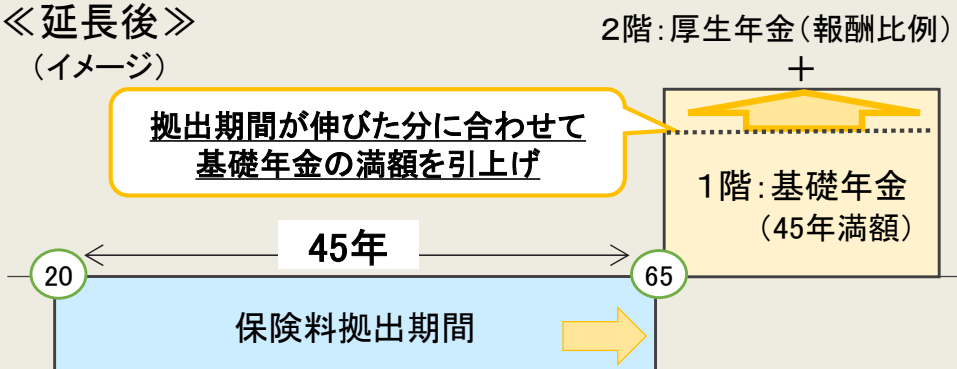
- 基礎年金の拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。

基礎年金の拠出期間延長・給付増額した場合のイメージ

《現行制度》



《延長後》 (イメージ)



試算の前提(基礎年金) — 個人ベースの負担と給付の関係 —

被保険者区分	負担(保険料)	給付(基礎年金)
1号	60～64歳の5年間追加で保険料負担 (※2)	60～64歳の5年間の負担に応じた給付増 (※1)
2号・3号	追加の保険料負担なし	60～64歳の5年分に対応する給付増

※1: 令和6年度の基礎年金額(年81.6万円)をもとに計算すると、年約10万円の給付増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)

※2: 令和6年度の国民年金保険料(月約1.7万円)をもとに計算すると、5年間で約100万円の負担増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)
なお、現行制度における保険料免除の仕組みが60～64歳においても同様に適用される前提で試算。

※3: 試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。

※4: 延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算。

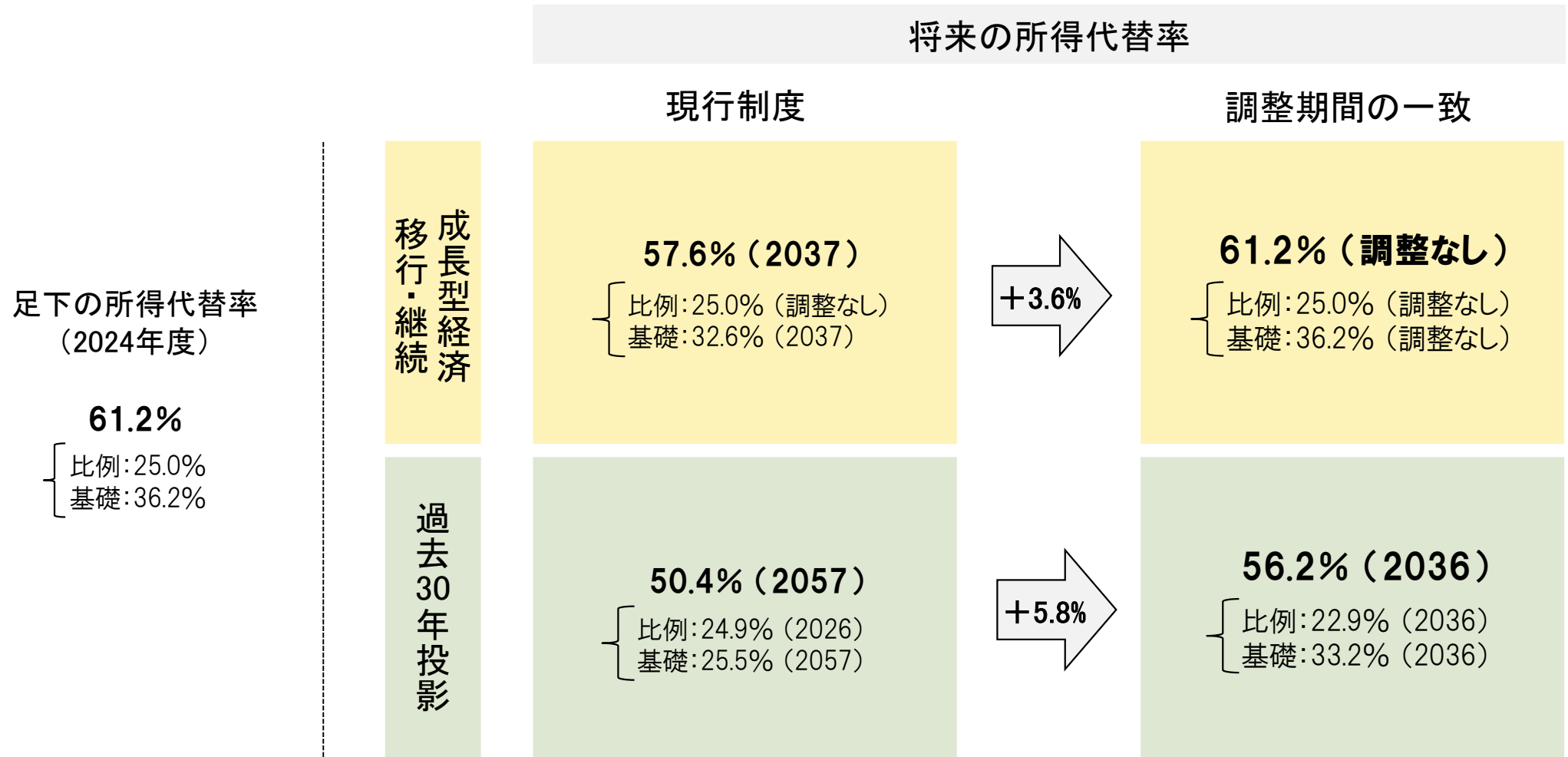
※5: マクロ経済スライドの調整率は、現行制度と同じと仮定。

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合

○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。

なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。

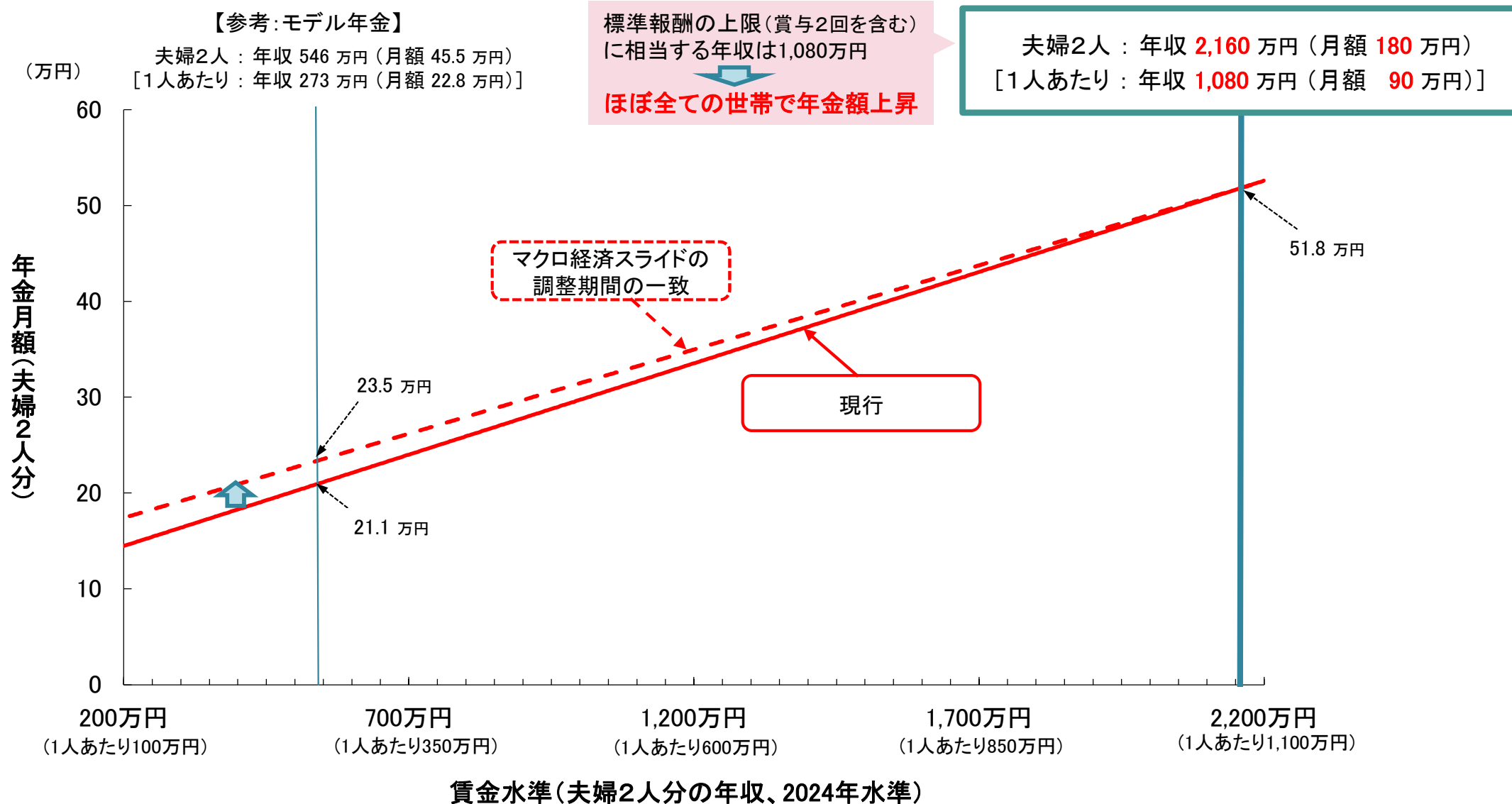


注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

（参考）賃金水準別に見た調整期間一致による年金額への影響

過去30年投影ケース：2057年度



※ 成長型経済移行・継続ケースの場合、報酬比例の低下がないため全ての世帯で年金額が上昇。

注1：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額（物価で2024年度に割り戻した実質額）であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

注2：厚生年金の加入期間が40年を超える場合、より低い年収でも年金額が低下する場合がある。ただし、年金額が低下するのは、生涯年収（標準報酬ベース）約4.3億円（＝1080万円×40年）を超える者であり、その割合は厚生年金受給者の0.1%未満。（2022年度末の厚生年金（共済分除く）の受給権者に基づく試算）

4. 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを撤廃した場合

○ 就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)を撤廃した場合

・試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。
※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例部分の所得代替率が低下(基礎年金への影響はない)。

⇒ 働く年金受給者の給付が増加する一方、将来の受給世代の給付水準が低下する。

高在老の撤廃

所得代替率への影響

比例：▲0.5%

※ 基礎は影響なし

【参考】高在老の撤廃による給付増
(報酬比例部分)

2030年度：5,200億円

2040年度：6,400億円

2060年度：4,900億円

※ 賃金上昇率により2024年度の価格に換算したもの

【参考】65歳以上の在職老齢年金の支給停止基準額を変更した場合の影響
(2022年度末データ)

支給停止基準額	支給停止者数	支給停止額	支給停止基準額 見直しによる給付増
現行 [2022年度 47万円]	50万人 (16%)	4,500億円	—
53万円	37万人 (12%)	3,600億円	900億円
56万円	33万人 (11%)	3,200億円	1,300億円
59万円	29万人 (10%)	2,700億円	1,800億円
62万円	27万人 (9%)	2,300億円	2,200億円
65万円	25万人 (8%)	1,900億円	2,600億円
⋮	⋮	⋮	⋮
撤廃	—	—	4,500億円

注1: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人))。
過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率(比例): [現行]24.9%(2026年度)→[高在老撤廃]24.4%(2029年度) ※()内は調整終了年度
なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。
注2: 右表の支給停止者数における()内は、65歳以上の在職老齢年金受給権者(308万人)に対する割合である。
注3: 右表の支給停止者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止額には含まれている。

5. 標準報酬月額の上限の見直しを行った場合

○ 厚生年金の標準報酬月額上限(現行65万円)について、以下のとおり見直した場合

① 75万円(上限該当者4%相当)、② 83万円(上限該当者3%相当)、③ 98万円(上限該当者2%相当)

- ・試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。・標準賞与の上限は、上限該当者の賞与の水準を踏まえ現行と同じと仮定。
- ・現行の上限該当者は6%程度。

※ 厚生年金の保険料収入の増加により報酬比例部分の所得代替率が上昇(基礎年金への影響はない)。

⇒ 上限該当者や企業の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金が増加することに加え、将来の受給世代の給付水準も上昇する。

標準報酬月額上限	上限該当者数(注1) ※()内は上限該当者の割合	保険料収入の増加額(注2) ※()内は事業主負担分	所得代替率への影響(注3)
現行 65万円	259万人 (6.2%)	—	—



上限の見直し① 75万円	168万人 (4.0%)	4,300億円 (2,150億円)	比例: +0.2% ※ 基礎は影響なし
上限の見直し② 83万円	123万人 (3.0%)	6,600億円 (3,300億円)	比例: +0.4% ※ 基礎は影響なし
上限の見直し③ 98万円	83万人 (2.0%)	9,700億円 (4,850億円)	比例: +0.5% ※ 基礎は影響なし

<参考> 上限該当者に係る(注4) 老齢厚生年金の給付増 ※10年間、見直し後の 標準報酬上限に 該当した場合の例
6.1万円/年 (終身)
11.0万円/年 (終身)
20.1万円/年 (終身)

注1: 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。()内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。

注2: 保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。

注3: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)。

過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例): ※()内は調整終了年度

[現行]23.9%(2031年度) → [上限の見直し①: 75万円]24.2%(2030年度)、[上限の見直し②: 83万円]24.3%(2030年度)、[上限の見直し③: 98万円]24.5%(2029年度)

なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない(又は調整期間が短い)見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。

制度改正案による所得代替率への影響

公的年金の制度改正案の主な内容

- ①被用者保険の適用拡大等（短時間労働者に係る企業規模要件及び賃金要件の撤廃＋5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消（対象者数：200万人））
- ②在職老齢年金制度の見直し（支給停止となる収入基準額の引上げ： 50万円→62万円）
- ③遺族年金の見直し
- ④標準報酬月額上限の見直し（最高等級の改定ルールの見直し、上限額の引上げ： 65万円→75万円）

※2026～2030年度まで報酬比例部分のマクロ経済スライド調整率を1／3に緩和。

令和6年財政検証結果

足下(2024年度)

61.2%

〔 比例:25.0%
基礎:36.2% 〕

現行制度

成長型経済移行・継続 (実質1%成長)

57.6% (2037)

〔 比例:25.0% (調整なし)
基礎:32.6% (2037) 〕

過去30年投影 (実質ゼロ成長)

50.4% (2057)

〔 比例:24.9% (2026)
基礎:25.5% (2057) 〕

制度改正案

58.9% (2034)

〔 比例:24.7% (2030)
基礎:34.3% (2034) 〕

51.8% (2052)

〔 比例:24.6% (2030)
基礎:27.1% (2052) 〕

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、
()内は給付水準の調整終了年度である。

注1： 試算の前提となる人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）

注2： 所得代替率への影響は、適用拡大により＋1.4％、在職老齢年金の見直しにより▲0.2％、標準報酬月額上限の見直しにより＋0.2％、その他（遺族年金の見直し等）により0.0％。

注3： 制度改正案においては、附則第3条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るためには、1年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

(参考) 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

雇用者全体 (2023年度時点)
5,740万人 ※70歳以上を除く

フルタイム
4,780 万人

週所定労働時間
4 分の 3 (注 4)

フルタイム
以外
960 万人

うち
20時間以上
380 万人

うち
20時間未満
580 万人

適用拡大対象者数【万人】				
	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
A 賃金要件の撤廃	110	30	60	20
B 企業規模要件の撤廃 (35人超 2027.10~、20人超 2029.10~、10人超 2032.10~、撤廃 2035.10~)	70	25	30	15
C 非適用業種の解消 (新規のみ2029.10~)	20	15	2	3
計	200	70	90	40

※ 端数処理の関係で各項目の合計と「計」は合わない場合がある。

厚生年金の被保険者
(フルタイム)
4,590 万人

令和 2 年改正までの適用拡大の効果
厚生年金の被保険者 (短時間)

企業規模要件の撤廃

35人超50人以下 (2027.10~)	10 万人
20人超35人以下 (2029.10~)	15 万人
10人超20人以下 (2032.10~)	20 万人
10人以下 (2035.10~)	25 万人

5人以上個人事業所の非適用業種の解消 (新規のみ 2029.10~)

20 万人 … C
〔 5人以上個人非適用業種 ※短時間を含む 〕

企業規模50人超 110 万人

70 万人 … B

学生等
20 万人 (注 3)

110 万人 … A

賃金要件撤廃 又は 最低賃金の引上げ

410 万人 [10~20 時間]

180 万人 [10 時間未満]

適用事業所

非適用事業所 (未適用者を含む)

注 1. 「労働力調査2023年平均」、「令和 4 年公的年金加入状況等調査」、「令和 4 年就業構造基本調査」、「令和 3 年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。
注 2. 斜体字は、「令和 3 年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。
注 3. 学生等には、雇用契約期間 2 ヶ月以下の者（更新等で同一事業所で 2 ヶ月以上雇用されている者は除く）が含まれている。
注 4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和 5 年就労条件総合調査」における労働者 1 人平均の値 (39時間04分) としている。
注 5. 5人以上個人事業所の非適用業種の解消 (C) に係る20万人は、全ての事業所が適用となった場合の数値。試算上は2029年10月から20年かけて適用されると仮定。
(参考) 今回の見直しによる公費への影響として、医療保険における公費は今回の適用拡大対象者が全て適用された時点で約0.2兆円減少。他方で、長期的に見れば適用拡大による基礎年金水準向上に伴う公費負担増を考慮する必要があることに留意 (成長型経済移行・継続ケースでは給付水準調整終了後の2037年度時点で約0.6兆円、過去30年投影ケースでは給付水準調整終了後の2057年度時点で約0.5兆円増加 (いずれも2024年度価格))

制度改革案による経歴類型別割合や平均年金額への影響

女性

65歳
(1959年度生)

将来の年金額は、物価上昇率で
2024年度に割り戻した実質額。

30歳
(1994年度生、2059年度に65歳)

現行制度

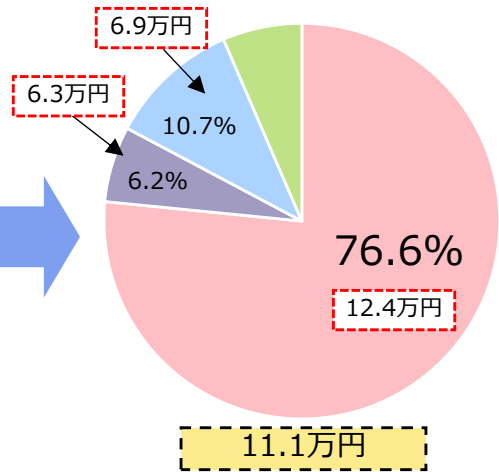
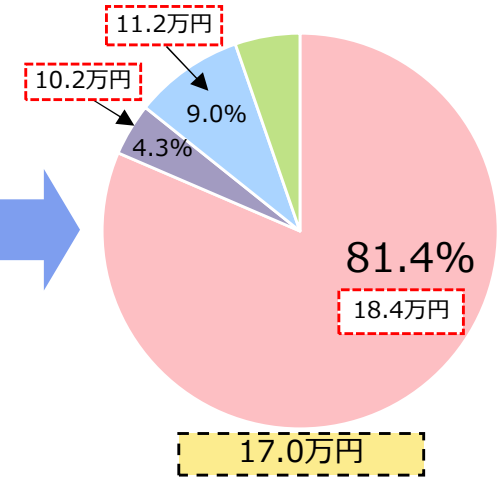
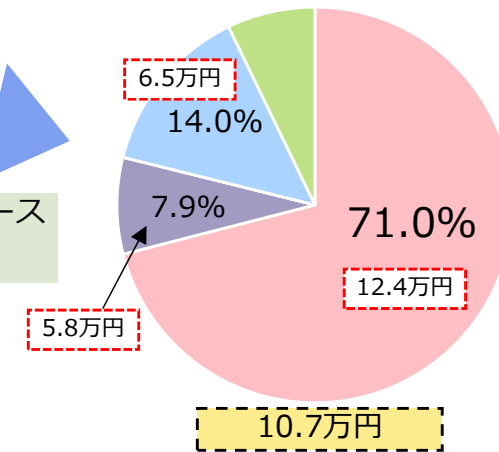
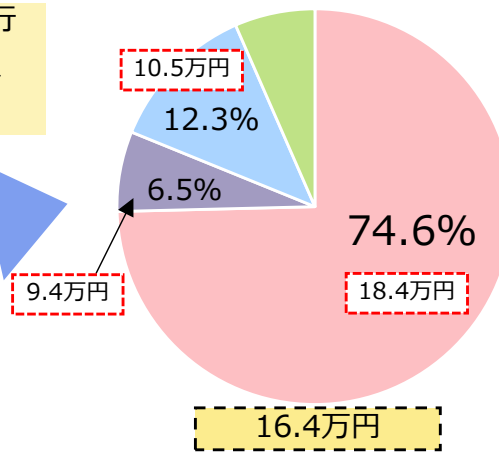
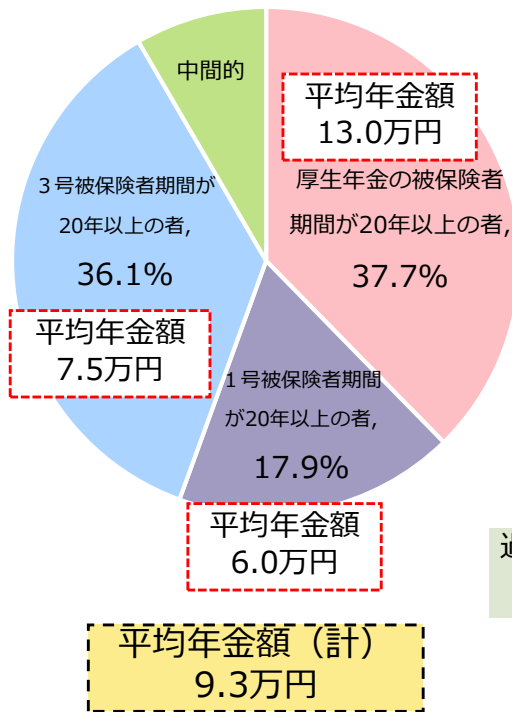
制度改革案

成長型経済移行
・継続ケース
(実質1%成長)

制度改革案

過去30年投影ケース
(実質ゼロ成長)

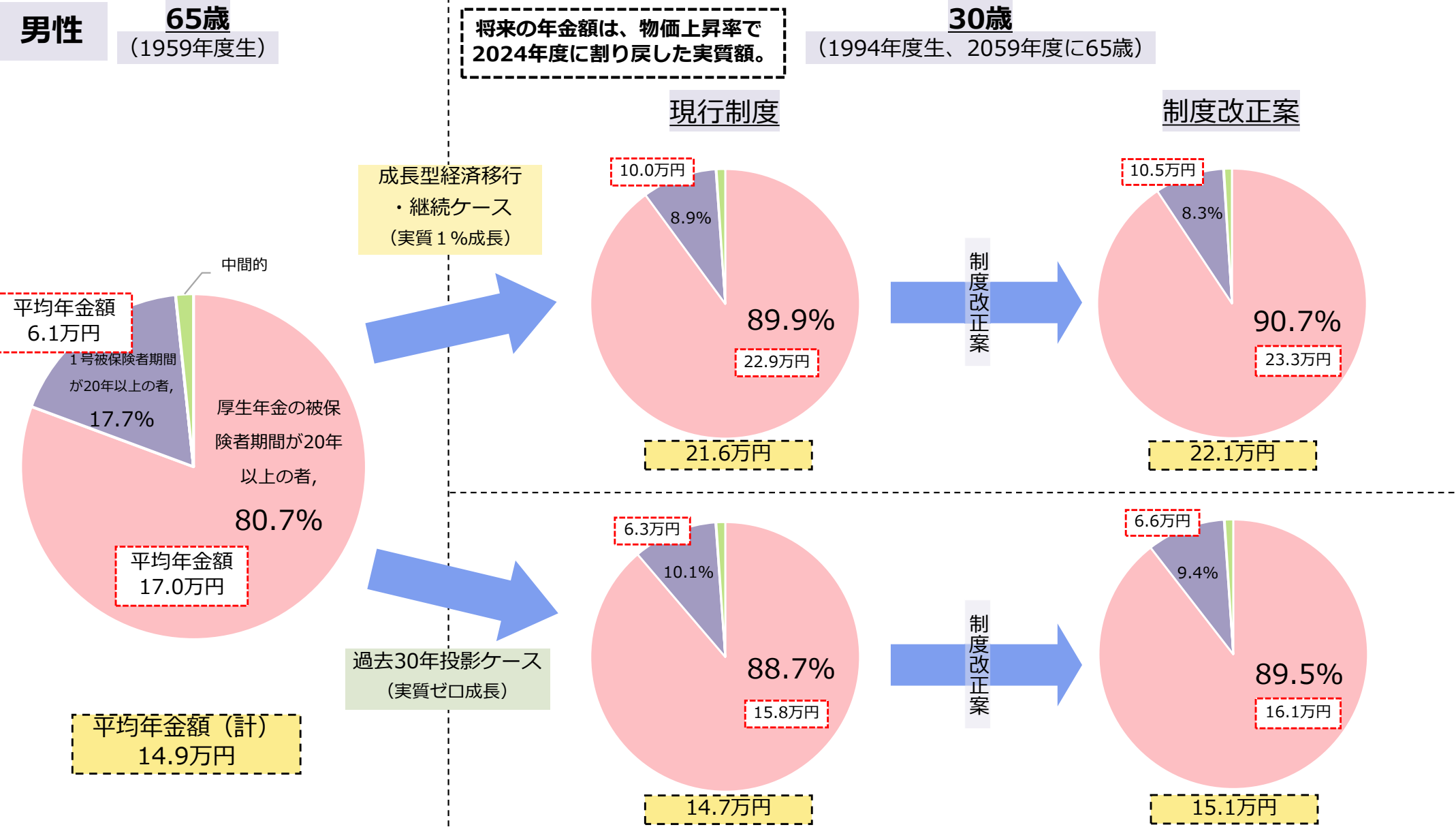
制度改革案



※現行制度及び制度改革案（30歳世代について）のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

※経歴類型の「中間的」は「厚生年金の被保険者期間が20年以上の者」、「1号被保険者期間が20年以上の者」、「3号被保険者期間が20年以上の者」いずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

制度改正案による経歴類型別割合や平均年金額への影響



※現行制度及び制度改正案（30歳世代について）のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

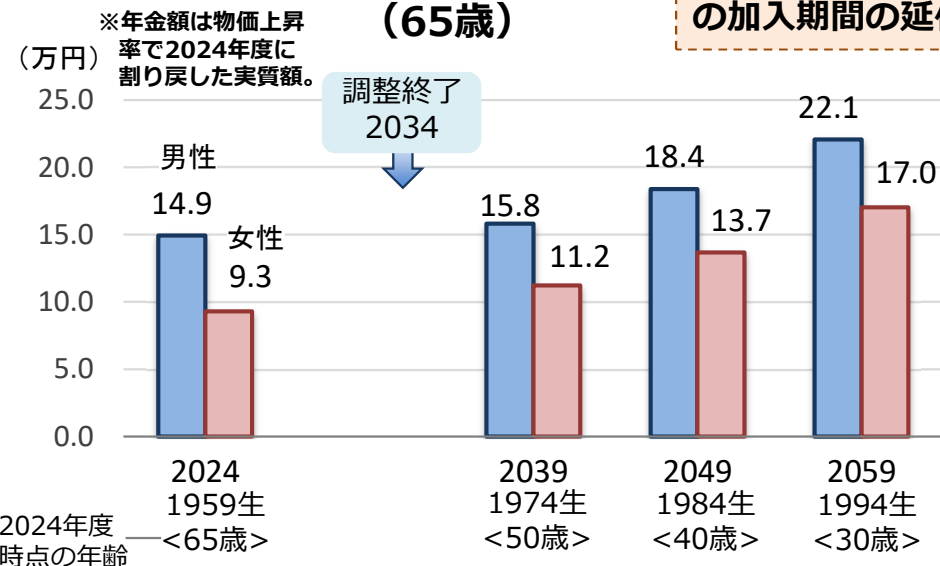
※経歴類型の「中間的」は「厚生年金の被保険者期間が20年以上の者」、「1号被保険者期間が20年以上の者」、「3号被保険者期間が20年以上の者」いずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

年金額の将来見通し（制度改正案）

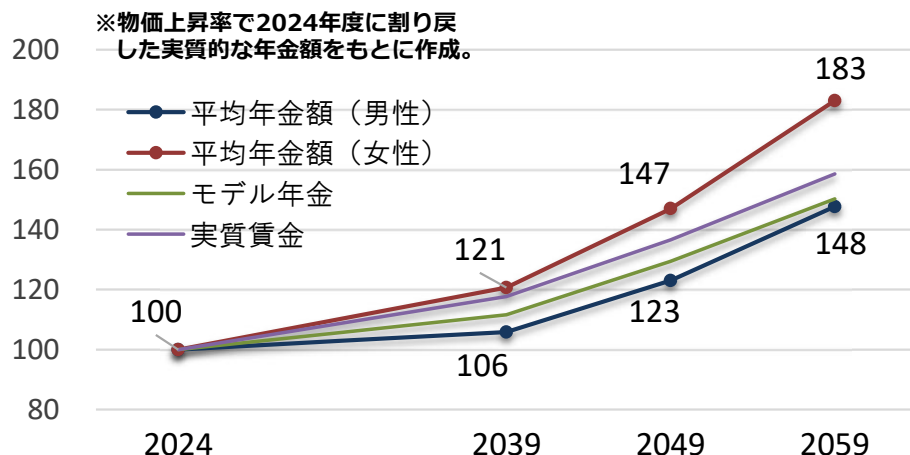
成長型経済移行・継続ケース（実質1%成長、実質賃金上昇率（対物価）1.5%）

- 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。

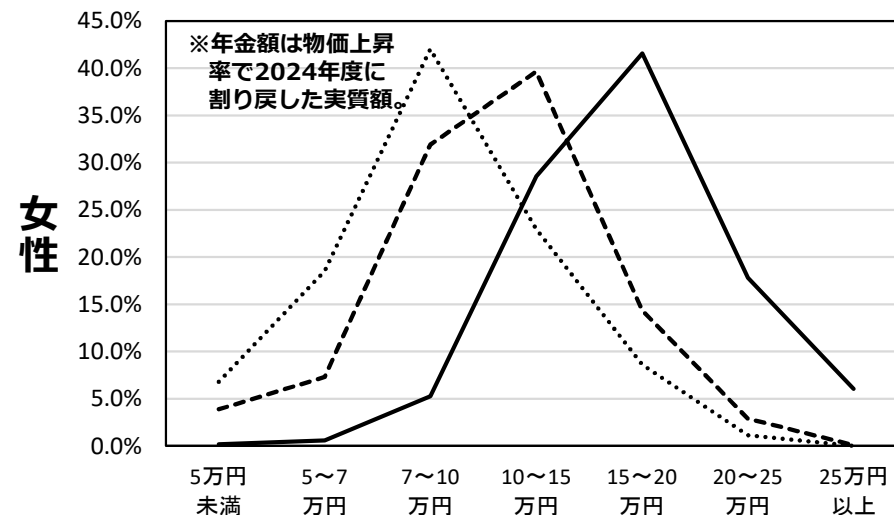
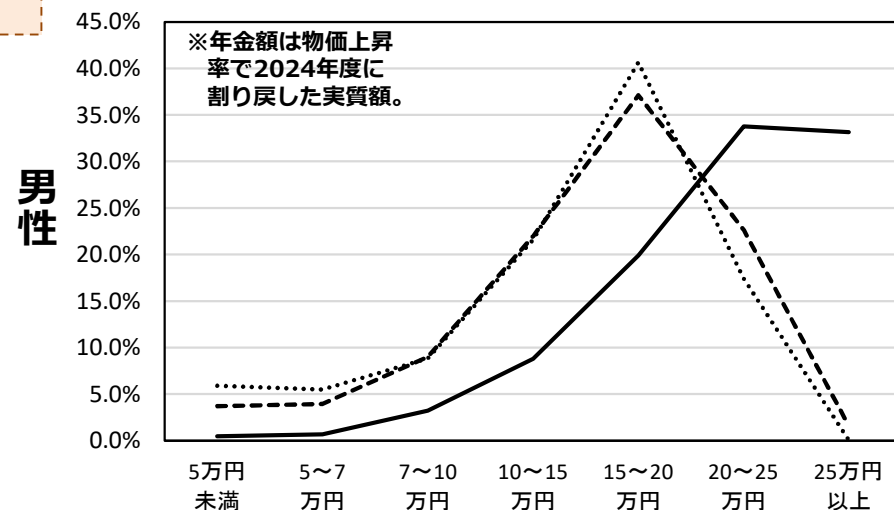
平均年金額【1人分】 （65歳）



年金の伸び



年金月額の分布



..... 1959年度生 <65歳>
----- 1974年度生 <50歳>
———— 1994年度生 <30歳>

- ※1 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
- ※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

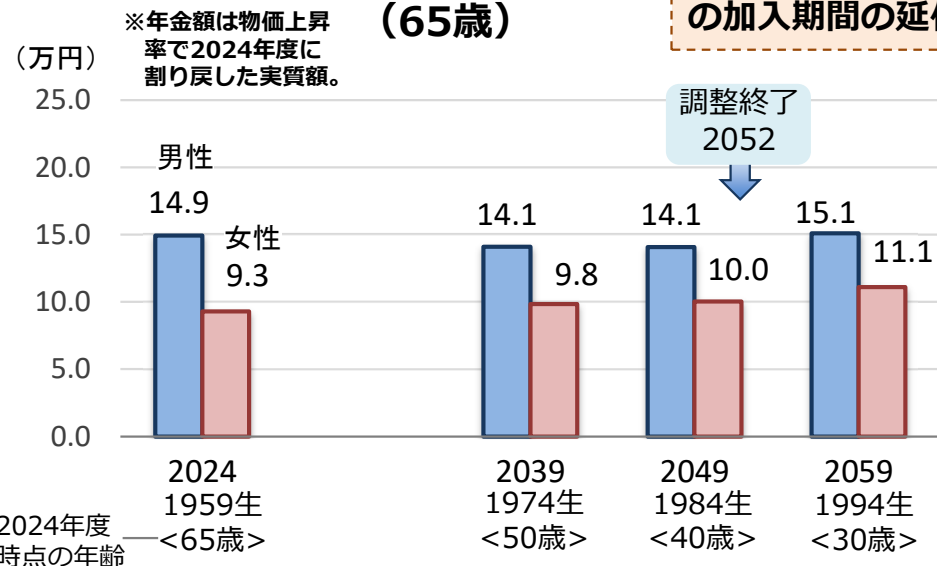
年金額の将来見通し（制度改正案）

過去30年投影ケース（実質ゼロ成長、実質賃金上昇率（対物価）0.5%）

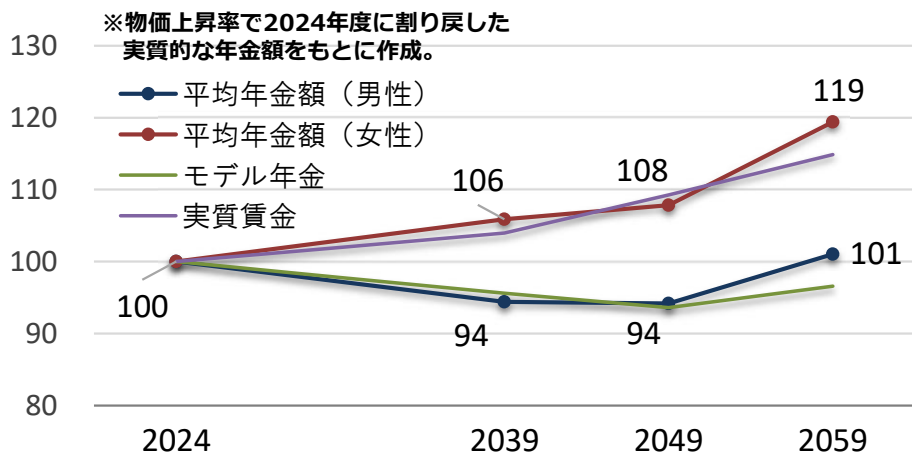
- 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金（特に基礎年金）は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。

平均年金額【1人分】 （65歳）

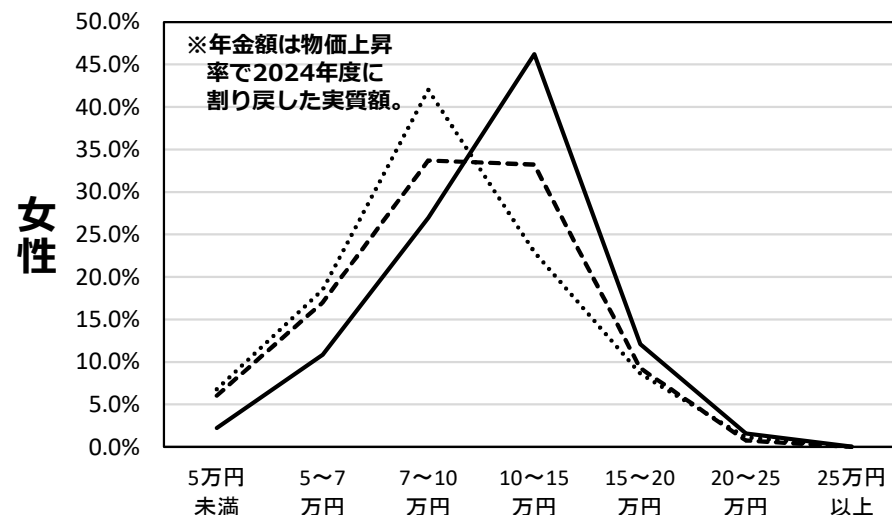
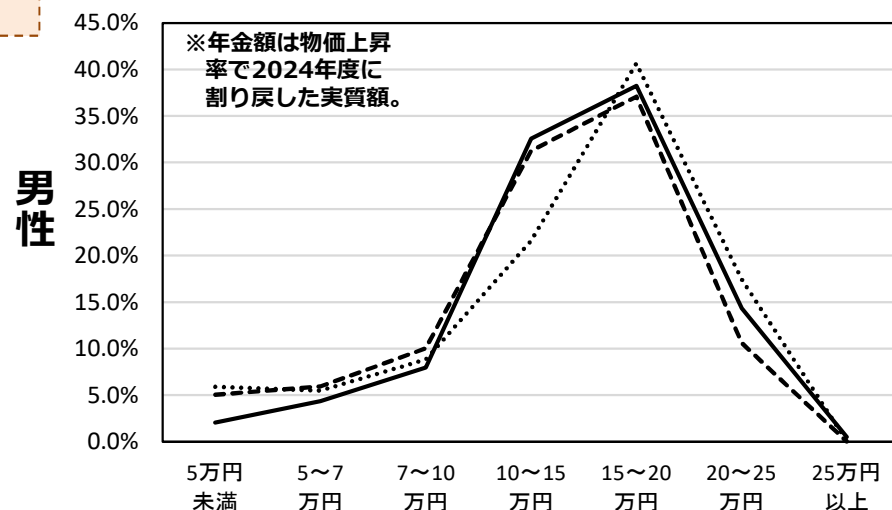
労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸を反映



年金の伸び



年金月額額の分布



..... 1959年度生 <65歳>
----- 1974年度生 <50歳>
———— 1994年度生 <30歳>

- ※1 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
- ※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

厚生年金・国民年金の積立金運用とGPIFについて

年金財政における積立金の役割

- 公的年金制度は、その時の現役世代の保険料負担で、そのときの高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本としつつ、将来世代の負担が大きくなりすぎないように、現役世代が納めた年金保険料のうち、年金の支払いなどに充てられなかったものを積み立てている。
- こうした年金積立金は、専門性の徹底及び責任の明確化を図る観点から、運用に特化した**年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）**が国内外の資本市場で運用している。

運用の考え方・運用の目標

- 積立金の運用は、法律上、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととされており、GPIFは、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、最低限のリスクで安定的に運用することとしている。
- 年金給付費及び保険料収入は、概ね名目賃金上昇率に連動して増減するため、年金積立金の実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率：スプレッド）が年金財政に影響を与える。
- 第5期中期目標（2025～2029年度）では、令和6年財政検証において令和5年（2023年）度分までの運用収益を織り込んだ上で、**長期的に実質的な運用利回り1.9%を最低限のリスクで確保**することが求められている。

（2025年4月～）

国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
25% ±6%	25% ±5%	25% ±6%	25% ±6%
±9%		±9%	

※オルタナティブ資産（インフラ、プライベートエクイティ、不動産等）は、リスク・リターン特性に応じて 国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。

基本ポートフォリオ

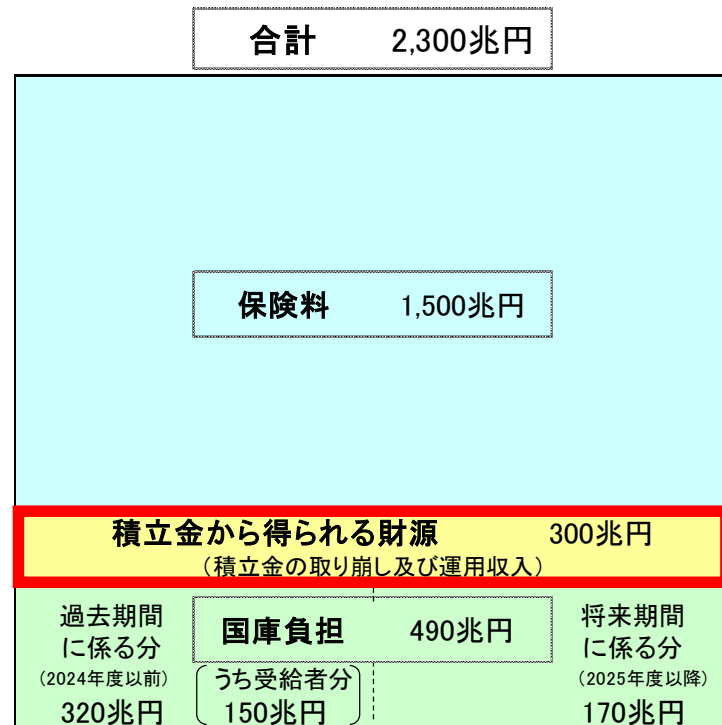
- 長期的な運用においては、**基本となる資産構成割合（基本ポートフォリオ）**を決めて長期間維持していく方が、短期的な市場の動向により資産構成割合を変更するより、効率的で良い結果をもたらすとされている。
- GPIFは中期計画において、長期的な観点から必要となる基本ポートフォリオを定め、乖離許容幅の中で管理・運用を行っている。

年金財政における積立金の役割

- 公的年金制度は、その時の現役世代の保険料負担で、その時の高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本としつつ、現役世代の負担が大きくなりすぎないように一定の積立金を保有。
- 概ね100年間の年金給付と、財源（保険料収入・国庫負担・積立金活用）の均衡が図られている。
今後、概ね100年間の年金給付総額（2,300兆円）のうち、積立金から得られる財源であてられているのは1割程度（300兆円）。よって、積立金の運用に伴う短期的な市場変動は、年金給付に大きな影響を与えない。

＜概ね100年間の年金給付にあてる財源・内訳＞

金額は、概ね100年間の財源を現時点の価格に換算して一時金で表したもの



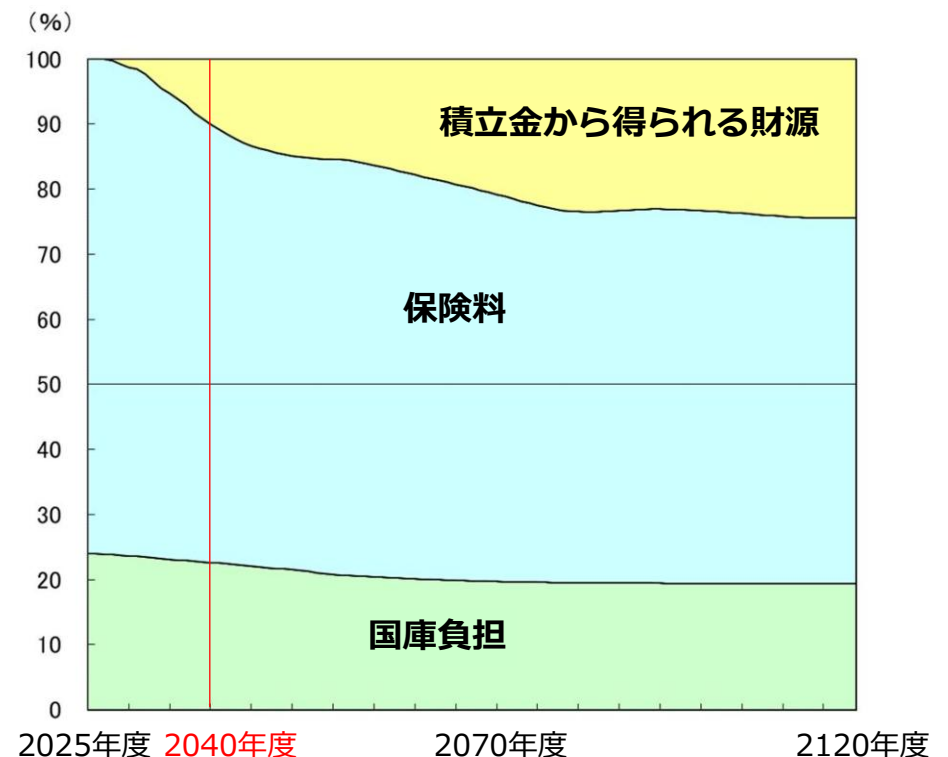
1割程度

令和6(2024)年度末

〔前提〕 財政検証における人口：中位推計 財政検証における経済：過去30年投影
国民年金＋厚生年金の場合のイメージ

＜各年度における積立金の活用イメージ＞

今後100年間で積立金をいつ活用するかを表したもの

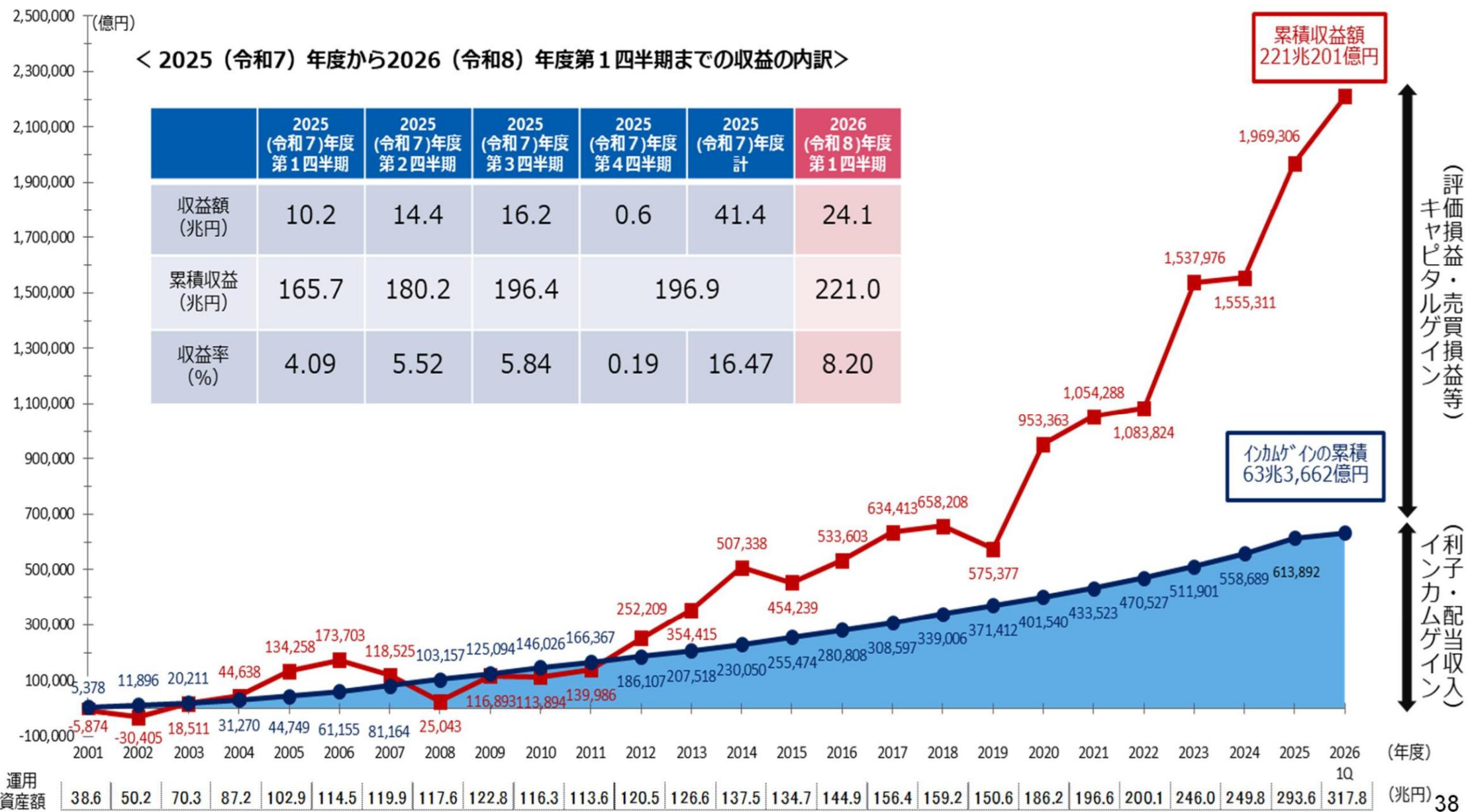


(出典) 令和6(2024)年財政検証関連資料

GPIFによる積立金の運用が制度を一定程度支えている

＜2025（令和7）年度から2026（令和8）年度第1四半期までの収益の内訳＞

	2025 (令和7)年度 第1四半期	2025 (令和7)年度 第2四半期	2025 (令和7)年度 第3四半期	2025 (令和7)年度 第4四半期	2025 (令和7)年度 計	2026 (令和8)年度 第1四半期
収益額 (兆円)	10.2	14.4	16.2	0.6	41.4	24.1
累積収益 (兆円)	165.7	180.2	196.4	196.9		221.0
収益率 (%)	4.09	5.52	5.84	0.19	16.47	8.20



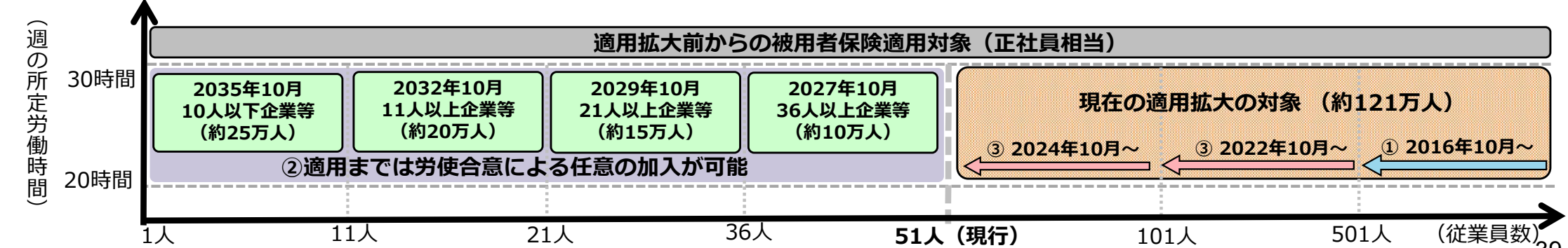
短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

働き方に中立的な制度を構築するとともに、年金等の保障を厚くする観点から、短時間労働者に対する被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ①（2012年改正）従業員501人以上の企業等で、月額賃金8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大
- ②（2016年改正）従業員500人以下の企業等でも労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への任意の適用拡大を可能に（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。）
- ③（2020年改正）従業員51人以上の企業等まで適用範囲を拡大、勤務期間1年以上見込みの要件を撤廃
- ④（2025年改正）月額賃金8.8万円以上の賃金要件を最低賃金の状況を踏まえ撤廃、企業規模の要件を段階的に撤廃

適用拡大前		①2012年改正 (2016年10月施行)		③2020年改正 (2022年10月施行)		③2020年改正 (2024年10月施行)		④2025年改正	
(正社員相当) 週30時間 以上のみ	週労働時間20時間以上 所定労働時間で判断、残業時間等を含まない					週労働時間20時間以上（変更なし）			
	月額賃金8.8万円以上 所定内賃金で判断、残業代等を含まない					撤廃 ⇒ 最低賃金の状況を踏まえ、 2026年10月撤廃予定			
	勤務期間 1 年以上見込			撤廃 ⇒2ヶ月超見込 (正社員と同じ)					
	学生は適用除外					学生は適用除外（変更なし）			
	501人以上の企業等			101人以上の企業等		51人以上の企業等		段階的に撤廃 36人以上の企業等（2027年10月） 21人以上の企業等（2029年10月） 11人以上の企業等（2032年10月） 全ての企業等（2035年10月）	
②2016年改正（2017年4月施行） 企業規模にかかわらず労使合意により任意の適用拡大を可能に									

<被用者保険の適用拡大のイメージ>



※ 現在の適用拡大の対象者数は、2026年3月末時点の短時間労働者数（厚生年金保険・国民年金事業状況（事業月報））、2025年改正の対象者数は2024年の財政検証の推計値

被用者保険が適用される法人・個人事業所の範囲

被用者保険の適用事業所の範囲

		【現行】	【2025年改正】
○ 法人の事業所		適用対象	
○ 個人事業所			
常時 5 人以上の従業員（短時間労働者等を含まない）を使用する事業所			
└ 法律で定める17業種（※）		適用対象	
└ 上記以外の業種（非適用業種）		適用対象外	⇒ 適用対象 ただし、経過措置として、 施行時に存在する事業所は 当面は適用対象外 ＜2029年10月施行＞
5 人未満の事業所		適用対象外	

なお、適用対象外であっても、労使合意により任意に適用事業所となることは可能……任意包括適用

対象範囲のイメージ

適用事業所 ……約284万事業所 任意包括適用事業所……約11万事業所（注）

	法人	個人事業所	
		常時 5 人以上の従業員 を使用する事業所	5 人未満の事業所
法定 17 業種（※）	適用対象		
上記以外の業種（非適用業種） 例：農業・林業・漁業、 宿泊業、飲食サービス業 洗濯・理美容・浴場業、娯楽業 デザイン業、警備業、ビルメンテナンス業 政治・経済・文化団体、宗教 等		2029年10月～ 適用対象 施行時に存在する事業所は 当面は適用対象外	適用対象外 任意包括適用

※ 令和 7 年改正前健康保険法 3 条 3 項 1 号及び令和 7 年改正前厚生年金保険法 6 条 1 項 1 号に規定する以下の業種

- ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ③ 鉱物の採掘又は採取の事業
- ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
- ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業
- ⑥ 貨物積みおろしの事業
- ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業
- ⑧ 物の販売又は配給の事業
- ⑨ 金融又は保険の事業
- ⑩ 物の保管又は賃貸の事業
- ⑪ 媒介周旋の事業
- ⑫ 集金、案内又は広告の事業
- ⑬ 教育、研究又は調査の事業
- ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業
- ⑮ 通信又は報道の事業
- ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業
- ⑰ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

注：適用事業所数は、2026年 3 月末現在「厚生年金保険・国民年金事業状況（事業月報）」

在職定時改定の導入

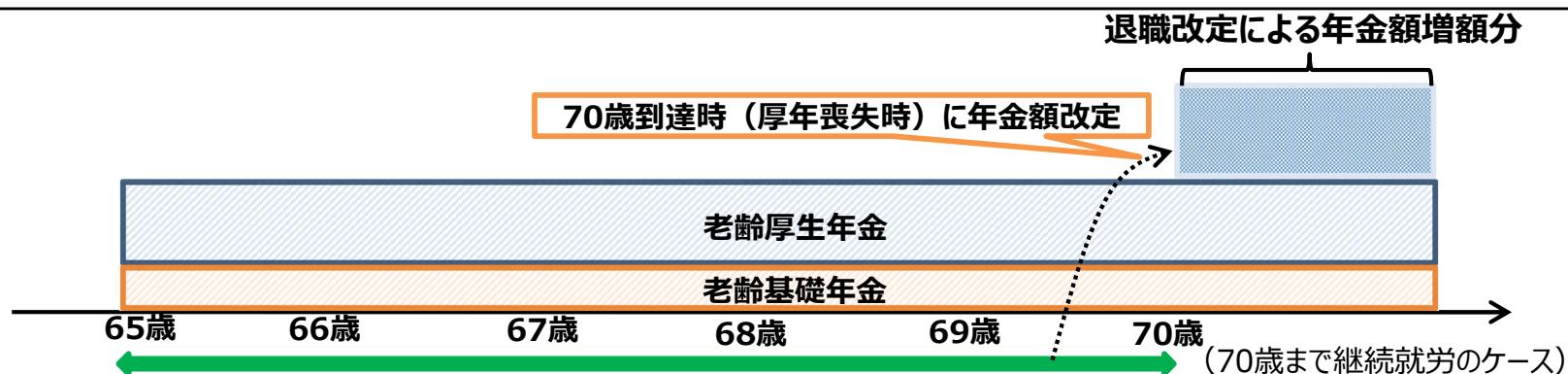
【見直しの趣旨】

- 老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している(いわゆる退職改定)。
- 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

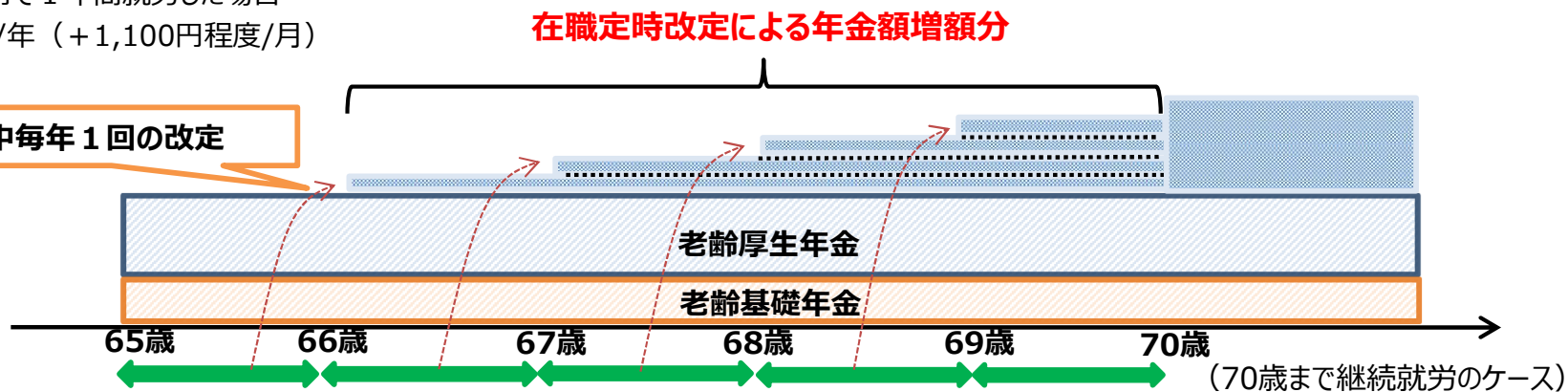
- 65歳以上の者については、在職中であっても、1年間の保険料納付実績を年金額に反映させる改定を定時に行う。
(毎年1回、10月分から)

【見直し前】



【見直し内容】

- ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合
⇒ +13,000円程度/年 (+1,100円程度/月)



在職老齢年金制度の概要

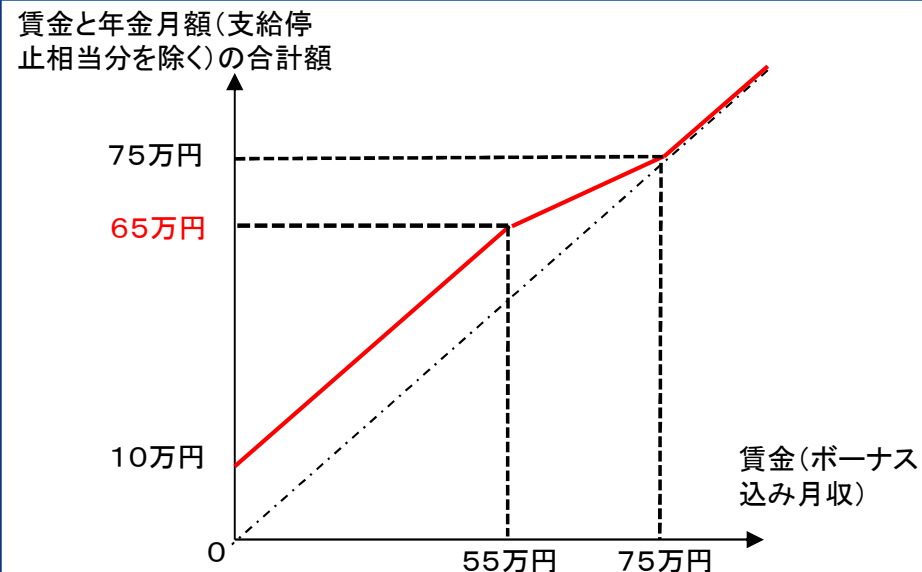
- 厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。

賃金 + 老齢厚生年金 > 65万円（令和8年度）

➡ 賃金上昇額の 1 / 2 相当の厚生年金保険給付を支給停止

- ・ これに加えて、70歳未満の方は厚生年金保険料を負担。
- ・ 70歳以降は厚生年金被保険者とならないため保険料負担はなし。
- ・ 「65万円」は、平均的な収入を得る50歳代の労働者が、60歳代で賃金の低下を経ることなく働き続けた場合の賃金に加え一定以上の厚生年金加入期間に基づく年金収入を得ても支給停止とならないように基準額を設定。

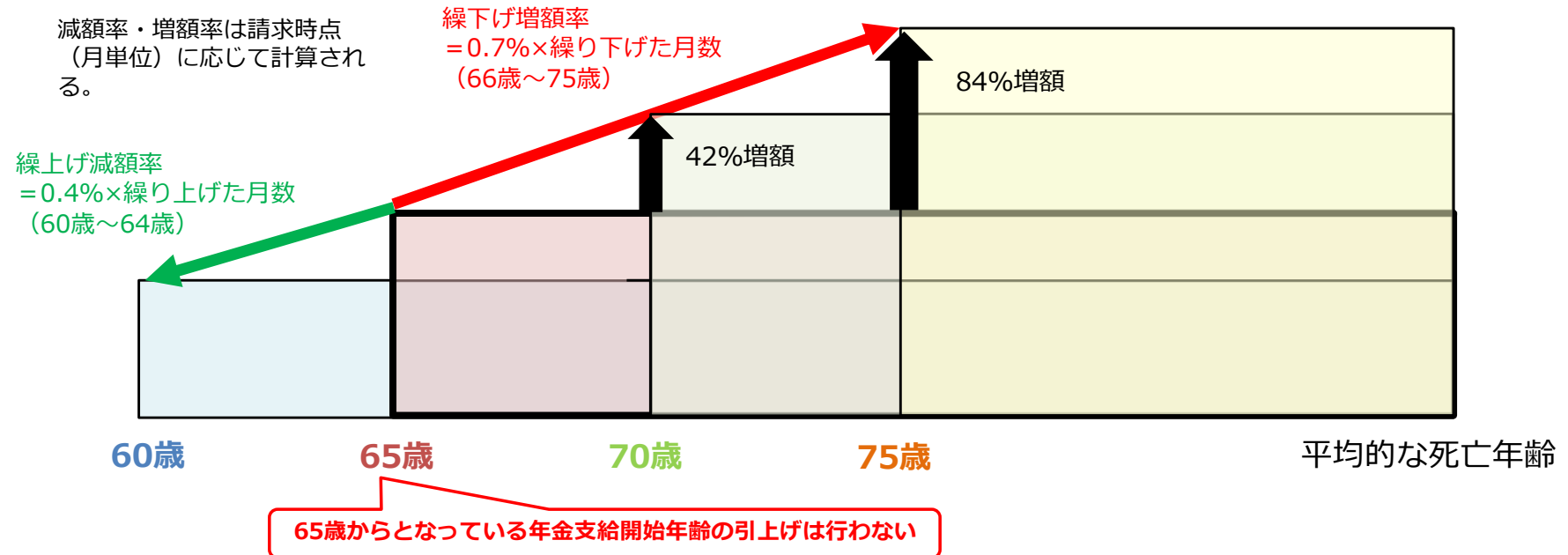
支給額のイメージ（令和8年度・老齢厚生年金が月額10万円の場合）



公的年金の繰上げ・繰下げ受給について

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から75歳の間で自由に選ぶことができる。
- 65歳より早く受給を開始した場合（繰上げ受給）には、年金月額が減額（最大24%減額）となる一方、65歳より後に受給を開始した場合（繰下げ受給）には、年金月額が増額（最大84%増額）となる。

※ 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。
 ※ 繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。

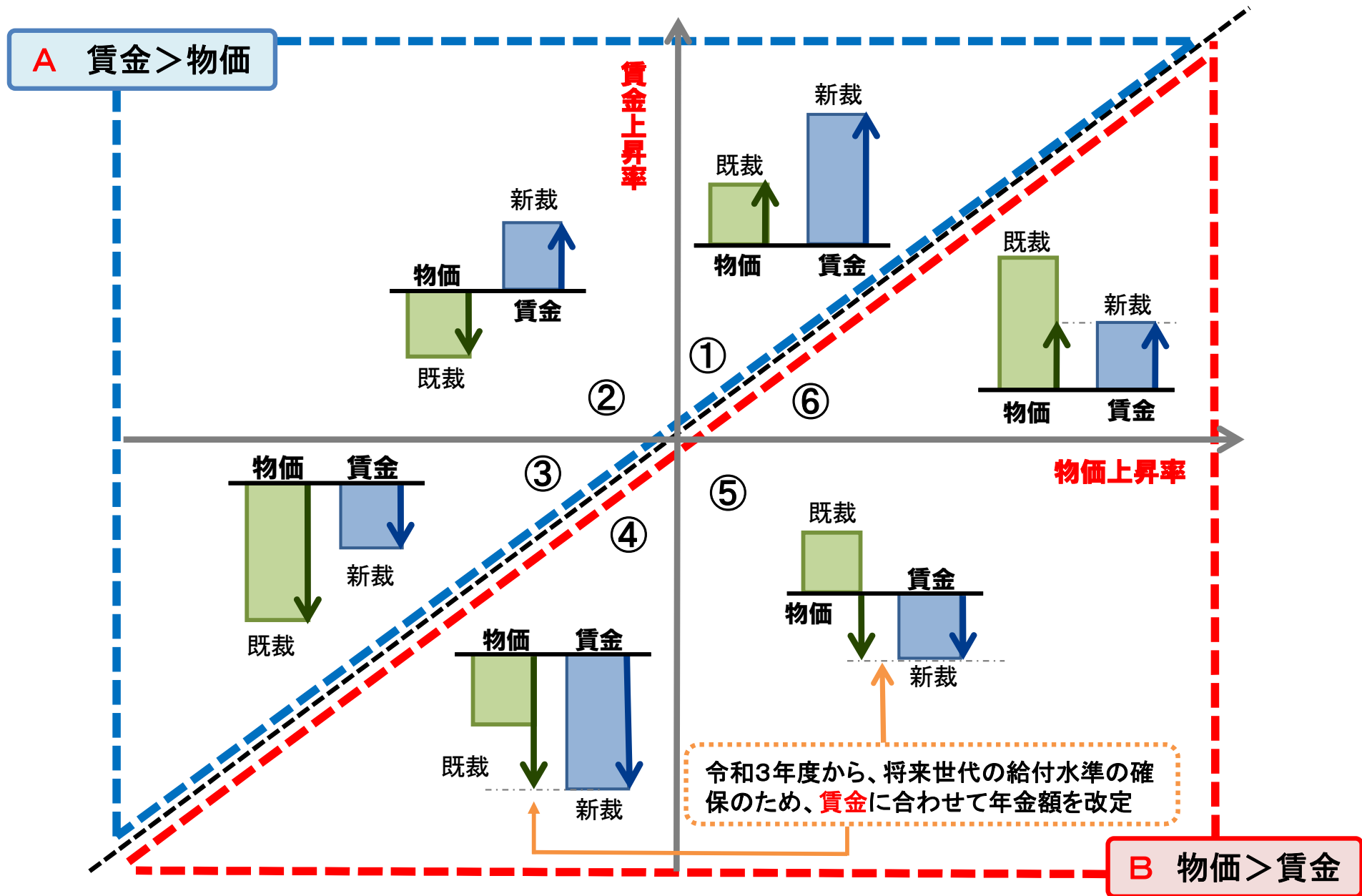


※世代としての平均的な給付総額を示しており、個人によっては受給期間が平均よりも短い人、長い人が存在する。

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率	76%	80.8%	85.6%	90.4%	95.2%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

年金額の改定（スライド）のルール

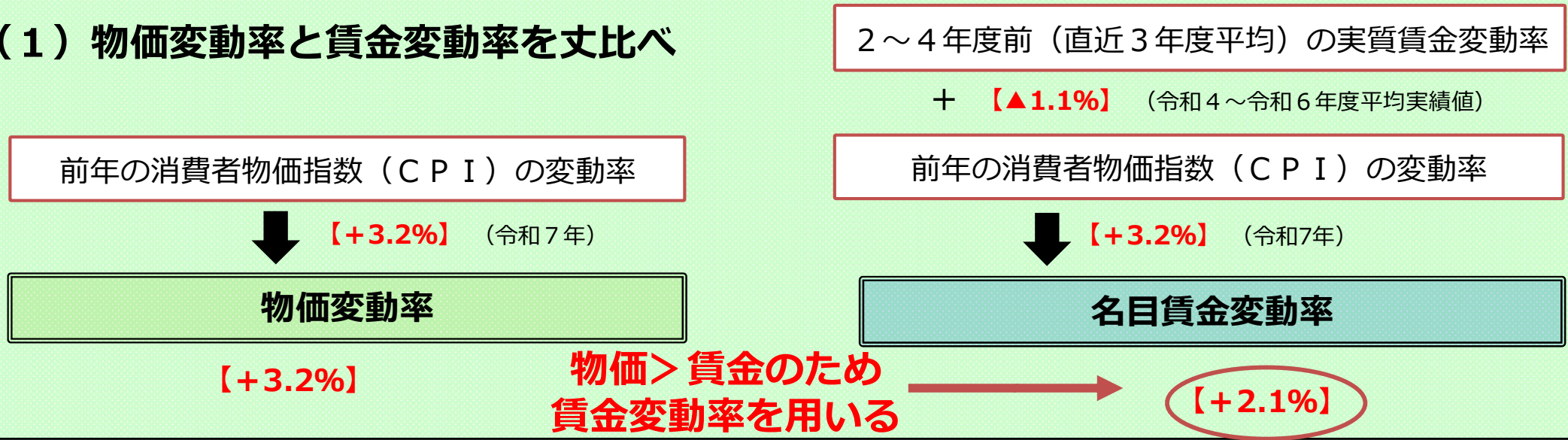
- 新規裁定者は賃金変動率、既裁定者は物価変動率で改定することが原則（Aのエリア）。
- ただし、年金制度の給付の原資たる保険料収入の支え手である現役世代の負担能力がおちている（物価＞賃金（Bのエリア））場合には、既裁定者も現役世代の負担能力を示す賃金変動で改定することとする。



令和8年度の年金額の改定について

- 年金額は、物価や賃金の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目賃金変動率を用いて改定する。
- この結果、**令和8年度の年金額は、前年度から基礎年金+1.9%、厚生年金の報酬比例部分+2.0%のプラス改定**となる。

(1) 物価変動率と賃金変動率を比べ



(2) マクロ経済スライドによる調整 **【▲0.2%】**

【▲0.2%】 …令和8年度のマクロ経済スライド調整率 (▲0.2%)

= 被保険者数の変化率 (+0.1%) + 平均余命の伸び率を勘案した一定率 (▲0.3%)

※ 厚生年金の調整率は、次期財政検証翌年度 (令和12年度を予定) まで1/3に緩やかとすることから、厚生年金の調整率は **【▲0.1%】** となる。

年金額改定率： 基礎年金 **【+1.9%】、厚生年金の報酬比例部分 **【+2.0%】****

賃金変動率と物価変動率の推移

改定年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
物価変動率	0.0%	▲0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.4%	2.7%
賃金変動率	0.3% ※1	▲0.4% ※1 ※2	0.0%	▲0.4%	0.9%	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%	2.3%
年金額改定率	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	▲0.4%	▲0.3%	0.0% (▲1.0%) ※3	▲0.7% ※4	0.9% ※5

改定年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
物価変動率	0.8%	▲0.1%	0.5%	1.0%	0.5%	0.0%	▲0.2%	2.5%	3.2%	2.7%	3.2%
賃金変動率	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%	0.6%	0.3%	▲0.1%	▲0.4%	2.8%	3.1%	2.3%	2.1%
年金額改定率	0.0%	▲0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	▲0.1%	▲0.4%	2.2% ※6 (67歳以下)	2.7%	1.9%	2.0% ※7 (厚年) 1.9% (基礎)
								1.9% (68歳以上)			

※1 平成17年度・18年度の基礎年金の「実質手取り賃金変動率」は、16年改正法附則11条に基づき0.0%とされていることから、年金額改定に用いる賃金改定率は、平成17年度0.0%・18年度▲0.3%となる。

※2 物価改定率と賃金改定率を比較して低い方を網掛けにしている。

※3 特例水準解消のため、平成25年10月に▲1.0%の改定が行われた。

※4 平成26年度の改定率は、賃金変動率(0.3%)特例水準の解消分(▲1.0%)を差し引いて0.7%。

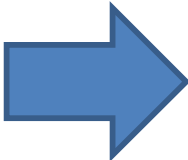
※5 平成27年度の改定率は、賃金変動率(2.3%)から特例水準の解消分(▲0.5%)とマクロ経済スライド調整率(▲0.9%)を差し引いて0.9%。

※6 名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者(67歳以下の方)の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者(68歳以上の方)の年金額は物価変動率を用いて改定する。

※7 令和8年度から時期財政検証年度(令和12年度を予定)までの間、厚生年金(報酬比例部分)のマクロ経済スライド調整率を1/3に緩やかにする。

【参考】マクロ経済スライド調整率 平成27年度(▲0.9%)令和元年度(平成30年度未調整▲0.3%+▲0.2%)、令和2年度(▲0.1%)、令和5年度(令和3年度未調整▲0.1%+令和4年度未調整▲0.2%+▲0.3%)、令和6年度(▲0.4%)、令和7年度(▲0.4%)、令和8年度(▲0.2%※厚生年金▲0.1%)

◎令和8年度の年金額

		令和7年度		令和8年度
基礎年金 (満額1人分)	(月額)	69,308円		70,608円 (+1,300円)
	(年額)	831,700円		847,300円 (+15,600円)
夫婦2人分の老齢基礎年金 + 夫の老齢厚生年金	(月額)	232,784円		237,279円 (+4,495円)
	(年額)	2,793,416円		2,847,360円 (+53,944円)

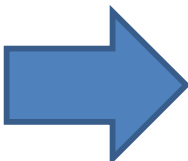
※65歳から年金を受け取り始める方の年金額。

◎令和9年度の国民年金保険料額

※国民年金保険料は、平成16年度水準で月額17,000円と法定されているが、実際の保険料額は、名目賃金変動率を用いて毎年改定した額となる。

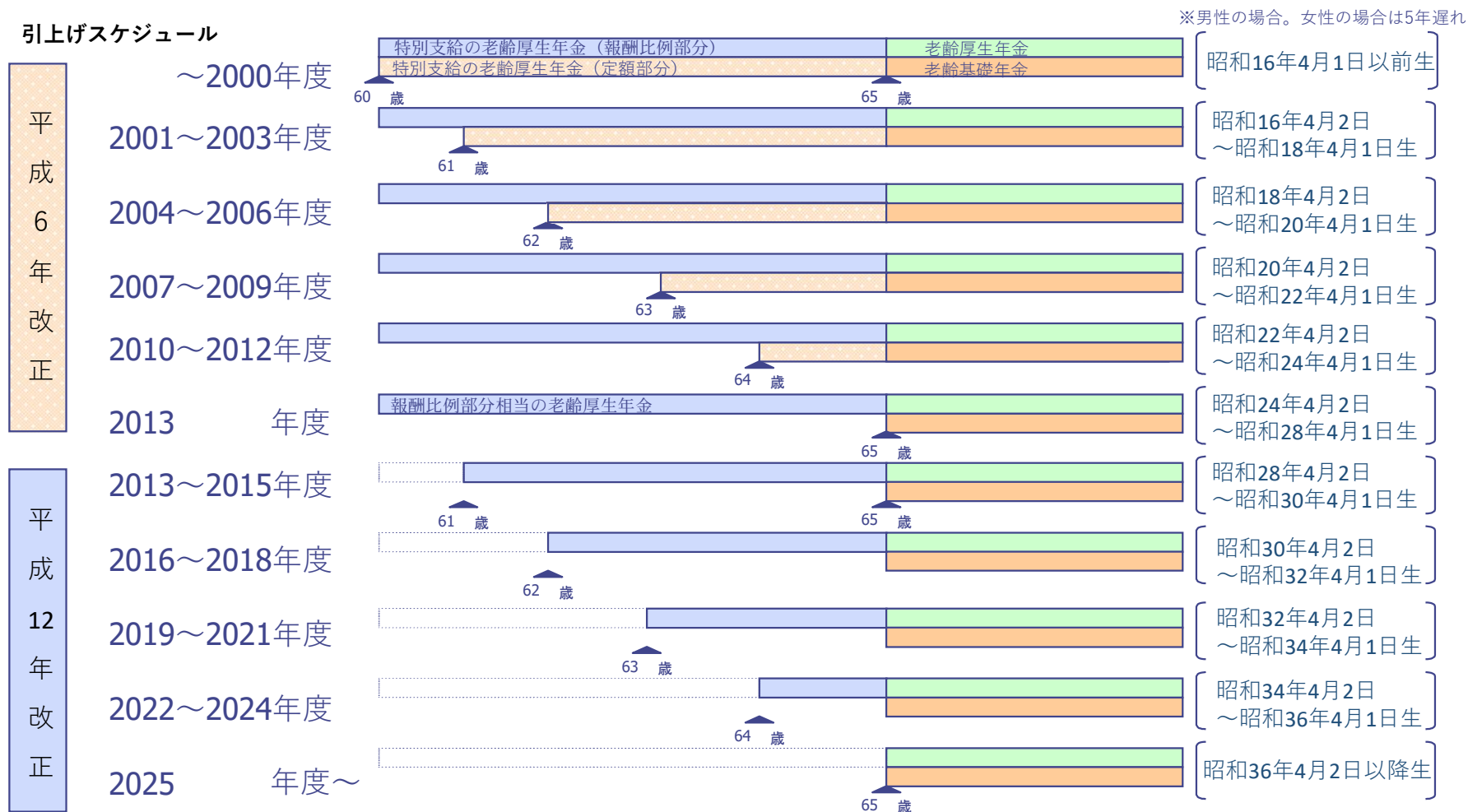
※国民年金保険料は、2年分をまとめて前納できる制度があるため、翌々年度(令和9年度)の保険料額を決める必要がある。

※令和7年度の国民年金保険料額は、月額17,510円。

令和8年度(月額)		令和9年度(月額)
17,920円		18,290円 (+370円)

平成6・12年改正による支給開始年齢引上げのスケジュール(老齢厚生年金)

- 老齢厚生年金の支給開始年齢については、
- ・「定額部分」は、2001年度から2013年度までかけて、60歳から65歳に既に引き上がっており、
 - ・「報酬比例部分」は、2013年度から2025年度までかけて、段階的に65歳に引き上げられる。
- (女性の引上げスケジュールは5年遅れ)。



※1 2020年度に60歳に到達する昭和35年（1960年）4月2日以降生まれの女性については、年金支給は62歳に到達する2022年度の4月2日以降となる。

※2 高齢者雇用確保措置については、2013年4月以降、定年後の雇用の希望者全員が継続雇用制度の対象となることとなった。（厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に基準を利用できる経過措置あり。）

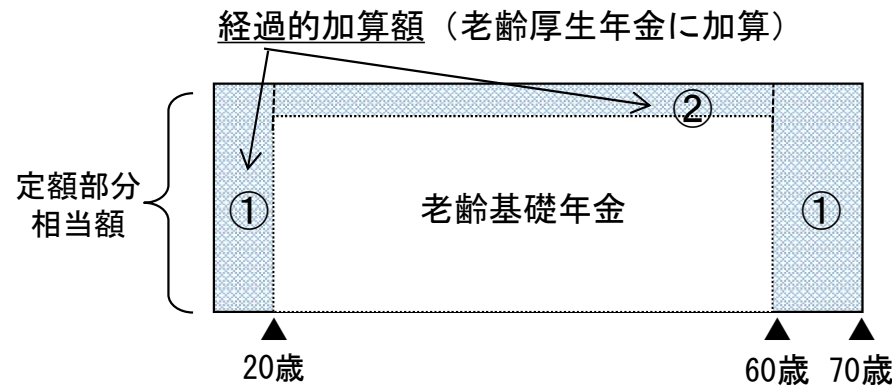
経過的加算について

老齢給付の定額部分に相当する給付と老齢基礎年金額の差額分を老齢厚生年金に加算して支給するもの。
(基礎年金を導入した昭和60年改正の経過措置)

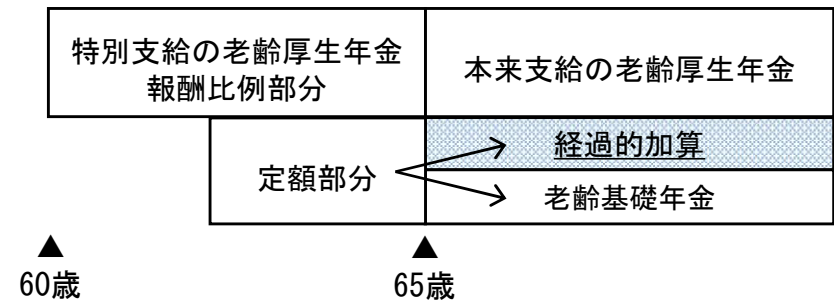
考え方

- ① 老齢基礎年金の額計算の基礎とならない「20歳前及び60歳以上の厚生年金保険の被保険者期間」に対応する定額部分相当額を老齢厚生年金に加算する。
- ② 定額部分の単価を逡減させている経過期間中、老齢基礎年金に切り替わる65歳時点で年金額が下がることのないよう、定額部分と老齢基礎年金額の差額分を老齢厚生年金に加算する。

<加算のイメージ>



<考え方②のイメージ>



計算式

経過的加算額 = イ（定額部分） - ロ（厚年加入期間に係る基礎年金部分）

イ： 1,628円 × 改定率 × 厚生年金保険の被保険者期間の月数（最大で480月）
(定額部分の単価)

ロ： 780,900円 × 改定率 × $\frac{20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}{480月}$
(基礎年金満額)

国民年金保険料の免除・学生納付特例・納付猶予制度

保険料の納付義務

- 国民年金制度においては、原則として、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方を強制加入の被保険者とし、保険料の徴収を確保する観点から、制度創設当初より、被保険者本人、配偶者及び世帯主に納付義務を課している。

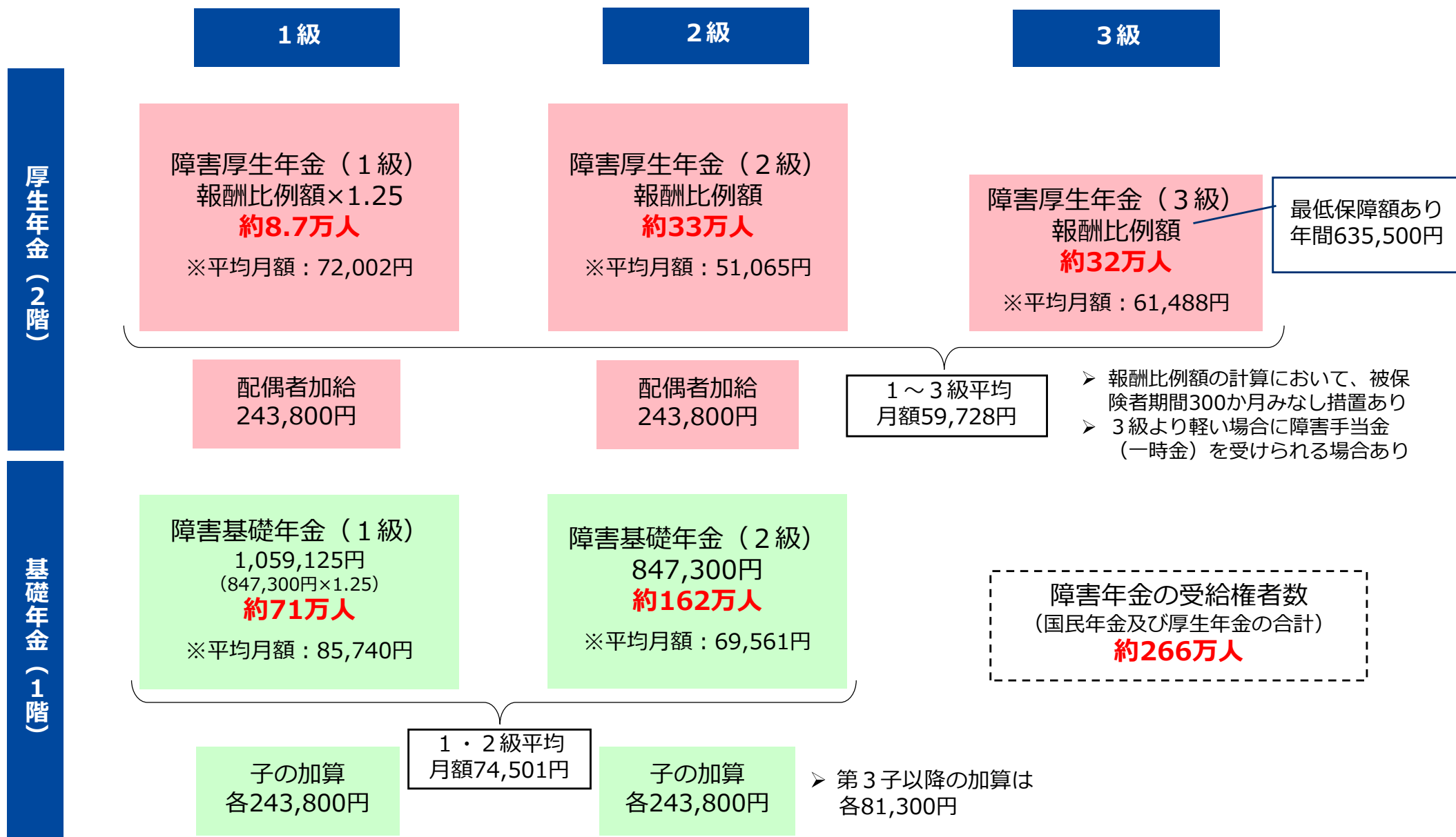
保険料の免除・学生納付特例・納付猶予制度

- 国民皆年金である我が国の公的年金制度においては、20歳から60歳までの中で、低所得など保険料を納付できない状態にある期間についても、制度の対象外とせず被保険者とし、その期間の保険料負担を免除する**保険料免除制度**※が設けられている。
 - ※ 産前産後期間の保険料を免除する「**産前産後保険料免除**」や、子が1歳になるまでの保険料を免除する「**育児期間免除**」（令和8年10月1日施行）、法定の要件（生保受給等）に該当していれば自動的に納付義務が発生しないこととなる「**法定免除**」、被保険者からの申請に基づいて保険料負担を免除する「**申請免除**」（申請免除については保険料負担を免除する割合に応じて、全額免除から1/4免除まで）がある。
- また、学生は一般に所得がないことを踏まえ、親元世帯の所得に関係なく、学生本人が一定の所得以下である場合に保険料納付を猶予する「**学生納付特例**」制度がある。（なお、50歳未満の者について「**納付猶予**」制度がある。）
- 免除期間**については、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入され、老齢基礎年金の年金額において、国庫負担相当分が給付される。※
一方、**納付猶予期間**については、受給資格期間に算入されるが、老齢基礎年金の年金額には反映されないという違いがある。なお、免除・猶予ともに10年以内であれば保険料を追納することが可能。
 - ※ 産前産後保険料免除期間については満額の基礎年金を保障。また、1/4免除等の多段階免除期間については、免除されていない残りの3/4等について納付することが必要。

保険料の免除・学生納付特例・納付猶予制度の概要

【免除等の種類】	【免除等の要件】	【保険料納付義務】	【年金給付】	
（参考）全額納付者	－	納付	国庫負担分	保険料分
産前産後免除	産前産後の4ヶ月（多胎の場合は6ヶ月）	免除	国庫負担分	保険料分
育児期間免除 （令和8年10月1日施行）	子を養育することになった日から子が1歳になるまで	免除	国庫負担分	保険料分
法定免除	障害基礎年金等の2級以上の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けるとき等	免除	国庫負担分	保険料分
申請免除 （全額・3/4・半額・1/4）	本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定以下であるとき等	全部又は一部免除	国庫負担分	納付に応じて給付
学生納付特例	本人の前年所得が一定以下であるとき	猶予	国庫負担分	保険料分
納付猶予	本人・配偶者の前年所得が一定以下であるとき	猶予	国庫負担分	保険料分

障害年金の給付額と受給権者数



(注) 人数・平均月額については、厚生年金保険・国民年金事業年報（令和6年度）による年度末の数値であり、旧法年金・共済年金を含む。

障害年金制度の概要 障害基礎年金

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6カ月経った日あるいは1年6カ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

（注）保険料納付要件（以下のいずれか）を満たしていることが必要。

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、そのうち国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
- ② 初診日が令和18年4月1日前にあるときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

（注）20歳前傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がないときは、所得が376.1万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、479.4万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額（令和7年度） ※昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

- 〈1級障害の場合〉 1,059,125円（老齢基礎年金の満額の1.25倍）＋子の加算額
〈2級障害の場合〉 847,300円（老齢基礎年金の満額と同額）＋子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各243,800円
第3子以降・・・各81,300円

（注）子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

障害年金制度の概要 ② 障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

（1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。）

（注1）障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要。

（注2）障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 年金額

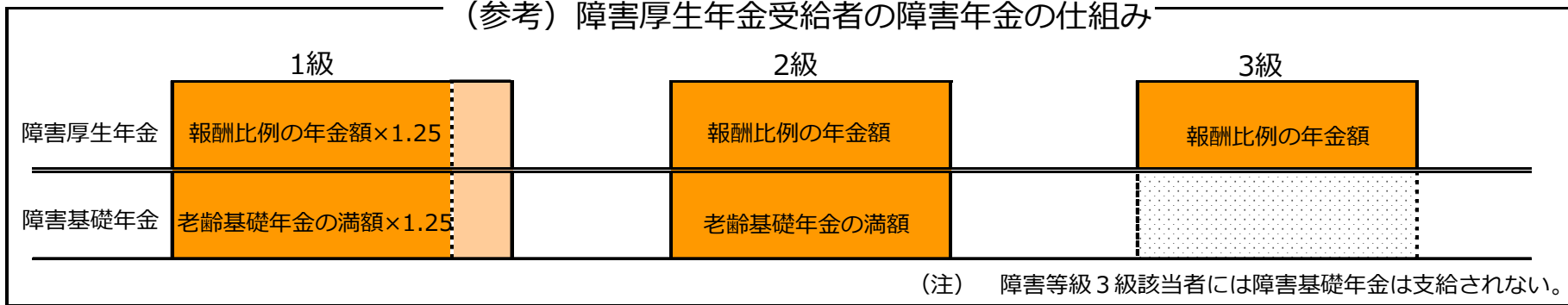
〈1級障害の場合〉（報酬比例の年金額×1.25）＋配偶者加給年金額

〈2級障害の場合〉（報酬比例の年金額）＋配偶者加給年金額

〈3級障害の場合〉（報酬比例の年金額）（ただし、障害基礎年金の3／4の額を最低保障とする）

※報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

（参考）障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



（参考） 障害等級の考え方

1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

3級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

障害認定と障害等級表①

- 障害年金が支給される「障害の状態」とは、身体又は精神に、障害等級に該当する程度の障害の状態があり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合をいい、障害の程度の認定は、「障害等級表」に基づくとともに、その具体的な取扱いは「障害認定基準」において定められている。
- 障害基礎年金は、全国民を対象として支給されるものであることから、日常生活能力の制約に着目して1級、2級の給付を行うものであるのに対し、障害厚生年金は被用者を対象に、基礎年金の上乗せ給付として、労働能力の喪失という観点に着目して1級から3級までの給付を行う。

障害等級表（国民年金法施行令別表）

障害等級	1級	2級
	1. 次に掲げる視覚障害 イ. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢の全ての指を欠くもの 5. 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの 8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11. 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	1. 次に掲げる視覚障害 イ. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. そしゃくの機能を欠くもの 5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9. 一上肢の全ての指を欠くもの 10. 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 11. 両下肢の全ての指を欠くもの 12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17. 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害認定と障害等級表②

障害等級表（厚生年金保険法施行令別表第一）

障害等級 3 級

厚生年金のみ

1. 次に掲げる視覚障害
 - イ. 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの
 - ロ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの
 - ハ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5. 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6. 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11. 両下肢の10趾の用を廃したもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

（参考）障害等級表の考え方（昭和60年改正以降）

	厚生年金	国民年金
1 級	日常生活の用が不能	
2 級	日常生活に著しい制限	
3 級	労働に著しい制限	—

遺族年金制度の概要 ① 遺族基礎年金

1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から③のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者
 - ※ ①、②については、保険料納付済期間等が3分の2以上を条件とする。
 - なお、令和18年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。
- ③ 保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が25年以上である者

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある配偶者
- ② 子（生計を同じくする父母がある間は支給停止）
 - ※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。
 - ※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

3. 年金額（令和8年度） ※昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

847,300円（老齢基礎年金の満額と同額）＋子の加算額
子の加算額：第1子・第2子…各243,800円 第3子以降…各81,300円

遺族年金制度の概要 ② 遺族厚生年金

1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき
※ ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。
- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 保険料納付済期間等が25年以上である者が死亡したとき

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子（遺族基礎年金を受給できる遺族）
- ② 子のない妻 ※ 夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、5年間の有期給付
- ③ 孫
- ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母（支給開始は60歳から）
※ 遺族基礎年金の支給対象となっている夫の遺族厚生年金は、55歳から支給される。

※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

3. 年金額（令和8年度）

死亡した者の報酬比例の年金額 $\times \frac{3}{4}$

※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。

ただし、支給要件①～③の場合、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

※ 夫の死亡時に40歳以上（④に該当する場合、夫の被保険者期間が20年以上）で子のない妻等には、65歳までの間、遺族基礎年金の額の $\frac{3}{4}$ （令和8年度：635,500円）が加算される（中高齢寡婦加算）。

※ 自らの老齢厚生年金の受給権が発生した者は、以下の方法で併給調整される。

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①との差額が遺族厚生年金として支給。
 - A. 遺族厚生年金（配偶者の老齢厚生年金の $\frac{3}{4}$ ）
 - B. 遺族厚生年金の $\frac{2}{3}$ （配偶者の老齢厚生年金の $\frac{1}{2}$ ）と自らの老齢厚生年金の $\frac{1}{2}$

令和7年改正法による遺族年金の見直しについて

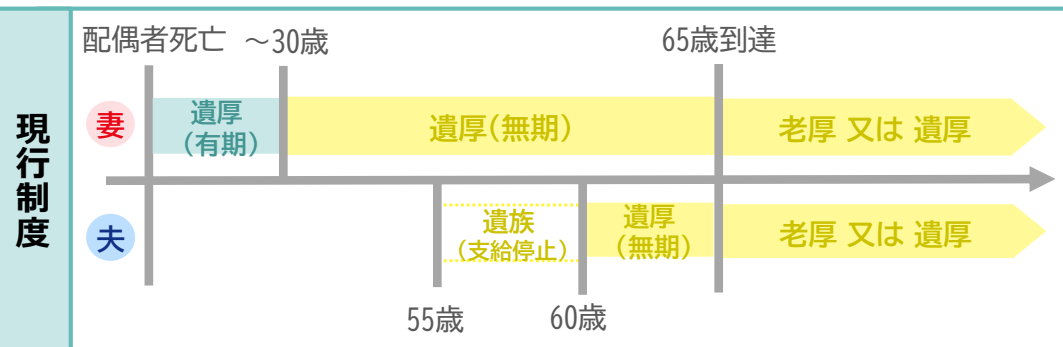
- 就業率や賃金の男女差縮小、共働き世帯の増加といった社会経済状況の変化を踏まえ、遺族厚生年金の支給要件に係る男女差を解消し、18歳年度末までの子どもを養育する間のない60歳未満の配偶者の遺族厚生年金を有期給付とする。
- 子ども自らの選択によらない事情により、遺族基礎年金が支給停止とならないよう見直し、支給ケースを拡大。

※令和10年4月1日施行

【有期給付の遺族厚生年金における支給要件や給付内容を改正】

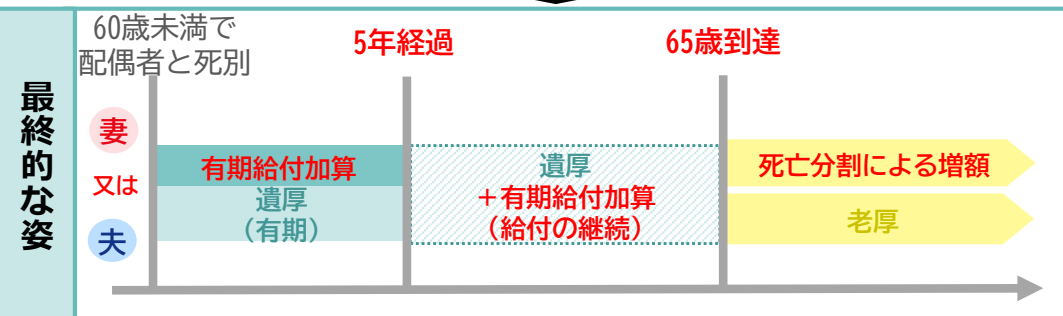
- 年収850万円の収入要件の撤廃により、男女ともに受給しやすくし、18歳年度末までの子どもを養育する間のない60歳未満の配偶者は原則5年の有期給付。
- 5年間の支給期間経過後、障害年金受給権者や収入が十分ではない方に対しては、最長65歳まで所得に応じた給付を継続
- 有期給付の場合に、現在の約1.3倍の年金額とする有期給付加算、配偶者の加入記録による自身の老齢厚生年金の増額（死亡分割）、
- 女性のみの中高齢寡婦加算を廃止（25年かけて段階的に縮小）

遺厚：遺族厚生年金、老厚：老齢厚生年金、緑：有期の給付、黄：無期の給付



法改正

赤：今回改正



【遺族基礎年金における支給要件を改正】

子に対する遺族基礎年金が、子ども自らの選択によらない事情により、支給停止されないようにする。

被保険者死亡以降の配偶者や子の状態	子に対する遺族基礎年金
配偶者が子の生計を維持し、死別後に再婚	支給停止 → 新たに支給
死亡者との生計維持関係の確認に用いる収入基準(850万円)を超える配偶者が子の生計を維持	
直系血族（又は直系姻族）の養子となる	
（生前に既に両親が離別しており、）子の生計を維持していた被保険者が死亡した後、元配偶者が子を引き取る	

※ 上記の事例はすべて、配偶者が遺族基礎年金を受けられないこと等により、子が遺族基礎年金を受給できる可能性がある。

※ 施行日以降は、すでに受給権が発生している場合でも施行日以降の月分について支給。

※今回の改正の影響を受けないケース

遺族厚生年金

- ・ 60歳以上で死別された方
- ・ 18歳年度末までの子どもを養育する間にある方の給付内容
- ・ 改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- ・ 2028年度に40歳以上になる女性

加給年金制度の概要

制度趣旨

老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権発生時に生計を維持する配偶者・子がいる場合に、その扶養の実態に着目し、当該年金給付の額に加給年金額を加算する。

支給要件

老齢厚生年金

- ・ 厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金の受給権者であること
- ・ 受給権を取得したときに生計を維持（※1）している65歳未満の配偶者（※2）又は18歳到達年度の末日までの子（または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子）があること

障害厚生年金

- ・ 障害等級1級又は2級の障害厚生年金の受給権者であること
- ・ 生計を維持（※1）している65歳未満の配偶者（※2）があること（＝子の加算なし）

※1 ①生計同一、②年収850万円（所得655万5千円）未満

※2 配偶者が65歳到達後は加算されない

支給停止

- ・ 加算対象の配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等を受給することができる場合（※）には、年金保障上独立しているとして、加給年金額の加算は停止される。

※ 配偶者の老齢厚生年金等の全額が支給停止されている場合には、支給停止されないこととなっていたが、令和4年4月からはこのような場合（障害を支給事由とするものを除く）にも加給年金額の加算が停止されるようになった。

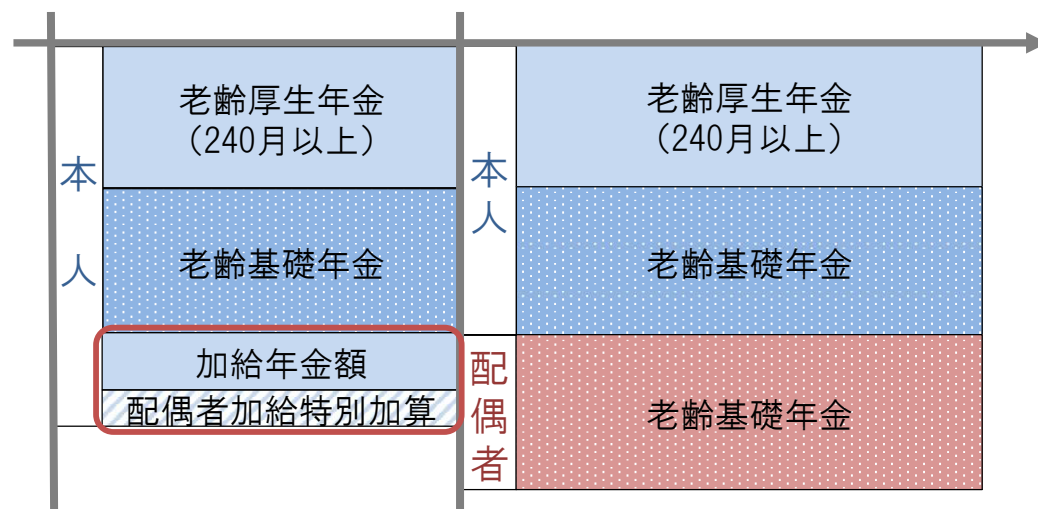
加給年金額

※金額は令和8年度

- ・ 24万3,800円／年（2万316円／月）
（老齢厚生年金の場合、第1子・第2子も同額。第3子以降は8万1,300円／年）
- ・ 老齢厚生年金における配偶者への加給年金額については受給権者の生年別に加算（配偶者加給特別加算）があり、現在は多くの者が加算込みで42万3,700円／年（3万5,308円／月）を受給している。

＜老齢厚生年金における加給年金額の加算イメージ＞

配偶者65歳到達



令和7年改正による改正後の子に係る加算等（令和10年4月施行）

改正のねらい

- 年金受給者への加算については、年金を受給しながら子を育てる方への支援を強化し、給付を手厚くします。また、女性の社会進出が進み、共働き世帯も増えている社会の変化に合う仕組みにします。

年金制度には、子を養育する場合の加算制度や年下の配偶者を扶養する場合の加算制度が存在。

【①子に係る加算の充実】

- 子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から、
現在受給している者も含めて**子に係る加算額を引上げ**。
※ 子に係る加算のない年金については、子に係る加算を創設。
子に係る加算については「国内居住要件」を設定。
- ➡ （現行）第2子まで243,800円、第3子以降81,300円
（見直し後）一律292,500円
※いずれも2026年度価格の年額。

【②年下の配偶者の扶養に着目した配偶者に係る加算の見直し】

- 併せて、女性の社会進出や共働き世帯の増加など社会状況の変化を踏まえ、年下の配偶者を扶養する場合にのみ支給される
配偶者に係る加算額は見直し（既に受給している者の加算額は維持）。
- ➡ （現行）423,700円
（見直し後）381,300円
※いずれも2026年度価格の年額。

《年金制度における扶養関係の加算の現状》

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	②配偶者の加算 加算額の見直し ※将来の受給者のみ ①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む	配偶者の加算 現行制度を維持 ①子の加算 今回創設	 ①子の加算 今回創設
基礎年金	①子の加算 今回創設（注）	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む

（注）加入期間に応じ、金額を調整

①・②〈2028年4月施行〉

(参考) 公的年金制度の年金給付における加算一覧

①支給要件、②年額、③受給者数、支給総額

	老 齢	障 害	遺 族
厚生年金	④配 加給年金 ①65歳到達時に生計維持・65歳未満 ②243,800円＋特別加算（最大179,900円） ＝ 最大423,700円（※1） ③89.1万人、3,536億円 ④子 加給年金 ①65歳到達時に生計維持・18歳になる年度末まで（※2） ②243,800円（第2子まで） （第3子以降81,300円） ③2.7万人、74億円	④配 加給年金 ①生計維持・65歳未満・ 障害等級1級又は2級 ②243,800円（特別加算なし） ③8.4万人、193億円	④配 中高齢寡婦加算 ①妻・40～64歳（※4） ②635,500円 ③27.5万人、1,640億円 ④配 経過的寡婦加算 ①妻（昭和31年4月1日以前に生まれた者に限る）・65歳以上or中高齢寡婦加算の受給権者 ②633,700円～21,147円（生年月日による） ③347.4万人、10,574億円
	④配 振替加算 ①65歳到達時に生計維持・加給年金対象者（※3） ②243,100円～16,335円 ③746.9万人、7,942億円 ④配 寡婦年金	④子 子の加算 ①生計維持・18歳になる年度末まで ②243,800円（第2子まで） （第3子以降81,300円） ③10.3万人、346億円	④子 子の加算 ①死亡時に生計維持・18歳になる年度末まで ②243,800円（第2子まで） （第3子以降81,300円）（※5） ③7.8万人、247億円
基礎年金			

注 ②年額については、令和8年度価格。③受給者数及び支給総額については、令和5年度末時点の数値（年金局調べ）。旧法給付、共済組合が支給する年金給付は含まない。

※1 昭和18年4月2日以後生まれの者。

※2 障害厚生年金1級・2級を受給中の子については20歳未満。なお、障害基礎年金の子の加算がある場合は老齢厚生年金の子による加給年金は停止となる。

※3 大正15年4月2日～昭和41年4月1日生まれの者に限る。

※4 子のある妻の場合、40歳に到達した当時、18歳になる年度末までの間（国年法の障害等級に該当する場合は20歳未満）にある子がいることを要する。

※5 子が遺族基礎年金を受給する場合は、第2子243,800円、第3子以降81,300円となる。

振替加算制度について

制度趣旨

昭和61年4月以前は、被用者年金の被扶養配偶者については、国民年金は任意加入とされていたため、昭和61年4月以降にこれらの者が国民年金の被保険者になった場合でも、加入期間が短く、65歳から支給される老齢基礎年金の額が低額になる場合がある。このため、これらの者について、昭和61年4月から60歳に達するまでの期間を考慮して、生年月日に応じて加算を行う。

支給要件

- ・ 老齢基礎年金の受給権者（大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者に限る。）が65歳に達した日において、その者の配偶者によって生計が維持されていること
- ・ 65歳に達した日の前日において、配偶者が受給権を有する老齢厚生年金等（※）の加給年金額の加算対象者となっていること
- ・ 被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等を受けることができる者でないこと

※ 老齢厚生年金（被保険者期間240月以上）、障害厚生年金（1級又は2級）等

振替加算の額

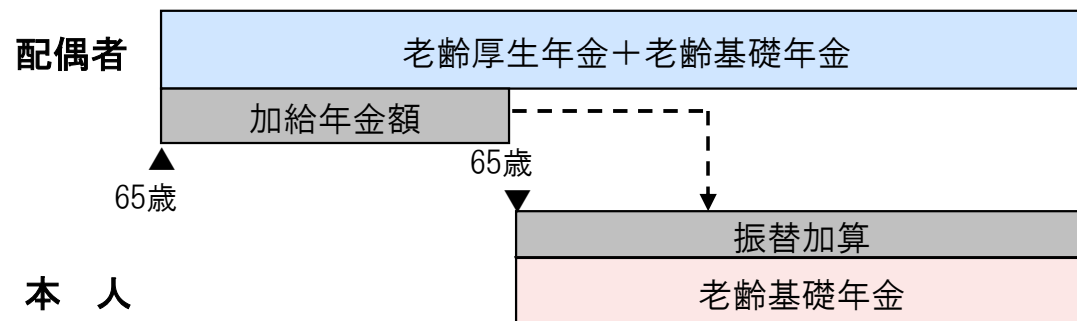
※金額は令和8年度

- ・ 生年に応じて、243,100円／年～16,335円／年

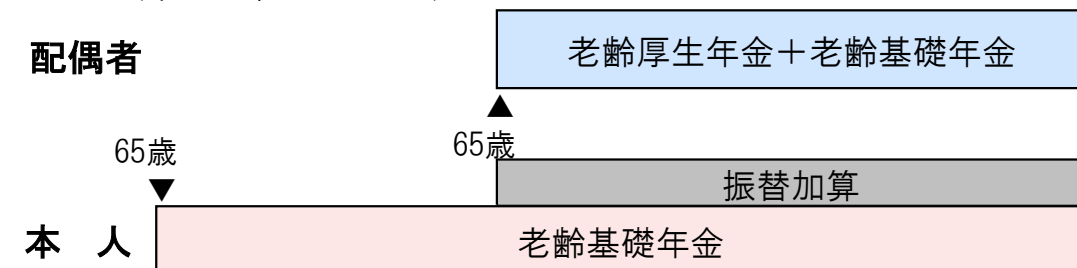
※ 昭和41（1966）年4月2日生まれの者が65歳に到達する令和13（2021）年4月1日以降は、新たな加算対象者は発生しない。

＜加給年金額と振替加算の加算イメージ＞

（本人が年下のケース）



（本人が年上のケース）



年金生活者支援給付金の概要①

- 年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。
- 【令和8年度基準額 年額67,440円（月額5,620円）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- 前年の公的年金等の収入金額※¹とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約81万円）※²以下であること
- 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※¹ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

※² 前年の1月から12月までに実際に支払われた老齢基礎年金の額を勘案して、毎年10月に改定されるため、令和7年度の老齢基礎年金満額とは異なる。令和7年10月からは、昭和31年4月2日以後生まれの方は809,000円、昭和31年4月1日以前生まれの方は806,700円。

【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

(1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,620円※^3 \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480月$$

(2) 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= 11,768円※^4 \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480月$$

※³ 毎年度、物価変動に応じて改定。

※⁴ 昭和31年4月2日以後生まれの方の例。

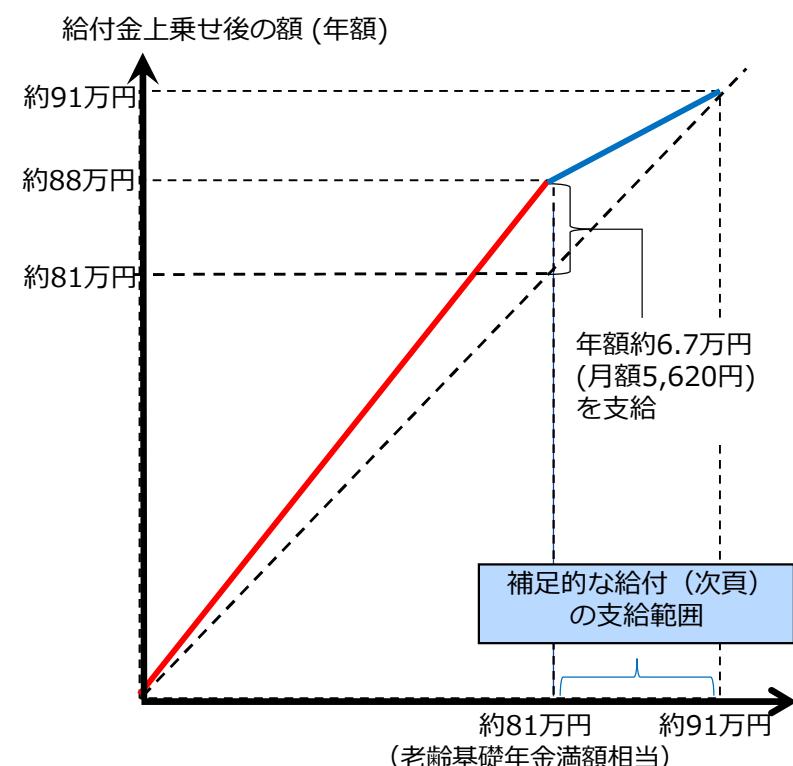
老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。

ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,884円）。

（昭和31年4月1日以前生まれの方は11,734円。保険料1/4免除期間の場合は、5,867円。）

例：昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

保険料 納付済期間	保険料 全額免除期間	給付金額 （月額）	老齢基礎年金額 （月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,620円	70,608円	76,228円
240月	0月	2,810円	35,304円	38,114円
360月	120月	7,157円	61,782円	68,939円
240月	240月	8,694円	52,956円	61,650円



（注）保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

年金生活者支援給付金の概要②

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約91万円※⁵までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。
- ※⁵ 令和7年10月からは、昭和31年4月2日以後生まれの方は909,000円、昭和31年4月1日以前生まれの方は906,700円。
- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】 ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
② 前年の所得※⁶が、479万4,000円以下※⁷であること

※⁶ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※⁷ 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】 障害等級2級の者及び遺族である者 …5,620円※⁸（月額）
障害等級1級の者 …7,025円※⁸（月額）

※⁸ 毎年度、物価変動に応じて改定。

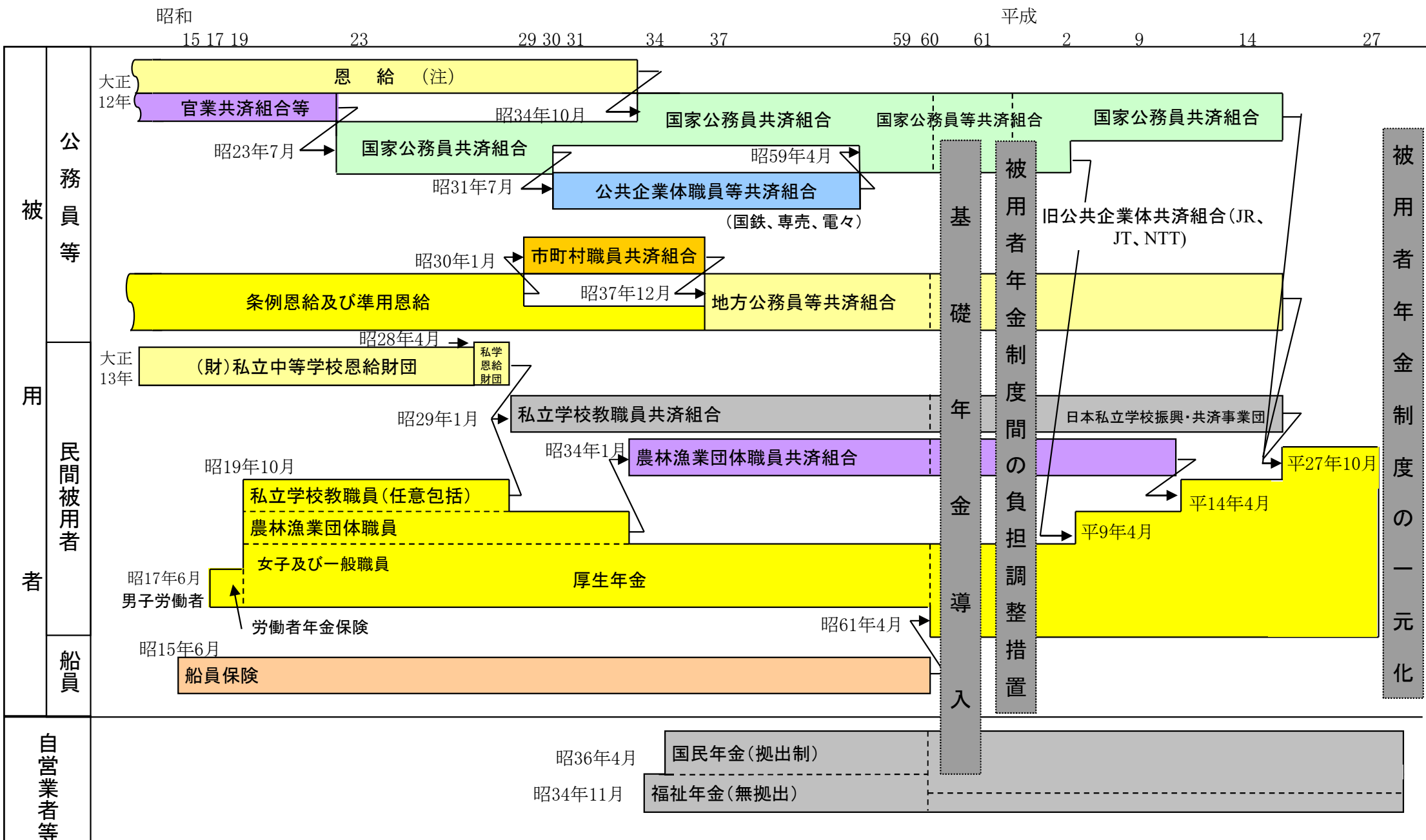
その他

- ・施行日…令和元年10月1日
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（令和8年度所要額：4,717億円）
- ・件数（令和7年3月）…老齢給付金450.4万件、補足的な老齢給付金106.1万件、障害給付金217.7万件、遺族給付金7.8万件
- ・その他…各給付金は非課税。

主な年金制度改革（年表）

制度の創成	昭和17（1942）年	労働者年金保険法の発足（昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称）
	昭和29（1954）年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36（1961）年	国民年金法の全面施行（国民皆年金）
制度の充実	昭和40（1965）年	1万円年金
	昭和44（1969）年	2万円年金
	昭和48（1973）年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への対応	昭和60（1985）年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成 2（1990）年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6（1994）年	厚生年金（定額部分）支給開始年齢の引上げ等
	平成 9（1997）年	三共済（ＪＲ共済・ＪＴ共済・ＮＴＴ共済）を厚生年金に統合
	平成12（2000）年	厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し（物価スライドのみ）等
	平成14（2002）年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16（2004）年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21（2009）年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24（2012）年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等
	平成28（2016）年	マクロ経済スライドの見直し（未調整部分の繰越し）、賃金・物価スライドの見直し（賃金変動に合わせた改定の徹底）等
	令和 2（2020）年	厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し（在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入）、受給開始時期の選択肢の拡大等
	令和 7（2025）年	厚生年金の適用拡大、遺族年金の見直し、在職老齢年金制度の見直し、将来の基礎年金の給付水準の底上げ等

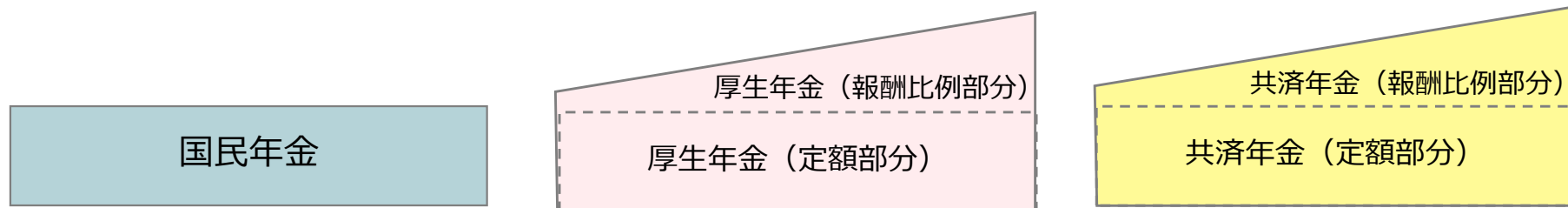
公的年金制度の沿革



(注) 明治8年に海軍退隱令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

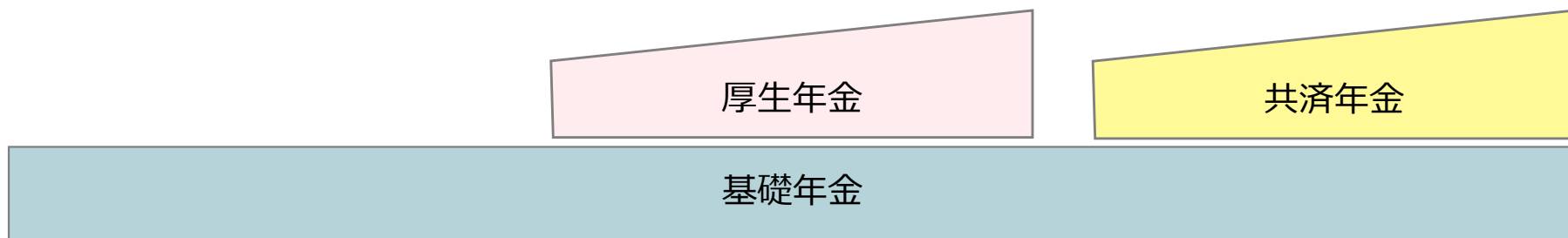
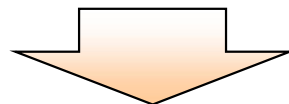
昭和60年の年金制度改革 ～基礎年金の導入～

【昭和60年改正前】



- 各制度ごとに支給要件や給付水準、国庫負担がまちまちに設定
- 重複給付がある反面、サラリーマンの妻のように独自の給付を持たないものも存在

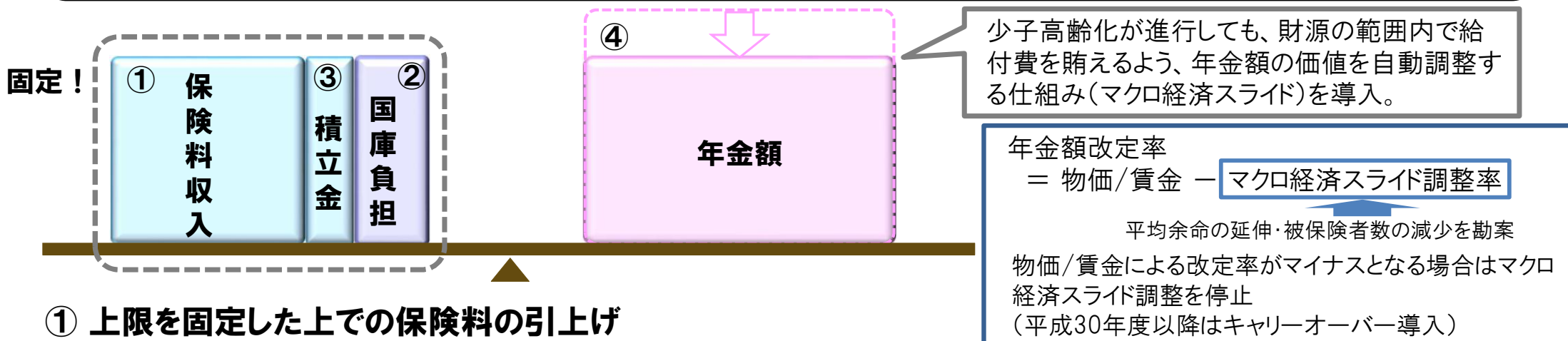
【昭和60年改正後】



- 20歳以上60歳未満の全国民で支える全国民共通の基礎年金給付（個人の年金権の確立）
- 各制度への国庫負担も基礎年金給付の3分の1に統一
- 2階部分の給付設計も厚生年金並びにほぼ統一

平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

・厚生年金 : 18.3%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

・国民年金 : 17,000円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料 : 17,920円(令和8年4月～)

※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※所得代替率 : 61.2%(令和6年度) ⇒ 57.6%~50.4%(令和19~39年度)

＜令和6年財政検証: 成長型経済移行・継続ケース～過去30年投影ケース＞

社会保障・税一体改革関連法成立(平成24年)までの経緯

社会保障・税一体改革大綱

(平成24年2月17日閣議決定)

○「法案を提出する」または「法案提出を検討する」とされた事項

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・年金額の特例水準の解消
- ・低所得者等の年金加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・受給資格期間の短縮
- ・産休期間中の保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大
- ・被用者年金の一元化

○「引き続き検討する」とされた事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ

提出

国年法等改正法案(平成24年2月10日提出)

- ・交付国債の発行による平成24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

案中修正

議員修正

提出

年金機能強化法案(平成24年3月30日提出)

- ・低所得者等の年金額の加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・交付国債の償還

代替措置

削除

提出

被用者年金一元化法案(平成24年4月13日提出)

- ・厚生年金と共済年金の一元化

一部修正

成立した法律

国年法等改正法成立(平成24年11月16日)

- ・年金特例公債(つなぎ国債)による平成24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

年金生活者給付金法成立(平成24年11月16日)

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

年金機能強化法成立(平成24年8月10日)

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・産休期間中の社会保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大

被用者年金一元化法成立(平成24年8月10日)

○ 年金機能強化法附則に記載の検討事項

- ・高所得者の年金額の調整
- ・国年1号被保険者の出産前後の保険料免除

○ 一体改革大綱記載の検討事項

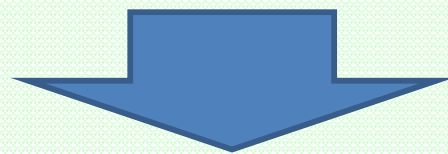
- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ

平成24年の年金制度改革(被用者年金の一元化)

～年金の官民格差の是正～

従前

- 同じ被用者であるにも関わらず、制度が職域ごとに分立している。共済年金と厚生年金を比較すると、2階部分の給付設計は同じであるものの、保険料率や職域部分を含めた給付水準、給付設計が異なっていた。



改正後

- 共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一にする。

被用者年金一元化後(平成24年改正)の年金給付について(イメージ)

昭和60年改正前

共済年金

一元化前

(職域加算部分)

共済年金

基礎年金

共済組合
が支給

日本年金
機構が支給

一元化後(平成27年10月以降)

退職等年金給付

旧職域部分

厚生年金

基礎年金

共済組合
が支給

日本年金
機構が支給

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は令和3年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

- (1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。
- (2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部平成29年3月)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

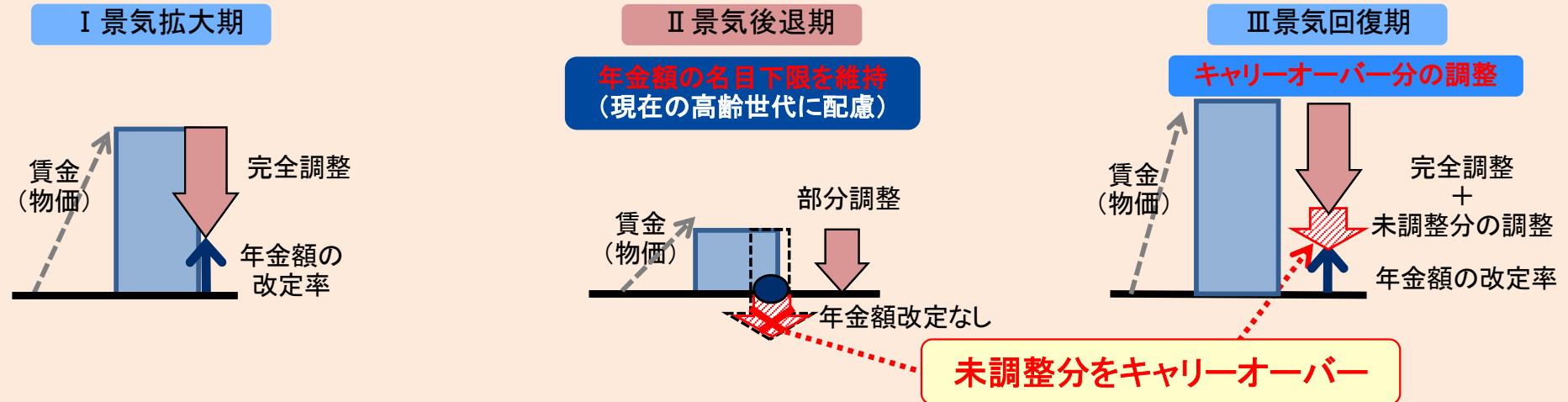
年金額の改定ルールの見直し（平成28年改正法）

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。

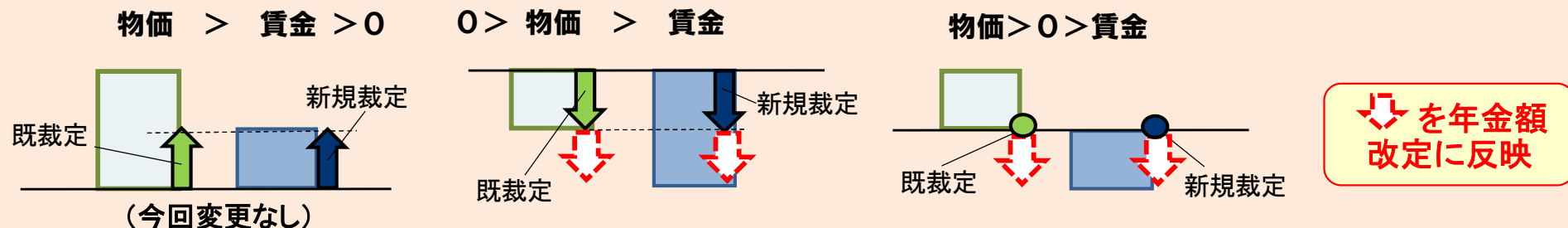
① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※ 企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC (iDeCo): 公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体の年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は令和2(2020)年10月1日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要

改正の趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずる。

改正の概要

※赤字は、衆議院による修正部分

I. 働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定及び所得再分配機能の強化を図るための公的年金制度の見直し

1. 被用者保険の適用拡大等

- ① 短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
- ② 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。 ※ 既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。
- ③ 適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できるとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。

2. 在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を50万円（令和6年度価格）から62万円に引き上げる。

3. 遺族年金の見直し

- ① 遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。これに伴う配慮措置等として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。
- ② 子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。

4. 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げる（※）とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。 ※ 68万円→71万円→75万円に段階的に引き上げる。

5. 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

- ① 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金又は厚生年金の受給権者の将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。
- ② ①の措置を講ずる場合において、基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかった場合に支給されることとなる基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

II. 私的年金制度の見直し

- ① 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。
- ② 企業年金の運用の見える化（情報開示）として厚生労働省が情報を集約し公表することとする。

III. その他

- ① 子のある年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算額の引上げ等を行いつつ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。
- ② 再入国の許可を受けて出国した外国人について、当該許可の有効期間内は脱退一時金を請求できないこととする。
- ③ 令和2年改正法附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じた上で次期財政検証の翌年度まで継続する。

施行期日

このほか、遺族年金の受給要件に係る国民年金法附則第9条第1項のほか、同法、厚生年金保険法、協定実施特例法、確定給付企業年金法及び社会保険審査会法等について、令和2年改正法等で手当する必要があった規定の修正等を行う。

令和8年4月1日（ただし、I 5・Ⅲ③は公布日、I 1③は令和8年10月1日、I 4（68万円へ引上げ）は令和9年9月1日、I 1①（企業規模要件）は令和9年10月1日、I 1①（賃金要件）・Ⅱ①は公布から3年以内の政令で定める日、I 4（71万円へ引上げ）は令和10年9月1日、I 3・Ⅲ①は令和10年4月1日、I 4（75万円へ引上げ）は令和11年9月1日、I 1②は令和11年10月1日、Ⅲ②は公布から4年以内の政令で定める日、Ⅱ②は公布から5年以内の政令で定める日）

社会保障協定について

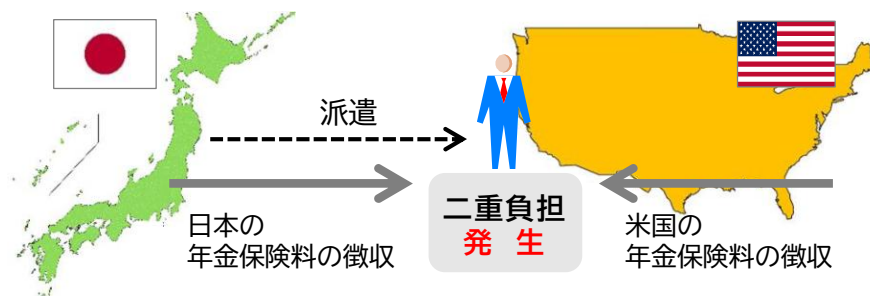
社会保障協定の目的：国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決

年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

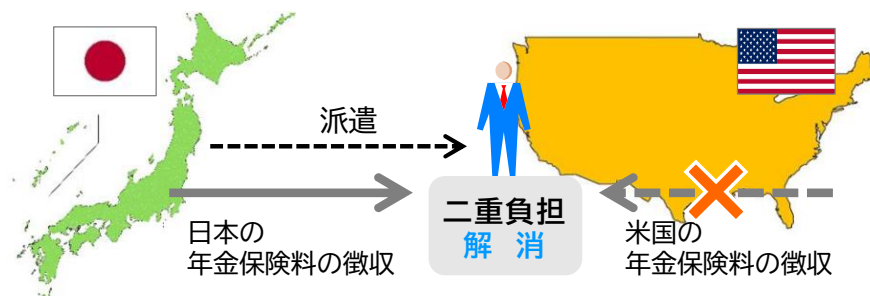
① 保険料二重負担の課題 ▶ 適用法令の調整により解決

事例 日本企業から在米企業に派遣される場合

協定発効前 日本の年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要。



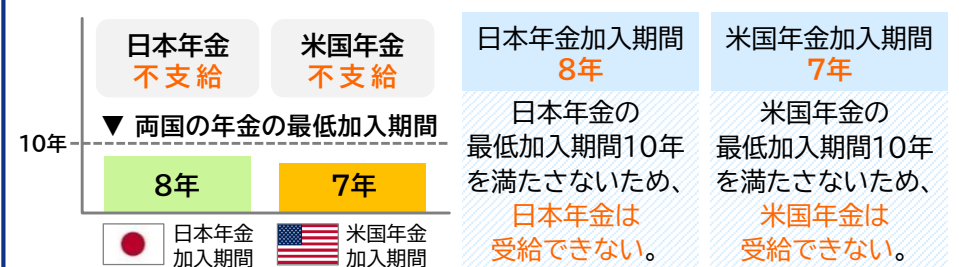
協定発効後 短期の派遣(5年以内)の場合は、派遣元国の日本制度にのみ加入し、米国制度の加入義務は免除。
(原則は、就労国の米国制度にのみ加入し、日本制度の加入義務は免除)



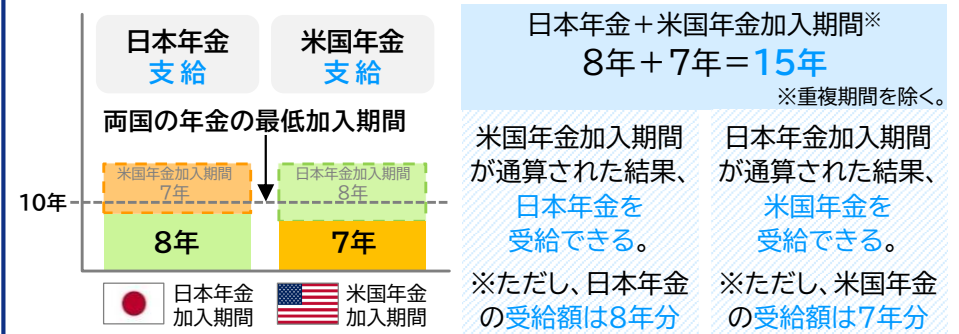
② 年金受給資格確保の課題 ▶ 期間の通算により解決

事例 日本年金と米国年金の両方に加入期間がある場合

協定発効前 それぞれの加入期間のみで最低加入期間を満たすことが必要。



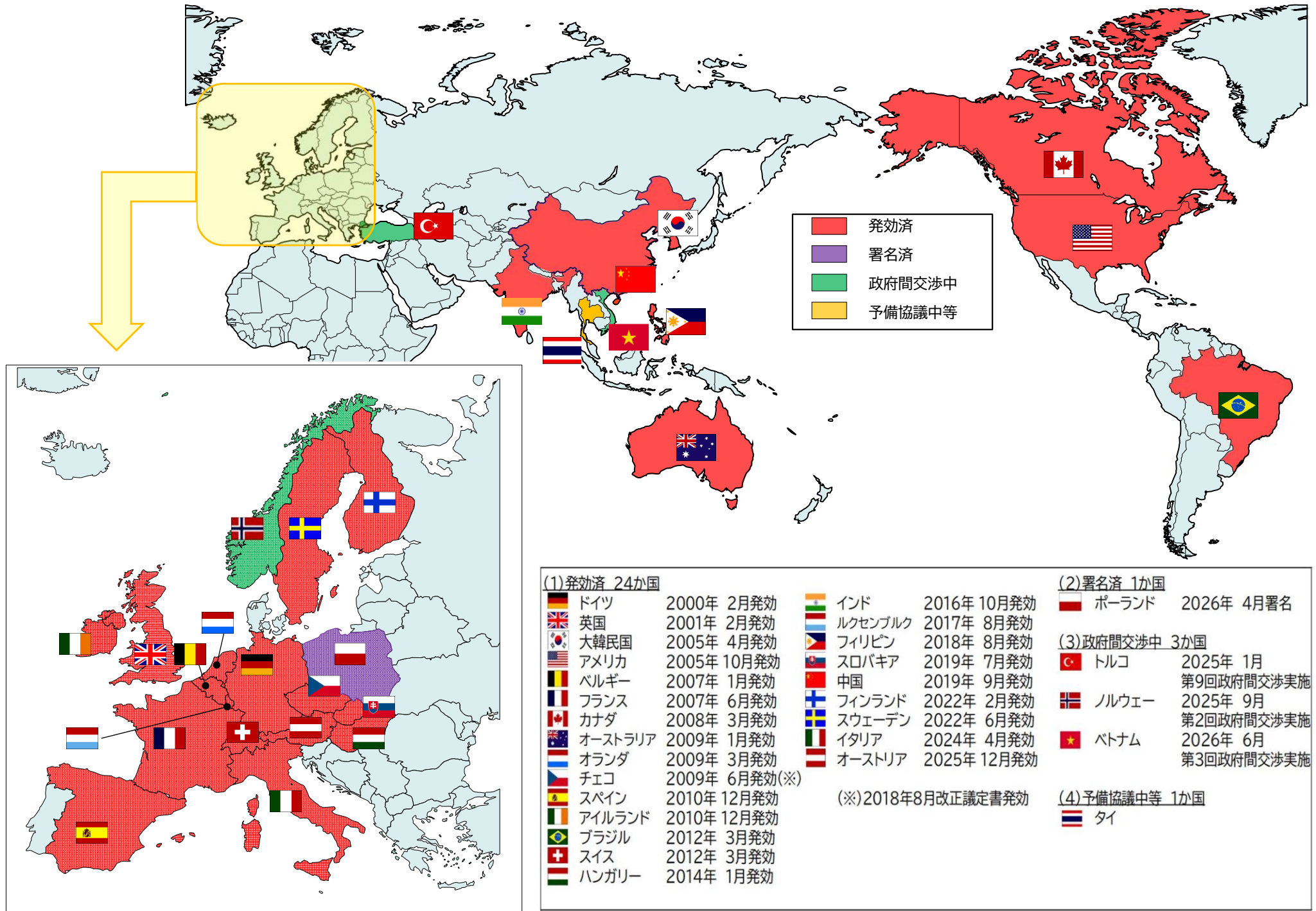
協定発効後 それぞれの加入期間を足し合わせて加入期間を算定できる。



日本が社会保障協定を締結(発効済)している国(24カ国)(2025年12月1日現在):ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、イタリア、オーストリア(英国、韓国、中国及びイタリアについては通算規定を含まない。)

社会保障協定の締結状況

2026年6月2日現在



年金広報に関する主な取組

生涯を通じた年金教育

1 若年世代向け参加型広報

■「学生との年金対話集会」

学生と厚生労働省（年金局）職員が年金をテーマに語り合うことを通じて、学生の意見を年金広報活動の改善につなげています。



■「こども霞ヶ関見学デー」

毎年夏休みに、こども達に向けて、年金について楽しく学んでもらうプログラムを開催しています。



令和8年度は、ガレッジセール・ゴリ氏を講師に迎え、約60名のこどもおよび保護者に参加いただきました。

2 年金教育教材の開発と活用

小学生向け

中学生向け

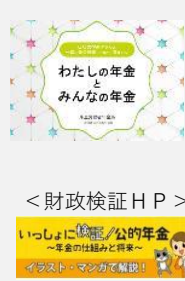
大学生以上向け

<学習マンガ>

<学習教材>

<クイズ動画>

<学習教材>



<財政検証HP>

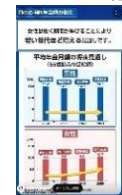


年金制度の基本的な仕組みの広報

年金制度の基本的な仕組みについて、分かりやすい資料やショート動画等を作成し、周知・広報を実施しています。

<分かりやすい資料>

<ショート動画>



New!

公的年金シミュレーター

公的年金シミュレーターは、年金の仕組みを国民に分かりやすく周知すること、働き方などの変化に伴う年金額の変化を「見える化」して、国民一人一人の将来の生活設計を支援することを目的に開発されたツール。

令和8年4月からは、老齢年金の試算機能に加え、障害年金及びiDeCo（個人型確定拠出年金）の試算機能も追加。

公的年金シミュレーターを利用して試算が行われた回数は1,295万回超（令和8年7月末日時点）。



New!



年金制度改革に関する広報

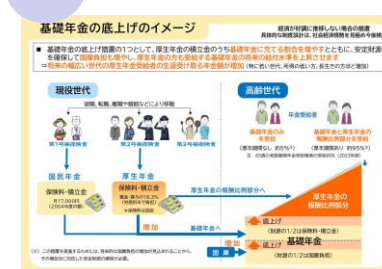
令和7年年金制度改革に関して、分かりやすい資料やショート動画による広報を実施しています。被用者保険の適用拡大について、令和7年年金制度改革の内容を反映するため、特設サイト、ガイドブック、チラシ、動画などの広報コンテンツを改修し、公開しました。

<分かりやすい資料>

<特設サイト>

<手引き・チラシ>

New!



New!



New!



現行の年金広報、年金教育の取組

小学生以下

中高生

大学生・院生

社会人

生涯を通じた年金教育

■ 若年者向け参加型教育

こども霞が関
見学デー

学生年金対話集会

ユース年金学会



※ 日本年金機構で高校生や大学生向けの年金セミナーなどを実施

■ 教育資材の開発と活用

学研まんが
年金のひみつ

中高生向け教育資材



YouTube動画を活用した年金教育(QuizKnockとのコラボ動画)

年金の見える化



公的年金シミュレーター(令和8年7月末日時点の試算回数1,295万回超)

ねんきんネット(令和8年3月末の登録数約1,599万件)

年金額分布推計に基づく多様なライフコースに応じた年金額の公表

年金制度に関する広報



適用拡大特設サイト



年金財政動画



適用拡大動画

被用者保険の適用拡大の周知広報(適用拡大特設サイト)

年金財政に関する動画、広報資料、財政検証解説まんが

年金対話集会の概要

■ 趣旨・概要

- ・ 学生と厚生労働省(年金局)職員が年金をテーマに語り合うことを通じて、学生が年金について考えるきっかけにするとともに、学生からの意見や指摘を今後の年金行政に活かす。
- ・ 学校のご協力の下、授業の時間をお借りし、学生の理解度やニーズに合わせて学校ごとにテーマを調整し実施。

■ 進行・テーマ選定例

第1部 導入講義

■ 年金制度改正と関連したテーマで講義を実施

年金制度の仕組みや意義、年金財政などに加えて、学生の問題意識や関心がある論点を事前に把握した上で、年金制度改正と関連したテーマや内容を含む資料を用いて年金局の職員が講義を行った。

■ 講義で扱ったテーマ

各大学で、適用拡大、第3号被保険者、遺族年金、私的年金、基礎年金拠出期間45年化等の中から1～2のテーマを選択
(高校では中高生向けの新たな教育資材を使用)

<導入講義の様子>



第2部 意見交換

■ 年金局職員と学生との対話による意見交換・相互理解の促進

扱ったテーマに関する意見交換や質疑応答を行うとともに、年金制度に対する素朴な疑問や将来に対する不安についても、年金局において年金制度を実際に企画立案、事業運営を担う職員の視点から回答した。

■ アンケートを通じた意見収集

講義後、学生へのアンケートを実施し、扱ったテーマに対する意見や、講義の感想など収集した。(具体的な内容は次頁以降)

<意見交換の様子>



■ 令和7年度開催実績

令和7年度は大学で25校、高校等で1校開催し、大学で27回、高校等5回実施した。

【大学】

東北学院大学 ※厚生局と共催
帝京大学
慶應義塾大学
青山学院大学
日本女子大学
流通経済大学
札幌学院大学
北海道大学・大学院 ※厚生局、年金事務所と共催
小樽商科大学
大阪大学
名古屋市立大学
中京大学(2コマ開催)
東北福祉大学 ※厚生局、年金事務所と共催
お茶の水大学
熊本大学
亜細亜大学
名古屋大学
東北大学 ※年金事務所と共催
駒澤大学
東北大学
関西学院大学
弘前大学 ※厚生局と共催
大阪樟蔭女子大学
埼玉大学
県立広島大学 ※厚生局、年金事務所と共催

【高校】

早稲田大学高等学院

※令和8年3月時点。開催日程順。

中高生向け年金教育教材の特徴（年金教育動画の利活用）

厚生労働省が QuizKnock と

年金の授業を制作しました！

過去4回制作されたコラボ動画から、必要な箇所をピックアップ。再編集された動画を見ながら楽しく学べる教材です。

楽しみながら年金に
くわしくなろう！



都内の高校で授業を実施

QuizKnockメンバーが実際に授業を行いました。生徒からは年金制度の知識が深まったとの声が多数寄せられました。



今までの コラボ動画

年金広報の活動が特別優秀賞を受賞！

厚生労働省の年金広報企画室がISSA Good Practice Award competitionで特別優秀賞を受賞しました。QuizKnockによる広報動画を含む様々な広報活動が評価され、日本初の入賞となりました。

第1弾

年金について日本一わかりやすく説明しようとしたら
こうなった



QuizKnockが年金制度について
全力でガチのクイズ番組を作っ
みました！

<https://www.youtube.com/watch?v=KrKPt05Jsvk>



第2弾

東大生が年金について考えてみた【QuizKnock塾】

計算せよ↓

みく歳から※S歳までの
みS年間、
年取Aノ0万円の
一般企業に勤務した場合の
公的年金はいくら？



QuizKnockによる年金クイズ番
組第2弾！
将来のお金のことを、年金ガチ
勢と一緒に考えて
みましょう。

<https://www.youtube.com/watch?v=8B6LqFUxskQ>



第3弾

【助けてQuizKnock】悪魔スガイが乱入してきて
年金講座が進まない



ふくらPの年金講座に突如悪魔が
乱入！？果たしてメンバーは最後
まで講座を受講できるのか！

<https://www.youtube.com/watch?v=x-EaPF867Q0>



第4弾

クイズ王ならたまたま近くに座ってる人の会話から
人生読み取れる説



QuizKnockなら隣に座ってる人
の会話で職業当てられるよね？
ついでに将来の年金も……？

<https://www.youtube.com/watch?v=dRAatyKwUji>



社会保険適用拡大特設サイトについて

令和9年10月の社会保険適用拡大に向けて、社会保険適用拡大特設サイトをリニューアルし、内容及び掲載するコンテンツを刷新。令和7年年金制度改正を反映したうえ、事業主・人事労務担当者と従業員に主なターゲットを分け、情報も整理して掲載。

特設サイト



制度概要の解説ページ

適用拡大の概要及び対象者を短時間労働者、個人事業所に分けて解説。

事業主・人事労務担当者向けページ

対象となった場合の流れ、手続等を対象者ごとに見やすく整理して紹介。従業員向けにはショート動画も掲載。

従業員向けページ

チラシ・ガイドブック

事業主・人事労務担当者向けには、制度の概要や手続きについて記載したチラシ・ガイドブックと、社内準備用の手引きを作成。従業員向けには、事業主が従業員へ説明する際や家庭内での相談に使えるチラシを改修。

適用拡大Q&A

事業主等が従業員へ説明する場合を中心に、サイト内では触れられない細かいQAを掲載。

試算用ツール

社会保険料の事業主負担分や、従業員の手取りの変化、将来受け取れる年金見込み額の試算ツールを掲載。

対象者判定ツール

短時間労働者または短時間労働者を擁する企業等向けに、適用拡大の対象となるかの判定ツールを掲載。

チラシ・ガイドブック



好事例を踏まえた新たな広報コンテンツ（労働者向けショート動画）

労働者やご家族の方々向けに、厚生年金保険・健康保険への加入に関して特にニーズが高いと思われる内容について、インフォグラフィックスを活用しつつ、スマートフォンで確認しやすいよう、1分間の縦型ショート動画を新たに作成し公表。

1 加入対象者

2 医療メリット

3 年金メリット

4 公的年金シミュレーターによる試算

5 手取りシミュレーション

社会保険の加入対象ってどんな人？

- 1 週の勤務時間が20時間以上
- 2 学生ではない

すべてを
満たす

次の2つの条件のすべてに
当てはまる場合は対象となります。

その他、2ヶ月を超える雇用の見込みという要件もあります
※賃金要件（所定内賃金が月額8.8万円以上）については、
令和7年年金制度改正により、2026年10月に適用されました。

加入のメリット【医療編】

傷病手当金

病気・ケガによる休業

病気またはけがが発生

出勤

休み

休み（支給あり）

1～3日目
（土日休も含）

4日目以降
（土日休も含）

一定の条件を満たすことで
仮に退職しても
引き続き受給することができます。

加入のメリット【年金編】

累計 220万円↑

老齢厚生年金

年額 148,400円↑

老齢基礎年金

年額 847,300円

※40年間に加入した場合

仮に80歳まで受給した場合、
累計約220万円が上乗せされます。

35歳以降加入した場合の 金額が表示されました。

※令和8年度の年金額



手取りはどう変わるの？

Aさんの場合



公的年金シミュレーターの概要

- 公的年金シミュレーターは、年金の仕組みを国民に分かりやすく周知すること、働き方などの変化に伴う年金額の変化を「見える化」して、国民一人一人の将来の生活設計を支援することを目的に開発されたツール。
- 公的年金シミュレーターを利用して、実際に試算を行った回数は1,295万回超（令和8年7月31日時点）。

■ 公的年金シミュレーターの特徴

【簡単でスムーズな操作性】

- ・ ID・パスワードは不要で、すぐに試算を始めることができる。
- ・ 「ねんきん定期便」の二次元コードを利用すれば、よりスムーズに入力が可能。

【グラフを表示しながら試算できる】

- ・ スライダーを動かすと年金額の変化が一目で分かる。

【データ管理も安心・安全】

- ・ 個人情報は記録、保存されない。

【年金が見える化】

- ・ 老齢年金、障害年金、iDeCo(個人型確定拠出年金)が試算できる



■ 公的年金シミュレーターの使い方



<これまでの開発・改修経緯>

- ・ 令和4年4月：運用開始
- ・ 令和5年4月：年金受給開始時点での税や保険料の大まかなイメージを表示する機能を追加
- ・ 令和5年7月：民間サービスとの連携に向けたプログラムを公開
- ・ 令和6年1月：在職定時改定の試算機能追加
- ・ 令和8年4月：障害年金およびiDeCo(個人型確定拠出年金)の試算機能追加

公的年金シミュレーターによる将来の老齢年金見込み受給額試算について

「公的年金シミュレーター」は、将来受け取る年金見込み受給額を固定して表示するだけでなく、個々人の働き方の変化による多様なライフコースに応じた様々なパターンの年金見込み受給額を簡単な入力で試算・表示することが可能。



年金見込み受給額試算の結果についてはグラフ及び数字で表現され、グラフ直下にあるスライダーを動かすと年金額がリアルタイムで変化し、一目でわかる。

将来受け取る年金見込み受給額を決定する3つの重要な要素である「今後の平均年収」、「退職する年齢」、「年金を受け取り始める年齢」を変更することにより、将来受け取る年金額の増減を簡単に試算することが可能。

This screenshot shows the '働き方1' (Working Style 1) input screen. It includes a section for '職業' (Occupation) with options like '自営業・フリーランス' (Self-employed/Freelance), '学生・働いていない' (Student/Not working), 'パート・アルバイト' (Part-time/Temporary), and '会社員・公務員' (Employee/Public servant). Below this, there are input fields for '会社員・公務員の期間' (Period of being an employee/public servant) and '会社員・公務員期間の平均年収' (Average annual income during the period). There is also a section for '年金の受け取り時期の入力' (Input of the timing of receiving pension) with fields for '年金を受け取り始める年齢' (Age to start receiving pension) and '国民年金保険料の免除期間の入力' (Input of the exemption period for national pension insurance premium).

個々人の働き方による多様なライフコースに対応するため、働き方、働く期間、年収を直接入力し変更することにより、年金見込み受給額を試算することが可能。

(注) 公的年金シミュレーターは、年金額を簡易に試算することを目的としており、実際の年金額とは必ずしも一致しません。より正確な年金見込み額の確認をする場合には、日本年金機構の「ねんきんネット」の活用をご検討ください。

公的年金シミュレーターによる障害年金・iDeCo試算機能

令和8年4月、現役期における障害年金の見込み額の試算や、国民年金の被保険者が加入できるiDeCoに加入した際の積立額や取崩し額についてシミュレーションする機能を追加。



障害の程度(1級～3級)に応じて、障害年金の大まかな障害年金見込額を一括で試算可能。障害の程度を調べたい場合には「障害の程度」ボタンをタップして調べることが可能。

障害年金の手続の相談にスムーズに移行できるよう「日本年金機構公式サイト 年金のご相談(電話・窓口)」を案内。

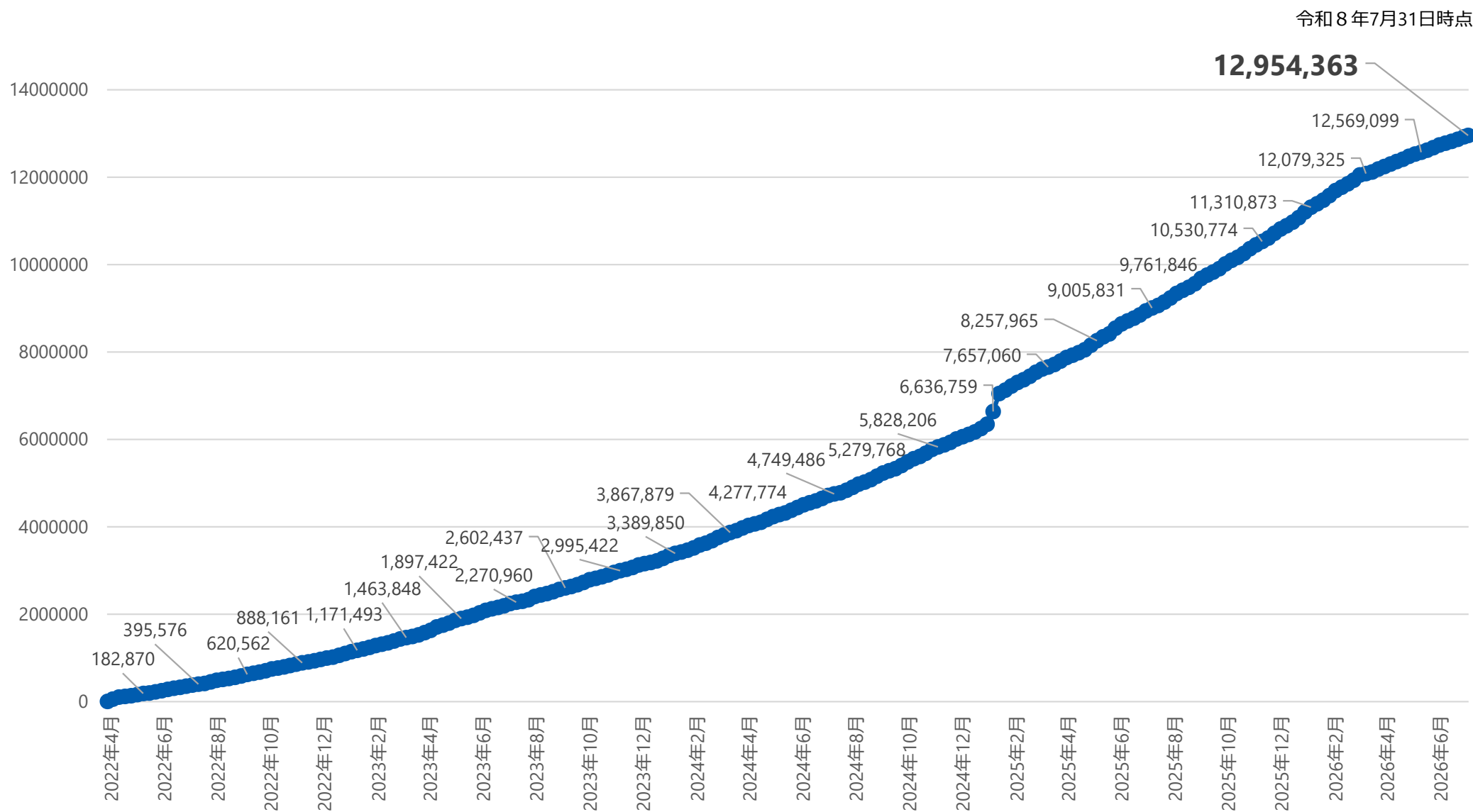


iDeCo積立・運用での将来受け取り見込額の結果についてはグラフ及び数字で表現され、グラフ直下にあるスライダーを動かすと年金額がリアルタイムで変化し、一目でわかる。

iDeCo積立・運用での将来受取見込額を試算するための4つの重要な要素である「積み立て終了年齢」、「受け取り開始年齢」、「毎月の掛金額」、「運用利回り」を変更することにより、将来受け取る年金額の増減を簡単に試算することが可能。

公的年金シミュレーターの利用状況（試算回数）

公的年金シミュレーターの試算回数は2022年4月25日の運用開始以降、順調に伸びており、1295万回に到達。
今後も、試算回数の伸びが想定される。



公的年金シミュレーターの民間企業における活用

公的年金シミュレーターは民間サービスとの連携を進展させることにより、民間事業者が運営するアプリ等で、簡便に自身の保有する金融資産や将来の年金受給見込み額を参照できるようになり、また、保有資産の分析・運用アドバイスなども、スマホ上で提供され、国民は簡便に資産の管理・運用ができるようになる。このため、厚生労働省では2023年7月から公的年金シミュレーターと民間サービスとの連携に向けて公的年金シミュレーターのプログラムを公開した。

■ 利用条件等

- ・『公的年金シミュレーター』のソフトウェアのプログラム利用規約への同意が必要。
- ・プログラム等利用者は、プログラム等の利用に係る企画書の案(任意様式)を提出。
- ・厚生労働省との事前打合せを経たのち、別添「利用申請書」によりプログラム等の利用申請を行う。
- ・利用申請を受けた厚生労働省は、民間事業者にプログラムを公開。

■ プログラムの公開状況

- ・ プログラムの公開件数 5件(2026年9月10日時点)



○日本年金機構について（概要）

◆名称 にっぽん ねんきん きこう 日本年金機構（Japan Pension Service）

◆本部所在地 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

◆組織 非公務員型の公法人（特殊法人）

本部、年金事務所（312か所）

◆設立年月日 平成22年1月1日 ※同時に社会保険庁を廃止

◆理事長 おおたけ かずひこ 大竹 和彦

◆職員数 正規職員約11,000人 （令和8年4月1日現在）

※上記の他、特定の業務に従事する特定業務（契約）職員及び補助的な業務に従事するアシスタント（契約）職員を配置。

◆業務内容 国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など）を担う。

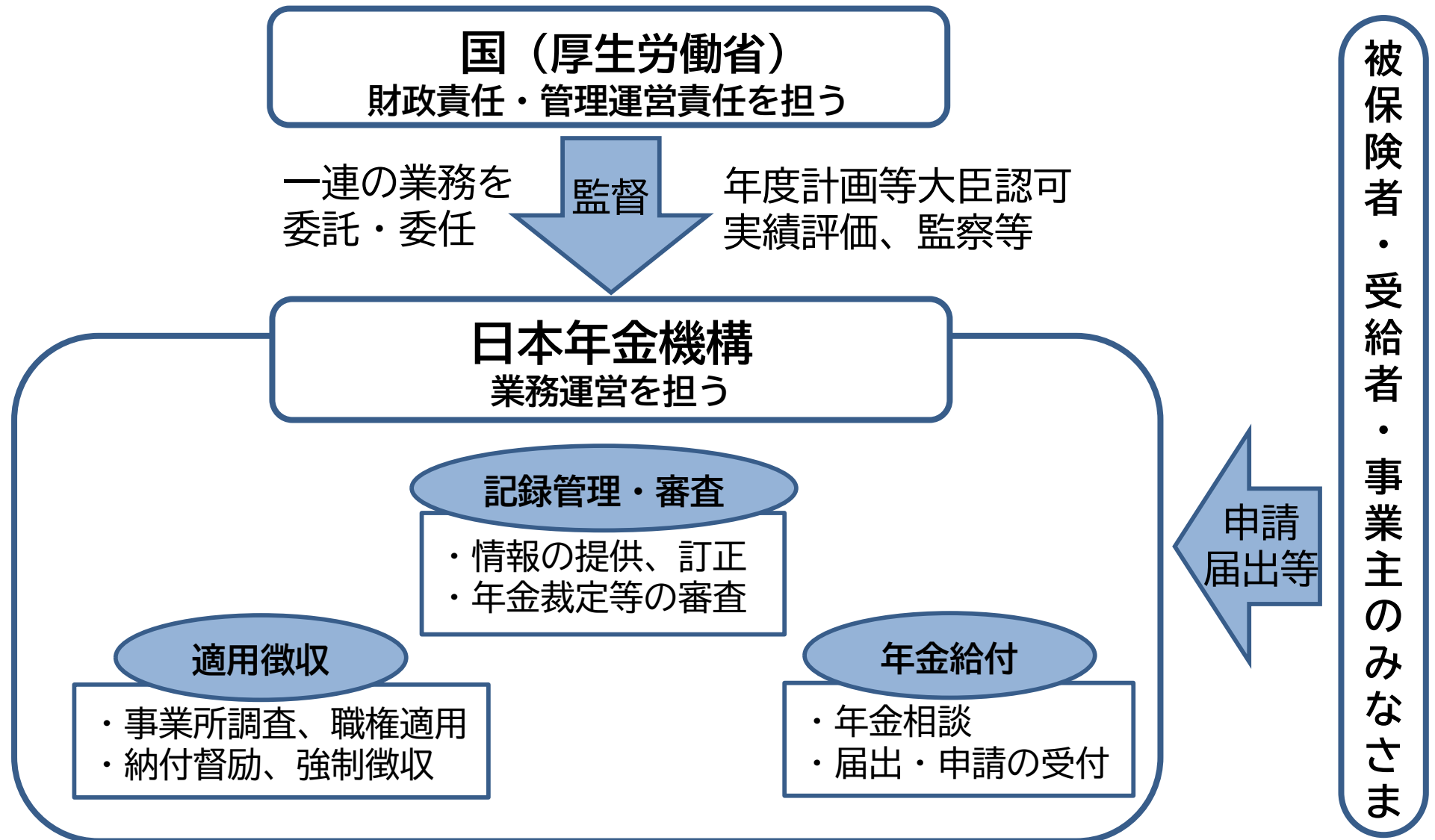


日本年金機構のシンボルマーク
（平成21年6月25日決定）

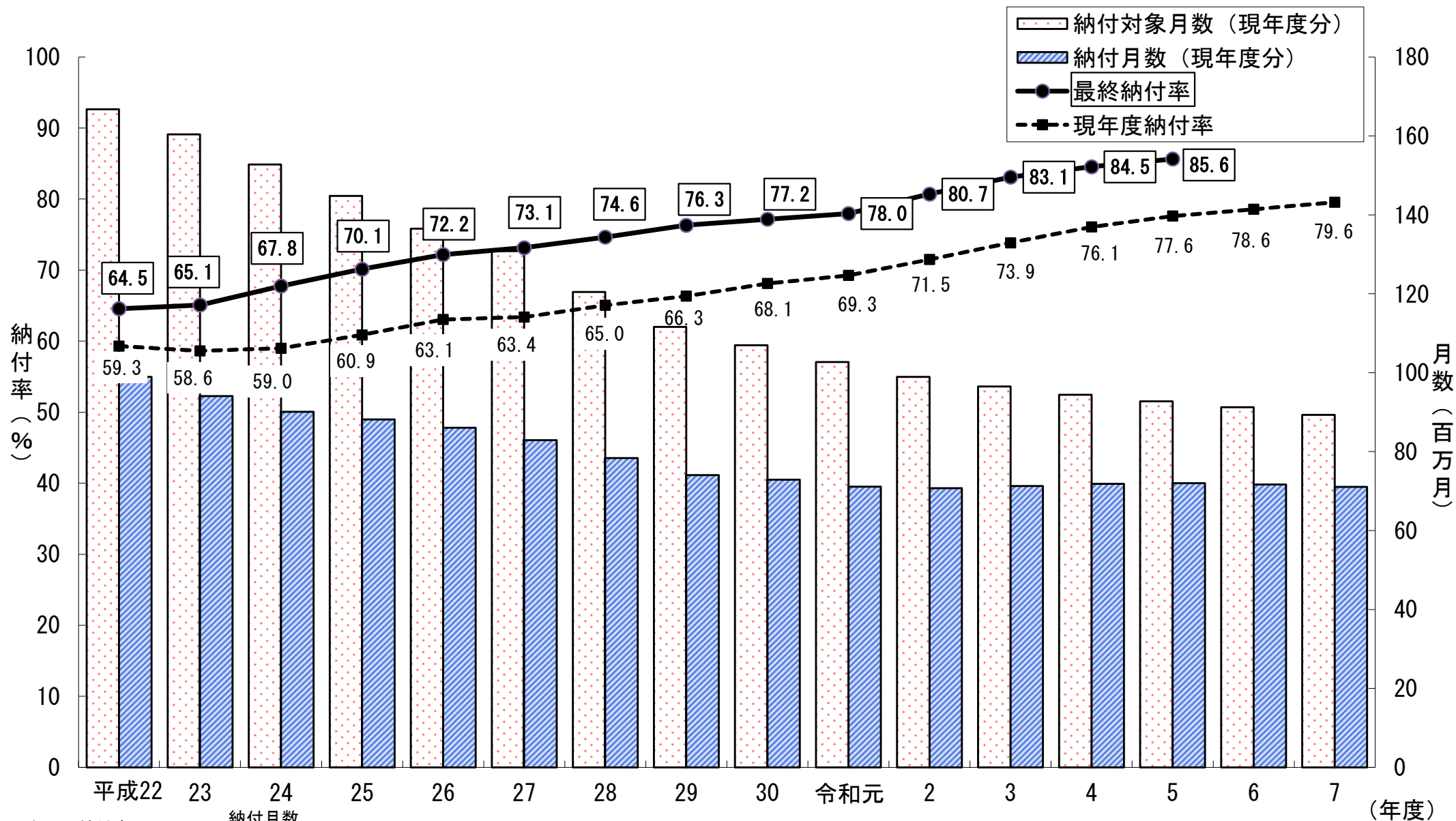
日本国民の公的年金を運営する組織であることを、「日の丸」の上に「年」の一字をシンボライズすることで表現。

○日本年金機構の位置づけ

- 公的年金については、国（厚生労働省）が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（非公務員型の公法人）に委任・委託。



国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）



注1 納付率（％）＝ $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（申請一部免除月数は含み、法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

※納付月数のうち現年度納付月数

○ 口座振替納付

※R6. 3～口座振替の電子申請を導入
(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
2,917万月 → 2,876万月 → 2,791万月

○ クレジットカード納付

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
587万月 → 618万月 → 608万月

○ 2年前納制度

・口座振替による2年前納制度

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
31万月 → 25万月 → 26万月

・現金及びクレジットカードでの
2年前納制度

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
17万月 → 39万月 → 58万月

○ コンビニ納付

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
2,108万月 → 2,057万月 → 2,028万月

○ インターネット納付

※R6. 8～「納付書によらない納付」を導入
(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
888万月 → 972万月 → 1,039万月

うち

スマートフォン決済アプリ納付

※R5. 2～導入

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
225万月 → 339万月 → 410万月

市町村からの所得情報

(令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収

納付督促

免除等
勧奨

納付督促の実施

・質の向上
・効率化

文書

R5年度 3,826万件
R6年度 4,150万件
R7年度 4,863万件

電話

R5年度 1,873万件
R6年度 1,904万件
R7年度 1,850万件

督促
度重なる
に応じない

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方が対象

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最終催告状	176,779件	168,456件	163,419件
督促状	102,238件	99,962件	100,389件
財産差押	30,789件	26,797件	26,859件

・最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○ 国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27. 10～)

[実績] R5年度 86件 → R6年度 82件 → R7年度 86件

○ 納付督促の外部委託 (H17. 10～)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文書	972万件	903万件	877万件
電話	1,841万件	1,877万件	1,826万件
合計	2,813万件	2,780万件	2,703万件

※令和5年5月以降、外部委託による戸別訪問は実施していない。

免除等の周知・勧奨

・免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- 納付猶予対象者の拡大 (H28. 7～)
- 申請免除の簡素化 (①所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26. 10～
②失業等による特例免除の添付書類の簡素化R5. 3～)
- 免除の遡及期間の見直し (H26. 4～)
- 免除委託制度開始 (H28. 4～)
- マイナポータルを利用した免除等申請手続きの開始 (R4. 5～)

普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

厚生年金保険の適用と徴収実績について

利用しやすい環境づくりの整備

○ 電子申請

事業所に対し、GビズIDやe-Gov等を活用した電子申請の利用を促進。

【R7年度電子申請利用割合】

- ・資本金1億円超の法人等 : 95.9%
- ・51人以上事業所 : 89.6%

○ オンラインによる情報提供

これまで紙(郵送)や電話等で情報提供していた保険料額情報等について、お客様からの申請に基づき、e-Govの電子送達サービスを活用して電子的に情報提供する「オンライン事業所年金情報サービス」を開始。(令和5年1月サービス開始)

令和8年3月末時点の申込件数(事業所及び社会保険労務士の合計)は212,470件となっている。

○ 口座振替の利用促進

機構ホームページ及び機構公式X(旧Twitter)において、適用事業所の事業主向けに口座振替の利用によるメリット等を案内する等により利用を促進している。

【口座振替実施率】

- ・厚生年金保険
R6 : 81.8% R7 : 82.0%
- ・協会管掌健康保険
R6 : 80.9% R7 : 81.1%

厚生年金保険の適用の可能性がある
法人事業所(国税庁情報に基づく調査対象)

約13.8万件
〔R8.3末時点〕

適用事業所に対する事業所調査

- 被保険者の資格や標準報酬等の詳細な確認等を総合的に行う総合調査を実施しており、引き続き雇用保険被保険者情報等を活用して効果的に取り組むことにより、未適用従業員に係る適用漏れの防止及び届出の適正化を推進する。

年度	R5	R6	R7
総合調査実施数	123,164	120,944	110,543
調査により適用した被保険者数	41,524	56,726	48,654

未適用事業所に対する適用促進

- 従来より、雇用保険適用事業所情報(平成14年度～)、法人登記簿情報(平成24年度～)を活用し、未適用の可能性のある事業所を把握し、加入指導に取り組んできた。
- 平成27年度からは、国税庁より、従業員を雇い給与を支払っている法人事業所の情報の提供を受け、これを加入指導に活用することにより、更なる適用促進の取組を進めており、引き続き雇用保険被保険者情報等を活用して効果的な対策を講ずる。

年度	R5	R6	R7
新規適用事業所数	153,857	143,712	137,281
うち、加入指導により適用した事業所数	94,548	83,270	77,222
加入指導により適用した被保険者数	150,165	145,604	127,111

収納実績

- 滞納状況に応じた公正かつ公平な徴収対策を実施するとともに、事業所の実情に即し、適切に納付計画を立て法定猶予等を適用することにより、安定的な保険料収納の確保と収納率の向上を図る。

年度	R5	R6	R7
収納額	35兆1,702億円	36兆3,545億円	37兆6,783億円
収納未済額	4,634億円	4,174億円	3,968億円
収納率	98.7%	98.9%	99.0%

滞納処分の実施

- 適正な納付計画の策定に応じない事業所や納付計画に不履行等が繰り返す事業所に対して、事業の継続性を考慮した上で滞納処分業務を適切に進める。なお、財産の隠匿を図る等の悪質な滞納事業所については、国税庁との連携協力により滞納処分等の権限を国税庁に委任する仕組みを活用している。

年度	R2	R3	R4
滞納事業所数	160,308	147,750	140,811
差押執行事業所数	3,357	6,781	27,784

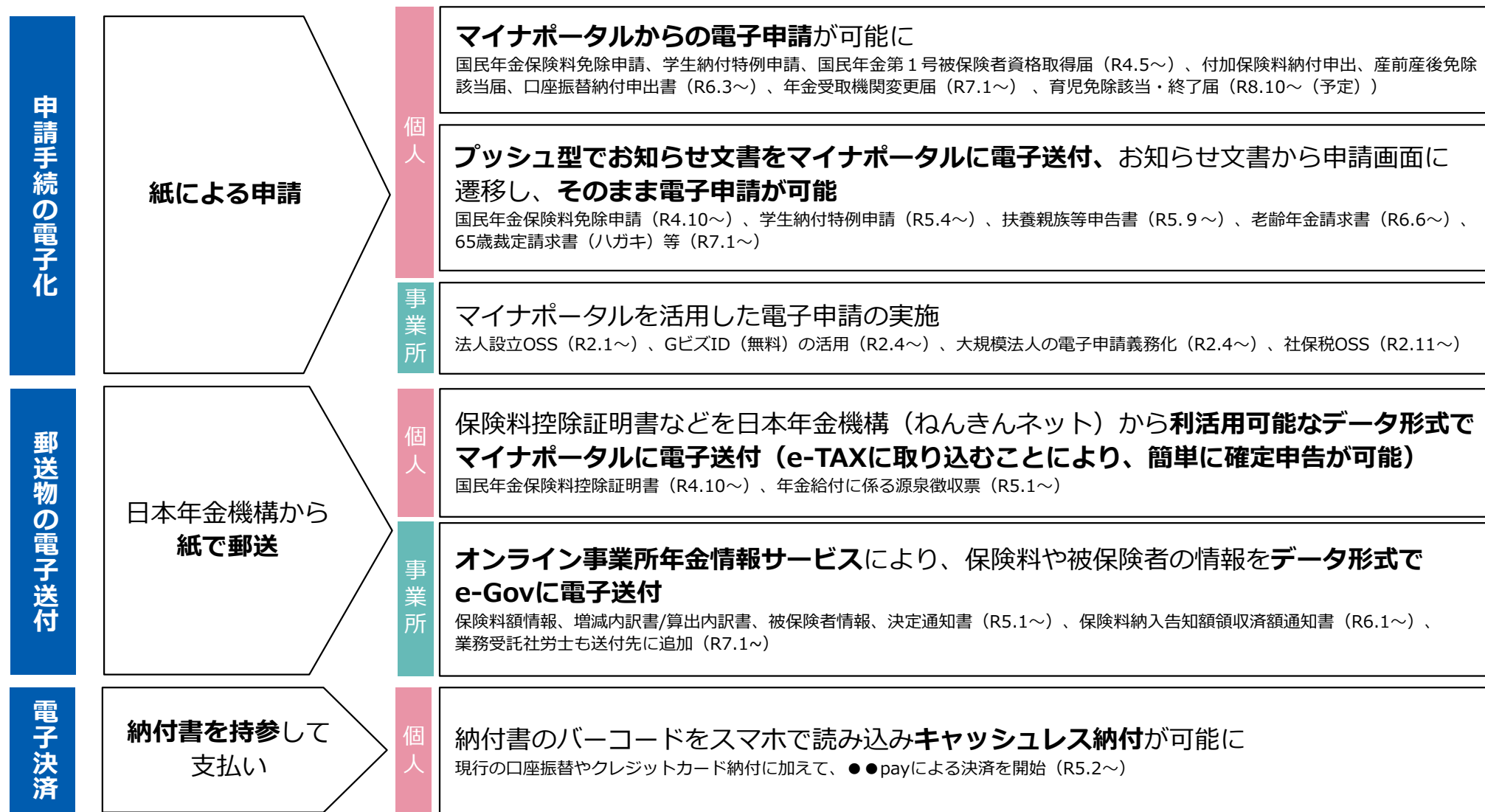
年度	R5	R6	R7
滞納事業所数	142,119	140,958	142,464
差押執行事業所数	42,072	59,548	53,932

国税への徴収委任(既委任192件)
R7: 新規委任22件 R6: 新規委任24件 R5: 新規委任20件

年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

○お客様の手続負担の軽減と事務処理の効率化等を図る観点から、年金の手続きについて、紙や郵送から、順次、デジタル化を進め、各種オンラインサービスの拡充を図るとともに、利用促進に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は77.3%（令和8年3月末）となり、令和元年度23.9%から53.4%上昇



年金分野でのマイナンバー制度の利用及び情報連携について



- 年金業務においては、マイナンバーの「**利用**」として、以下について既に実施。
 - ・相談・照会業務におけるマイナンバーの活用
 - ・各種届書への原則マイナンバーの記載
 - ・マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名・住所変更届の省略
- マイナンバーを活用した「**情報連携**」については、以下について令和元年度から順次実施。
 - ・添付書類の省略 …… 年金の裁定請求時等に住民票の写し、所得証明書等の添付を省略
 - ・照会業務の簡素化 …… 年金の保険料未納者の所得情報などを一括して地方公共団体等に照会
 - ・年金関係情報の提供 …… 地方公共団体等に対し、年金関係情報等をオンラインで提供
(他制度での要件確認等の実務で活用)

平成28年度	29.1	相談・照会業務におけるマイナンバーの利用開始
平成29年度	29.11	情報連携を可能とする政令の制定
	30.3～	原則マイナンバーによる各種届書の提出の開始 マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名変更届等の諸変更届省略
平成30年度	31.1/16	情報連携開始に向けたスケジュールの公表
	31.1～3	情報連携開始に向けた準備（地方公共団体とのテスト、事務説明会等）
令和元年度	31.4/15	試行運用開始※（機構から地方自治体等への照会）
	元.6/17	試行運用開始※（地方自治体等から機構への照会）
	元.7/1	本格運用開始※※（機構から地方自治体等への照会）
	元.10/30	本格運用開始※※（地方自治体等から機構への照会）

※ 試行運用期間中においては、届書等の提出時に引き続き添付書類等を求めた上で、情報連携も併せて実施し、添付書類等の情報と突合せを行う。

添付書類の省略等のメリットは、本格運用への移行後に生じる。

※※ 順次本格運用に移行する。

今後の予定

・法務省へ戸籍関係情報の情報照会を開始（試行運用開始：令和6年3月～、本格運用：届書ごとにどの続柄を添付書類省略の対象範囲とするか及び開始時期について検討を行ったうえで開始予定）

・出入国在留管理庁への情報照会（外国人出入国関係情報や在留カード関係情報等）については、令和8年度末から運用開始を予定

年金関係の情報連携を行う主な事務手続

②地方公共団体等から日本年金機構等へ情報照会を行う主な事務手続等

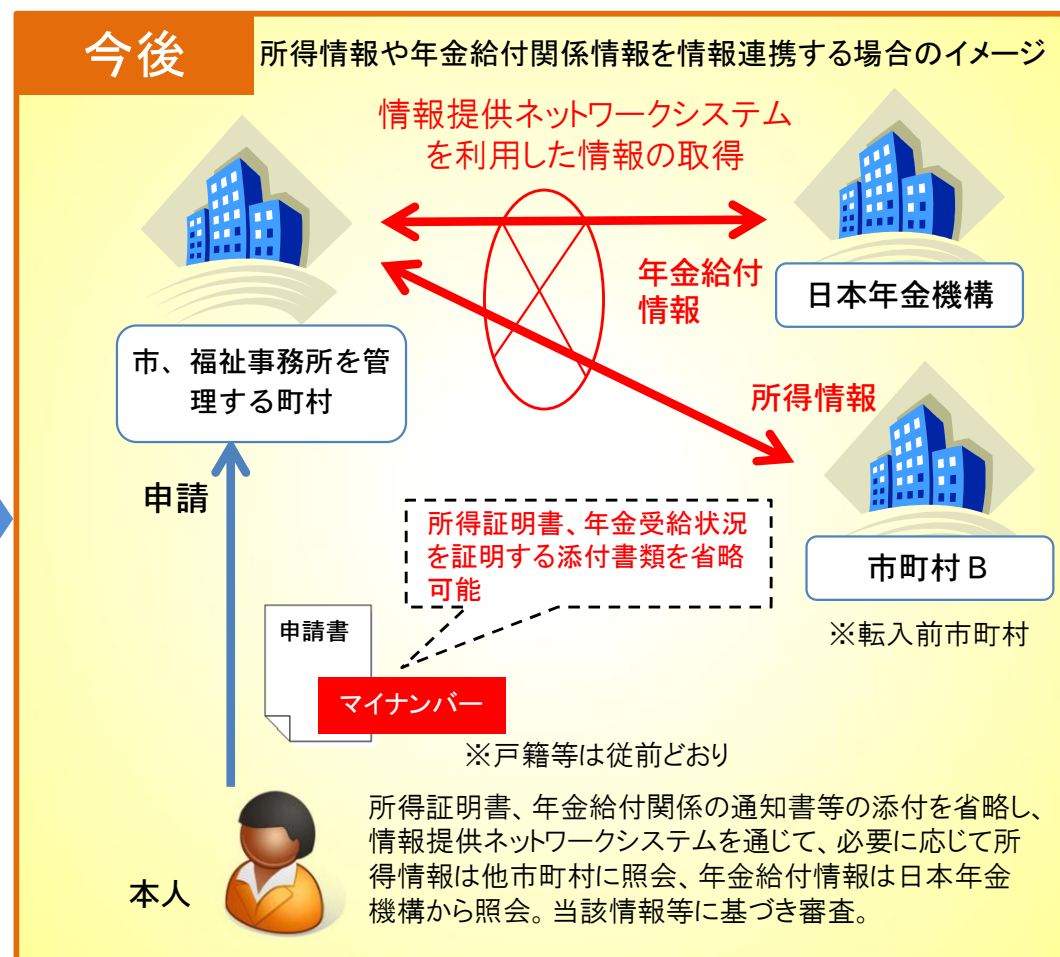
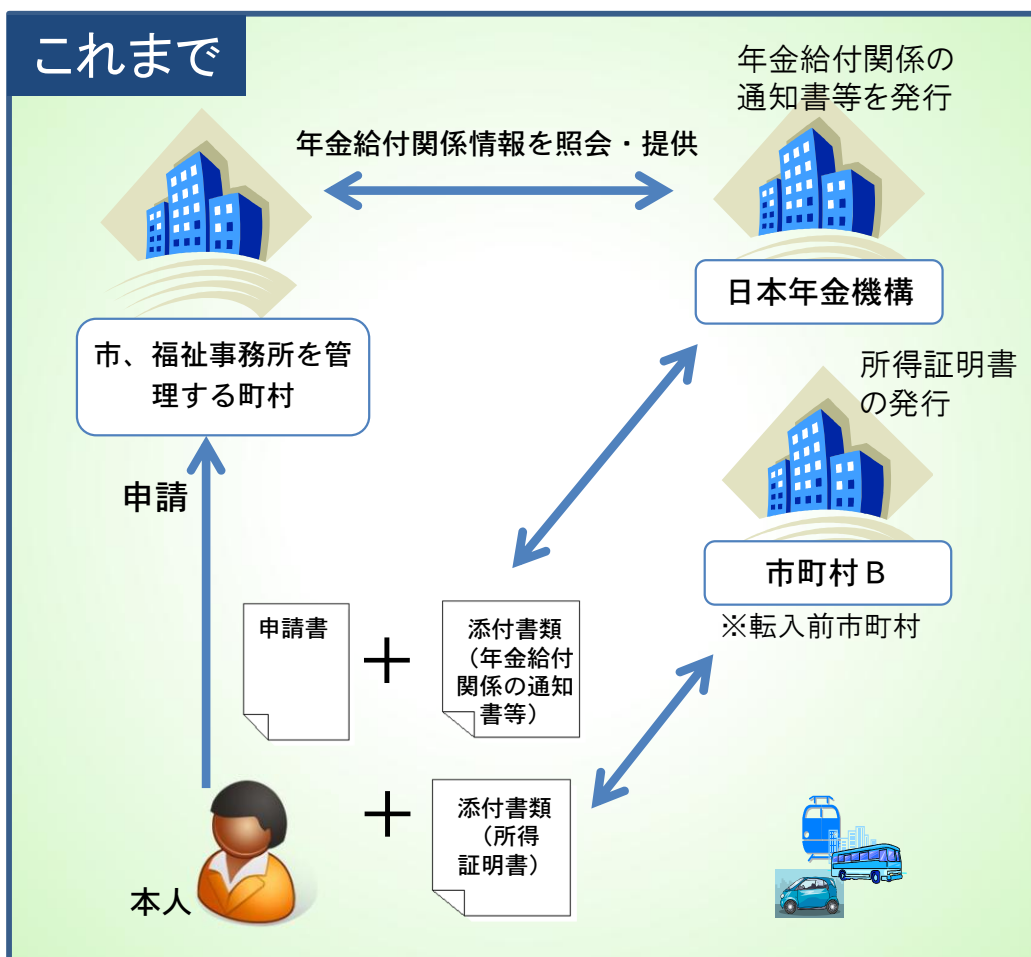
事務手続	申請先	省略可能となる 年金関係の書類
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	市町村	年金額改定通知書 年金証書 等
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	市町村	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	市町村	年金証書 等
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	年金加入証明書

児童扶養手当の支給申請時の添付書類省略

■情報連携の概要

児童扶養手当の支給の認定のための審査の際に、申請時に取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報（市町村から）、年金給付関係情報（日本年金機構から）等を取得する。

●市、福祉事務所を管理する町村が事務を行う場合



※ 情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。

「ねんきんネット」について

- ねんきんネットとは、日本年金機構が提供している24時間アクセス可能なインターネット上のサービスで、自分の年金記録や将来の年金見込額等を確認できるもの。（平成23年2月から開始、平成26年3月からスマートフォン画面新設）
＊平成18年3月から開始された「年金個人情報提供サービス」が「ねんきんネット」に統合。（現在と同様ID・パスワードを用いることで、インターネット上で年金記録の閲覧可）
- ねんきんネットユーザー数は約1,599万人（令和7年度末）

「ねんきんネット」でできること

年金記録の確認

保険料納付状況、加入履歴一覧、加入実績に応じた年金見込額 等

持ち主不明記録の検索

氏名、性別、生年月日が一致する持ち主不明記録（基礎年金番号に統合されていない記録）の検索

年金見込額の試算

将来の老齢年金見込額の試算

届書の電子申請

老齢年金請求書
国民年金保険料口座振替申出書
年金受取機関変更届 等

各種通知書(PDF)の閲覧

ねんきん定期便
社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
公的年金等の源泉徴収票
年金額改定通知書 等

各種通知書の再交付申請

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
公的年金等の源泉徴収票
年金額改定通知書 等

国民年金保険料の納付

国民年金保険料のインターネットバンキング等による納付

年金相談の予約等

年金事務所窓口の相談予約
オンライン文書相談

□「ねんきんネット」の利用方法

- マイナポータルから「ねんきんネット」にログインする。

<参考>

- ・マイナポータルとの連携は平成30年10月開始(令和3年7月スマートフォンで認証連携開始)
- ・マイナポータルとの連携をしている者は約1,063万人(令和7年度末)
- ・マイナポータルを経由しない場合、ねんきんネット専用のユーザIDでログインすることも可

「ねんきんネット」の利用者数

「ねんきんネット」利用者数及びマイナポータルとの認証連携者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ねんきんネット利用者数 【累計】	506万人	578万人	666万人	770万人	908万人	1,098万人	1,356万人	1,599万人
内マイナポータルとの 認証連携者数 【累計】	—	—	7万人	70万人	216万人	461万人	767万人	1,063万人

ねんきん定期便ペーパーレス化の登録状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ペーパーレス化登録件数	69万人	97万人	150万人	201万人	260万人	353万人	470万人	547万人
ペーパーレス登録率	1.0%	1.4%	2.2%	3.0%	3.1%	5.3%	7.1%	8.0%

(備考)ペーパーレス化登録率(概算) = ペーパーレス化登録件数 / 定期便の発行件数(平成28年～令和4年は6,600万件、令和5年以降は実績値で算出)

※共済組合員等、機構からのねんきん定期便発送対象者でないペーパーレス登録者数を含む。

「ねんきん定期便」について

- ねんきん定期便とは、日本年金機構が被保険者に対して毎年誕生月に送付している通知で、保険料納付実績、加入期間及び加入実績に応じた将来の年金見込額が記載されているもの。（平成21年4月開始(平成24年4月電子版開始)）

目的

- ① 保険料の納付実績・標準報酬月額や年金の受給見込額を確認していただき、将来の生活設計に役立てていただくこと
- ② ご本人に年金加入状況を確認していただき、加入記録の漏れや誤りを防ぐこと

※国民年金法14条の5、厚生年金保険法31条の2（年金制度に対する国民の理解増進、信頼向上）

対象者

被保険者(直近1年間に被保険者期間がある受給者も対象)

[参考]郵 送:6,158万人

電子版:1,599万人(ペーパーレス登録者数547万人)

通知内容

	毎年(節目の年以外)	節目の年(35歳、45歳、59歳)
通知形式	・ハガキ ・電子版(※ねんきんネットで閲覧可能)	・封書 (※ペーパーレス登録者にも送付) ・電子版(※ねんきんネットで閲覧可能)
記載事項	① これまでの保険料納付額(注) ② これまでの年金加入期間(月数) ③ <u>直近1年間の月別状況</u> ④ これまでの加入実績に応じた年金額(年額) ※50歳以上の方には、老齢年金の種類と直近の月給・賞与・支払実績が60歳まで継続したと仮定した年金見込額	① これまでの保険料納付額(注) ② これまでの年金加入期間(月数) ③ <u>全期間の月別状況</u> ④ これまでの加入実績に応じた年金額(年額) ※59歳の方には、老齢年金の種類と直近の月給・賞与・支払実績が60歳まで継続したと仮定した年金見込額 ⑤ <u>年金加入履歴</u> (加入制度、勤務先名称、資格得喪日、加入月数等) ※年金記録に漏れや誤りがある場合の回答票・返信用封筒が同封

(注) 厚生年金保険料は事業主も保険料を負担している旨を記載した上で、被保険者負担分を記載している。なお、令和8年10月施行の保険料調整制度により負担が軽減されている短時間労働者である場合には、保険料調整制度による負担軽減前の額が記載されている。

私的年金制度について

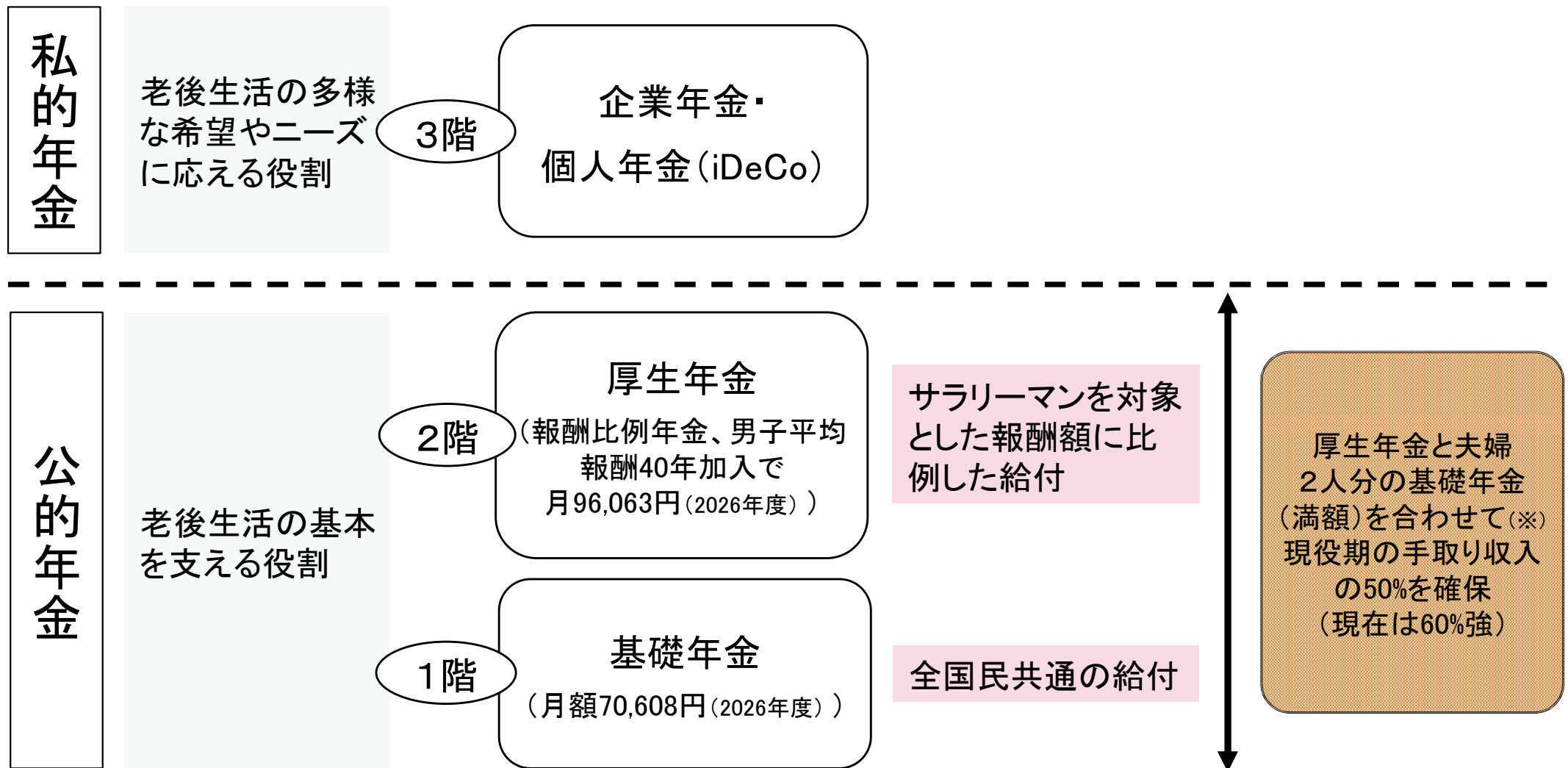
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金制度の設計の考え方

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※ $70,608 \times 2 + 96,063 = 237,279$ 円

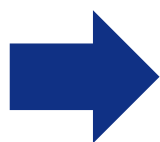
退職給付制度の類型

内部積立

- 内部留保型の退職一時金、自社年金
 - ・ 税制上の優遇は受けられないが、自由な制度設計をすることが可能。
 - ・ ただし、労働基準法の「退職手当」に該当し、同法の適用を受ける。

外部積立

- 適格退職年金（2011年度末で廃止）
 - 厚生年金基金（2013年度末で新設終了）
 - 確定給付企業年金（DB）
 - 企業型確定拠出年金（企業型DC）
- } 一般にこのタイプが「企業年金」と呼ばれる。



年金資産の外部保全のほか、受給権保護等の観点から設けられた各種の適格要件を満たすことで、税制上の優遇措置（事業主は掛金を損金算入、従業員に対する課税も受給時まで繰り延べられる仕組み）が認められている。

- ・ 給付に要する費用の積立義務、定期的な財政検証の実施、積立不足の解消
 - ・ 運営や資産運用に関わる者の受託者責任
 - ・ 加入者等に対する財政状況等の情報開示
- 等

※ 企業年金は制度運営の責任が事業主にあるが、退職給付制度には、「中小企業退職金共済制度」「特定退職金共済制度」のように、企業が実施主体に掛金を納付し、実施主体が給付を行うもの（制度の運営の責任が事業主とは別の主体にあるタイプ）もある。

企業年金制度の変遷①

退職金の普及

- 戦前、1936年に退職積立金及退職手当法が制定され、退職金支払原資の積立が強制されたが、1944年の厚生年金保険法の制定に伴い廃止。
- 戦後の経済復興期から高度経済成長期にかけては、厚生年金保険制度が未成熟であったこともあり、企業は優秀な労働力を確保する手段として、各社ごとに退職金を充実。
- 1959（昭和34）年、中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、中小企業の振興と発展に寄与することを目的に、中小企業退職金共済制度の創設。

退職金費用平準化の要請と、税制上の「適格退職年金制度」の創設

- 1950年代半ば、退職金の支給額の増大に伴い、資金負担の平準化の観点から、年金制度を導入する企業が出現。
 - この場合、企業の負担する掛金が損金に算入されず、損金扱いにする場合には掛金が追加給与とみなされ、従業員は実際には受け取っていない給与に対して所得税を支払わなければならないという問題が存在。
 - この問題を解決するための税制改革の要望が高まり、1962（昭和37）年に税制上の「適格退職年金制度」の創設（※）。
- （※）企業と金融機関が信託契約や生命保険契約を締結し、適正な年金数理などの適格要件を満たすものについて、給付時まで課税を繰り延べ。所得税の課税繰り延べ分を遅延利子相当分として運用時に課税（特別法人税）。

公的年金と退職金との調整の要請と、「厚生年金基金制度」の創設

- 厚生年金保険の給付水準の改善に際して、企業の退職金との調整が課題。
 - 1965（昭和40）年の厚生年金制度改正（1万円年金の実現）に際して、企業年金に厚生年金保険の一部を代行させる「厚生年金基金制度」の創設（1966（昭和41）年10月施行）。
- （※）一定水準までは運用時非課税で、公的年金と同様の税制上の取扱い。

企業年金制度の変遷②

「企業年金二法」の制定

- バブル経済の崩壊により資産運用環境は著しく悪化し、厚生年金基金等の積立不足が拡大。
- 1999（平成11）年から2年間、運用時の課税凍結（特別法人税の課税凍結）。その後も課税凍結の措置が繰り返されている。
- 2000（平成12）年の退職給付に係る新会計基準の導入もあり、厚生年金基金の代行返上を求める動き。
- 2001（平成13）年10月には、拠出建ての新たな企業年金である「確定拠出年金制度（DC）」、2002（平成14）年4月には、代行部分を持たない企業年金である「確定給付企業年金制度（DB）」の創設（厚生年金基金の代行返上を可能とし、適格退職年金で不十分だった受給権保護を強化）。

＜既存制度に対する問題意識＞

適格退職年金

退職給付を年金制度として実施する形で多くの企業が導入したが、バブル崩壊後の運用環境悪化等に伴い、企業年金をやめるケースが増加

厚生年金基金

＜企業の経済活動環境の変化＞

退職給付に係る新会計基準 (2000(平成12)年4月導入)

企業年金に関する積立不足をバランスシートに負債として計上することとされたことから、母体企業の財務に大きな影響

＜社会経済情勢との関係＞

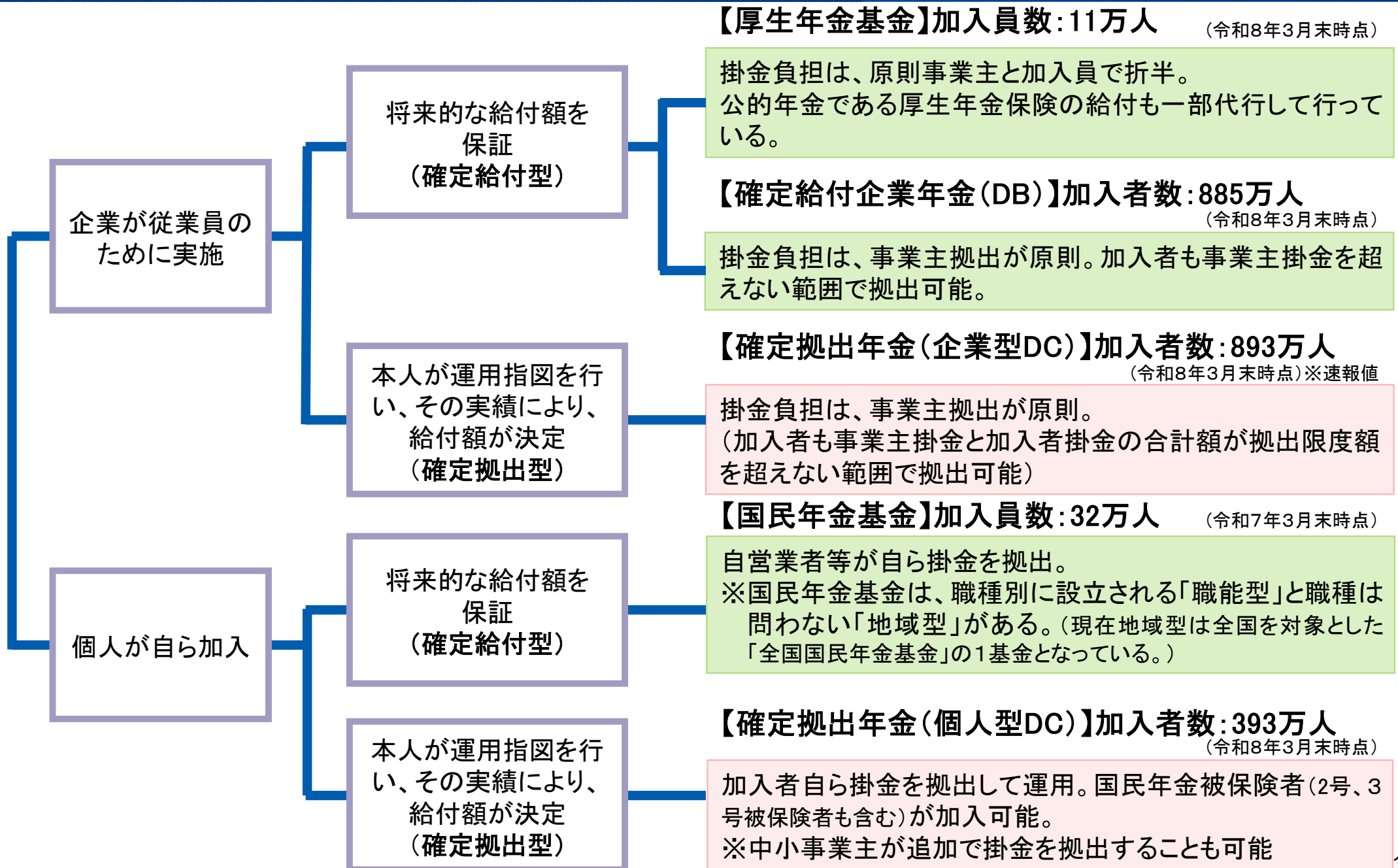
新制度創設の要請

雇用の流動化にも対応できる制度創設の要請

確定給付企業年金制度(DB)
の創設

確定拠出年金制度(DC)
の創設

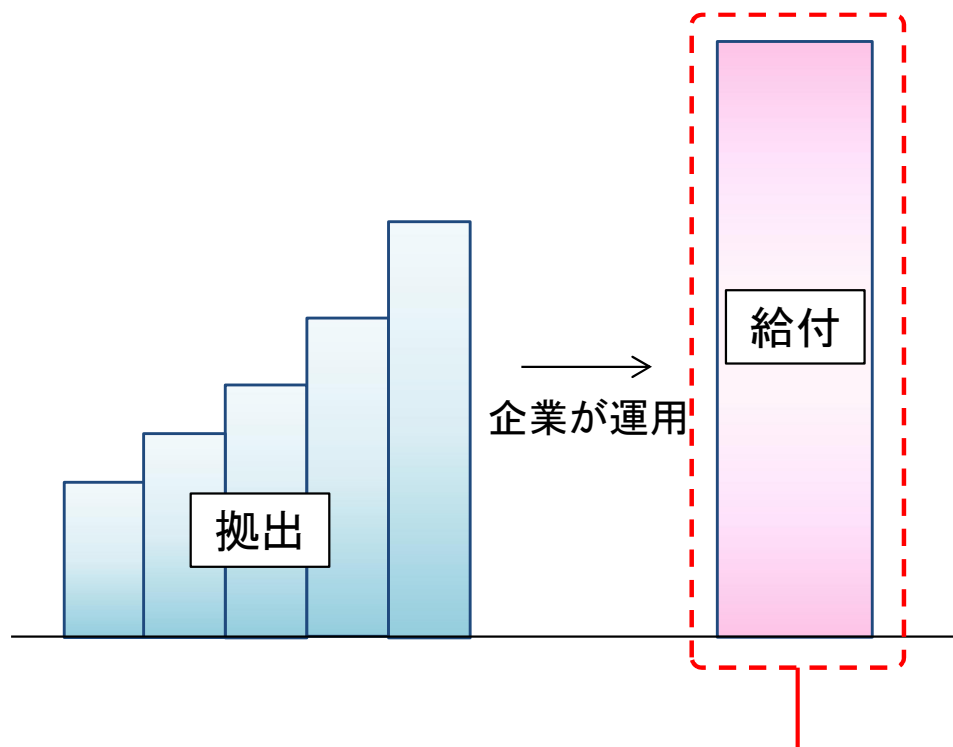
企業年金・個人年金制度の仕組み



給付建て（DB）と拠出建て（DC）の基本的仕組み

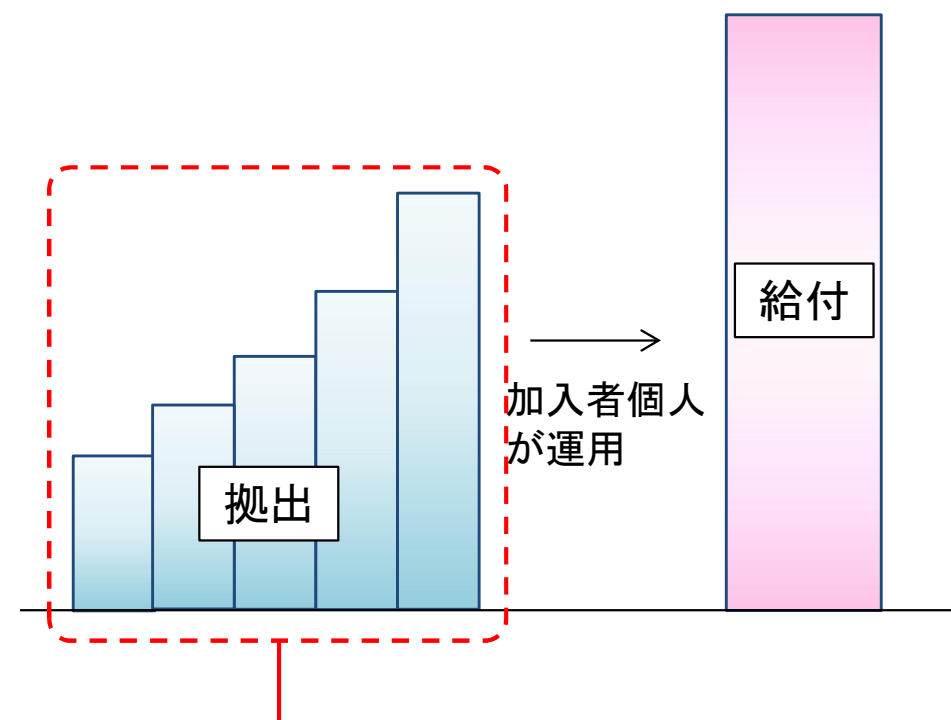
- 給付建て（Defined Benefit。DB）は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。
- 拠出建て（Defined Contribution。DC）は、あらかじめ事業主・加入者が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。

DB(Defined Benefit)のイメージ



あらかじめ給付の算定方法が決まっている

DC(Defined Contribution)のイメージ



あらかじめ拠出額が決まっている

確定給付企業年金の制度概要

- ・ 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）により創設。
- ・ 労使の自主性を尊重しつつ、受給権の保護を意図した制度。
- ・ 労使合意に基づき、規約を作成し、厚生労働大臣の認可等を受けることで実施。
- ・ 将来の給付を事業主が約束。

<形態>

- 母体企業とは異なる法人格を有する基金が実施する「基金型」と、労使が合意した規約に基づき事業主が実施する「規約型」がある。

<加入者>

- 厚生年金適用事業所の被保険者。
- 規約において加入者資格を設けることが可能であるが、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

<給付>

- 労使が合意した規約に基づき、老齢給付を行う（年金給付・一時金給付の選択可）。
- 給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計が可能。

<掛金>

- 規約で定めるところにより、事業主が掛金を拠出（規約に定め、加入者の同意を得た場合は、加入者拠出も可能）。

<財政>

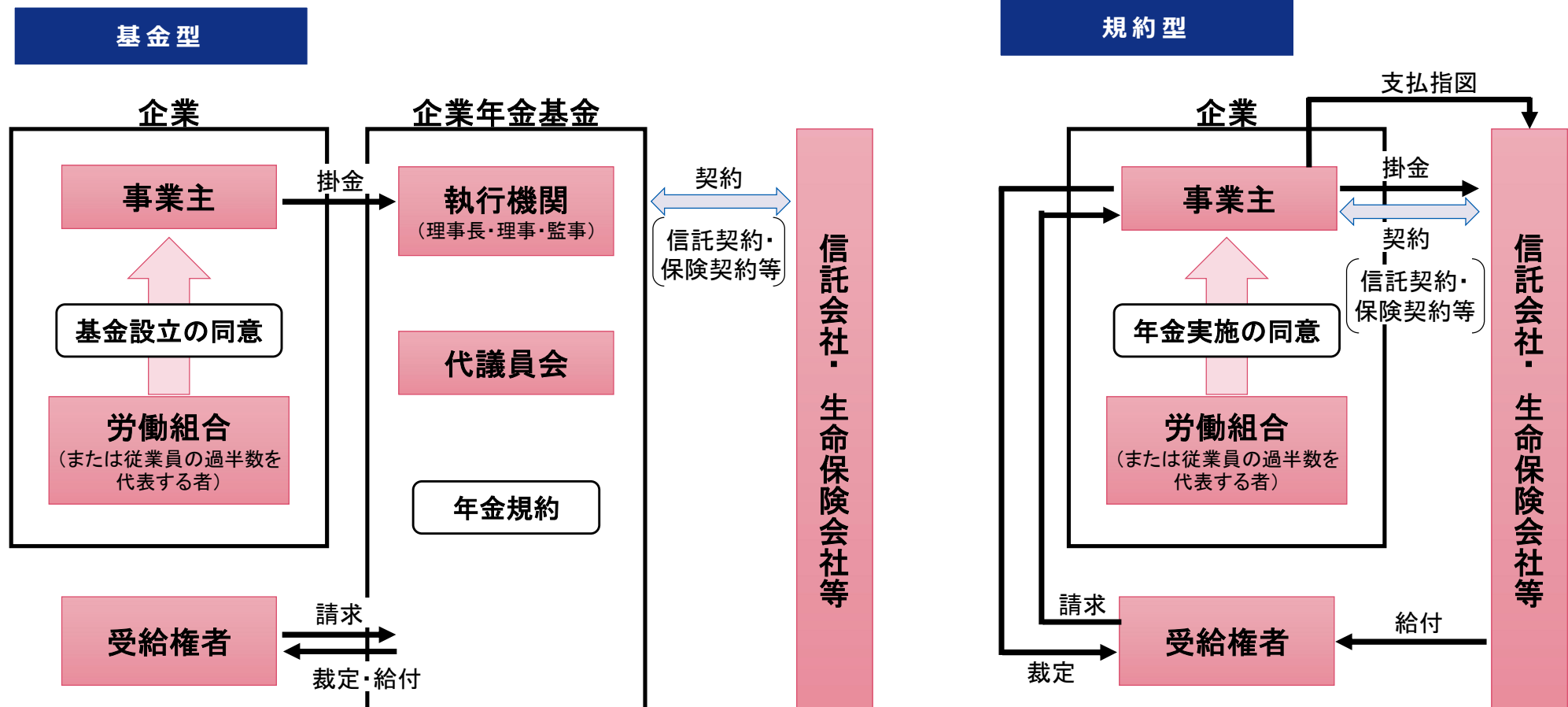
- 約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定。

<その他>

- 金融機関等の確定給付企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化。
- 事業主等は、業務の概況について加入者等に周知。

規約型と基金型について

- 確定給付企業年金（DB）は、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」と、労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」に分けられる。
- 「基金型」・「規約型」のいずれも、積立金は、企業財産から分離され、外部で積み立てられる。



企業型確定拠出年金の制度概要

- ・ 確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される私的年金制度。
- ・ 企業型確定拠出年金は、原則企業が掛金を拠出し、資産の運用は加入者自らが行う。

<加入者>

- 厚生年金適用事業所の被保険者。
- 規約において加入者資格を設けることが可能であるが、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

<掛金>

- 規約で定めるところにより、事業主が掛金を拠出（加入者も事業主掛金と加入者掛金の合計額が拠出限度額を超えない範囲で拠出可能）。
- 拠出限度額は月額55,000円（他の企業年金（確定給付企業年金、私立学校教職員共済、石炭鉱業年金基金、厚生年金基金）に加入している場合は月額55,000円－他制度掛金相当額）

<運用>

- 運用関連運営管理機関が選定・提示する運用商品（上限35本）から各加入者が資産を運用する商品を決め、個人ごとに資産管理（年金資産が個人ごとに管理されるため、各加入者が残高を把握できる。）

<給付>

- 60歳～75歳の範囲内で支給開始時期を選択可能だが、60歳未満の加入者等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能。
- 年金、一時金、年金と一時金の併用※を受給権者が選択可能。 ※運営管理機関により選択可能

<その他>

- 中途引き出しは原則不可（資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能。）。
- 企業型確定拠出年金の運営において事業主が果たすべき役割・責任について法令で規定。

DB・DCの拠出・給付の仕組み

- 確定給付企業年金（DB）は、適格退職年金や厚生年金基金の移行の受け皿としての位置付けであったことから、両制度の特徴を承継している。一方、確定拠出年金（DC）は、資産が老後所得となることを担保するための措置として、中途引き出しの原則禁止等の特徴を持つ。
- DBとDCとでは、制度創設の経緯を反映して、拠出や給付の仕組みが異なっているが、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという制度の目的は共通している。

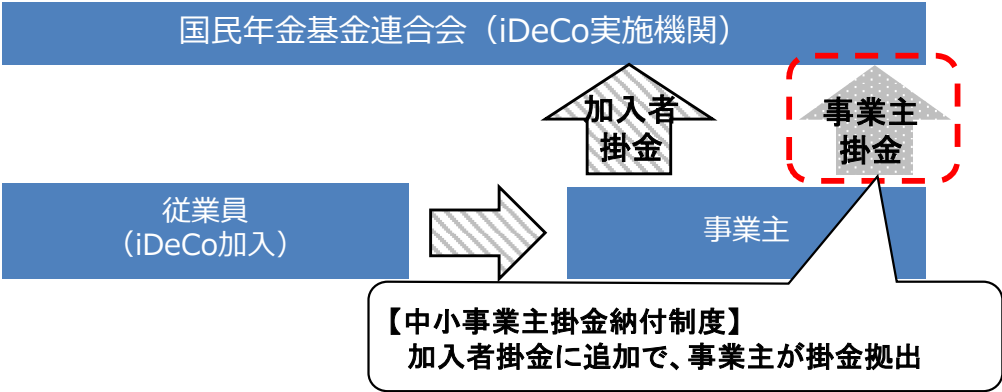
		確定給付企業年金（DB）	確定拠出年金（DC）	
拠出の仕組み	掛金	事業主拠出 （加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能） ※拠出限度額なし（ただし、加入者掛金の非課税枠は年間4万円まで（生命保険料控除））	【企業型】 事業主拠出 （加入者も事業主掛金と加入者掛金の合計額が拠出限度額を超えない範囲で拠出可能） ※拠出限度額あり	【個人型（iDeCo）】 加入者拠出 （中小企業については、事業主も拠出可能） ※拠出限度額あり
	加入可能要件	厚生年金被保険者	【企業型】 厚生年金被保険者	【個人型（iDeCo）】 国民年金被保険者
給付の仕組み	支給開始時期の設定 受給開始時期の選択	60歳以上70歳以下の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時（規約に定めがある場合） ※規約で定めるところにより繰下げを申し出ることができる （繰り下げた場合の開始時期は規約で定める）	60歳以上75歳未満の請求時 ※60歳未満の加入等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能	
	年齢到達前の中途引き出し	制限なし ※規約において、3年を超える加入者期間を中途引き出しの要件として定めてはならない	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能	
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者が選択可能 （年金の場合の期間等は労使が選択）	年金か一時金かを受給権者が選択可能 （年金の場合の期間等は受給権者が選択）	

※ 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。

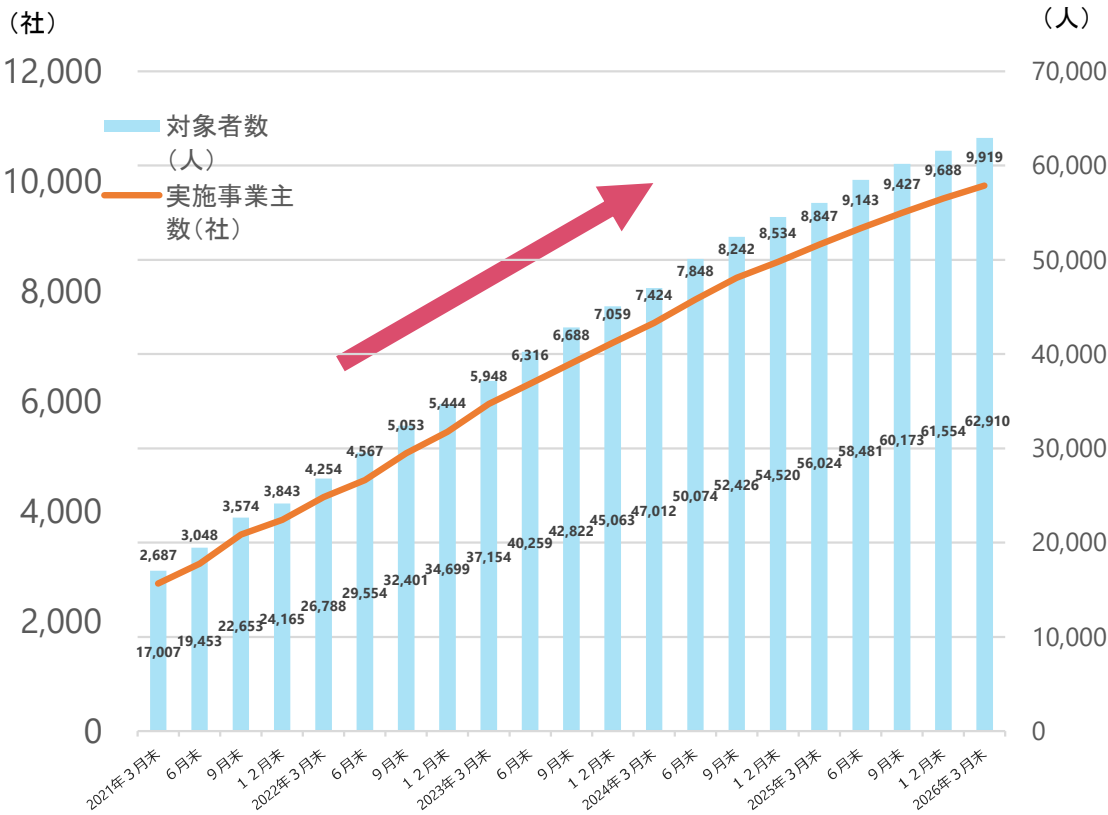
中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

- 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）は、企業年金を実施していない従業員300人以下の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出するものである。
- 従業員の掛金と事業主掛金の合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内（年額27.6万円・月額2.3万円）とすることが必要である。

項目	内容
事業主の条件	・ 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員300人以下の事業主
労使合意	・ 中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・ iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・ 定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能 ※「資格」は、拠出対象者の一定の資格（職種、勤続期間）のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限る



＜iDeCoプラスの実施状況＞

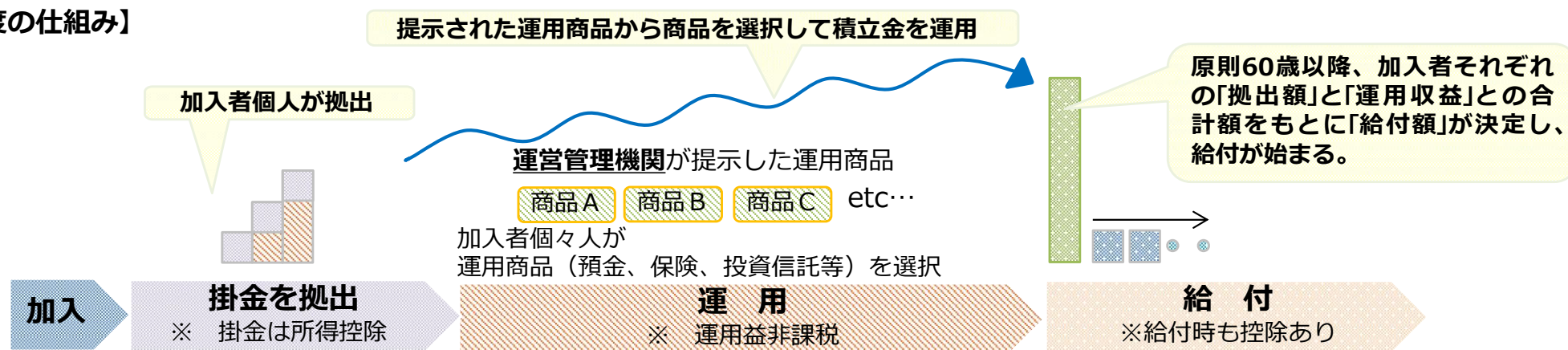


（出所）国民年金基金連合会調べ

iDeCo（個人型確定拠出年金）とは

- iDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）とは、個人で加入し、一定額を拠出のうえ、運用していくことで、最終的に拠出額と運用益により受取額が決まる年金制度。
- 原則60歳まで引き出すことができないが、他の用途に使うことなく確実に積み立てられるとともに、拠出する掛金が全額所得控除されるなど、手厚い税制優遇が設けられている。

【iDeCo制度の仕組み】



【加入可能要件】

国民年金被保険者

- ※ 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。）

【掛金】

加入者拠出（中小企業については、事業主も拠出可能）

- ※ 拠出限度額（令和6年12月1日時点）は、①第1号被保険者及び任意加入被保険者：月額6.8万円、②企業年金に加入している第2号被保険者：月額2万円、③企業年金に加入していない第2号被保険者及び第3号被保険者：月額2.3万円

【受給可能年齢】

60歳～74歳の間で受給開始時期を選択可能（75歳到達時には自動的に裁定される。）

企業年金・個人年金に係る税制

		厚生年金基金		確定給付企業年金 (D B)		企業型確定拠出年金 (企業型 D C)		個人型確定拠出年金 (個人型 D C (iDeCo))	
拠出時	事業主	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金 (※)
	従業員	社会保険料控除	加入員掛金	生命保険料控除	加入者掛金	小規模企業共済等掛金控除 (※) マッチング拠出	加入者掛金 (※)	小規模企業共済等掛金控除	加入者掛金 (※) iDeCo プラス
運用時 (※)		代行部分の3.23倍超の部分に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入員掛金 代行部分の3.23倍	積立金 (加入者掛金分を除く。) に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金
給付時	年金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入員掛金	加入者掛金分を除き雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金
	一時金	退職所得として課税【退職所得控除】	運用益 事業主掛金 加入員掛金	加入者掛金分を除き退職所得として課税【退職所得控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金	退職所得として課税【退職所得控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金	退職所得として課税【退職所得控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金

(※) 特別法人税については、2028(令和10)年度末まで、課税停止措置が延長されている。



部分が課税対象

企業年金等の積立金に対する特別法人税の概要②

特別法人税の沿革

昭和37年度 適格退職年金導入に伴い特別法人税創設

昭和43年度 税率変更（1.2% → 1.0%）

平成11年度 **2年間課税凍結**

（超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、凍結）

平成13年度 課税凍結の2年間延長

確定拠出年金法の施行（平成13年10月）

平成14年度 課税凍結の2年間延長

確定給付企業年金法の施行（平成14年4月）

平成15年度 課税凍結の2年間延長

平成17年度 課税凍結の3年間延長

平成20年度 課税凍結の3年間延長

平成23年度 課税凍結の3年間延長

平成26年度 課税凍結の3年間延長

平成29年度 課税凍結の3年間延長

令和2年度 課税凍結の3年間延長

令和5年度 課税凍結の3年間延長

令和8年度 課税凍結の3年間延長

課
税
凍
結

DB・DC創設時には既に課税が凍結されており、
実質的にはDB・DCに課税されたことはない。

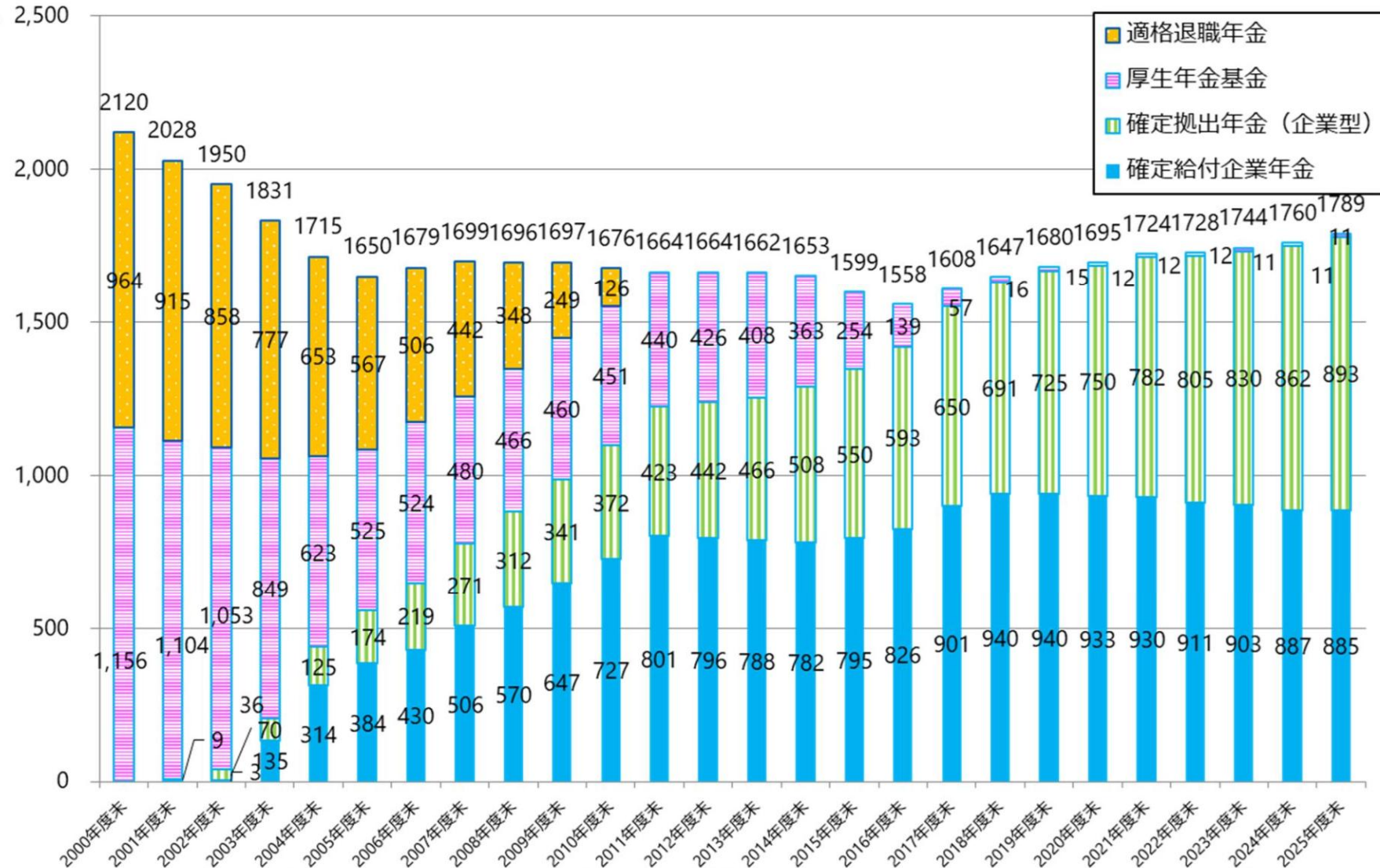
（参考）各企業年金制度における資産額

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・ 厚生年金基金（企業年金連合会を含む） | 約15.4兆円（2024年度末） |
| ・ 確定給付企業年金 | 約68.8兆円（2024年度末） |
| ・ 確定拠出年金（企業型＋個人型） | 約31.0兆円（2024年度末） |

企業年金の加入者数の推移

- 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金（D B）・企業型確定拠出年金（企業型 D C）に移行。

加入者数(万人) 2,500



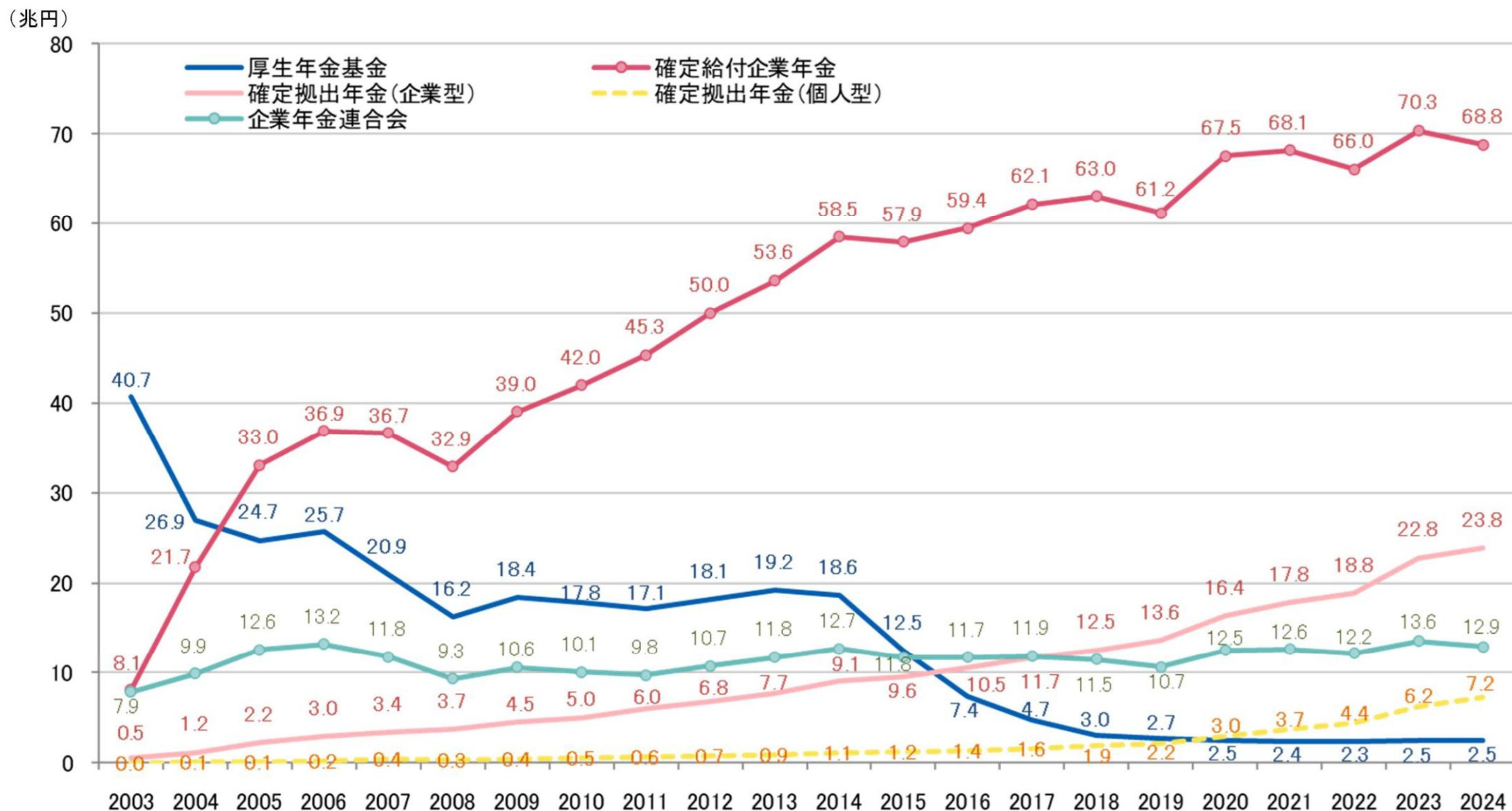
(出所) 適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金: 生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2010年度末分までは「企業年金の受託概況」)

確定拠出年金: 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

※2025年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による速報値。

確定給付企業年金（DB）・確定拠出年金（DC）の資産残高の推移

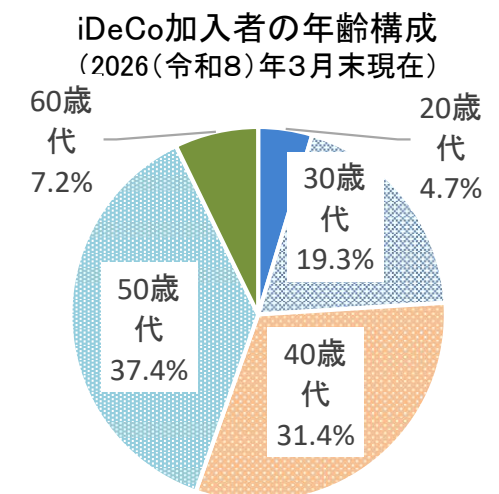
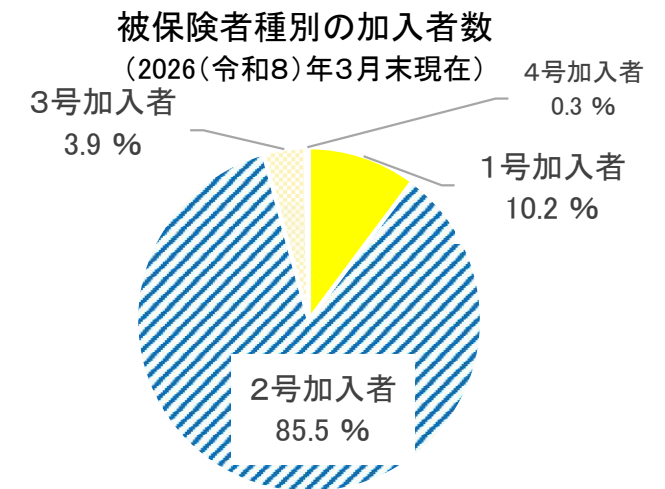
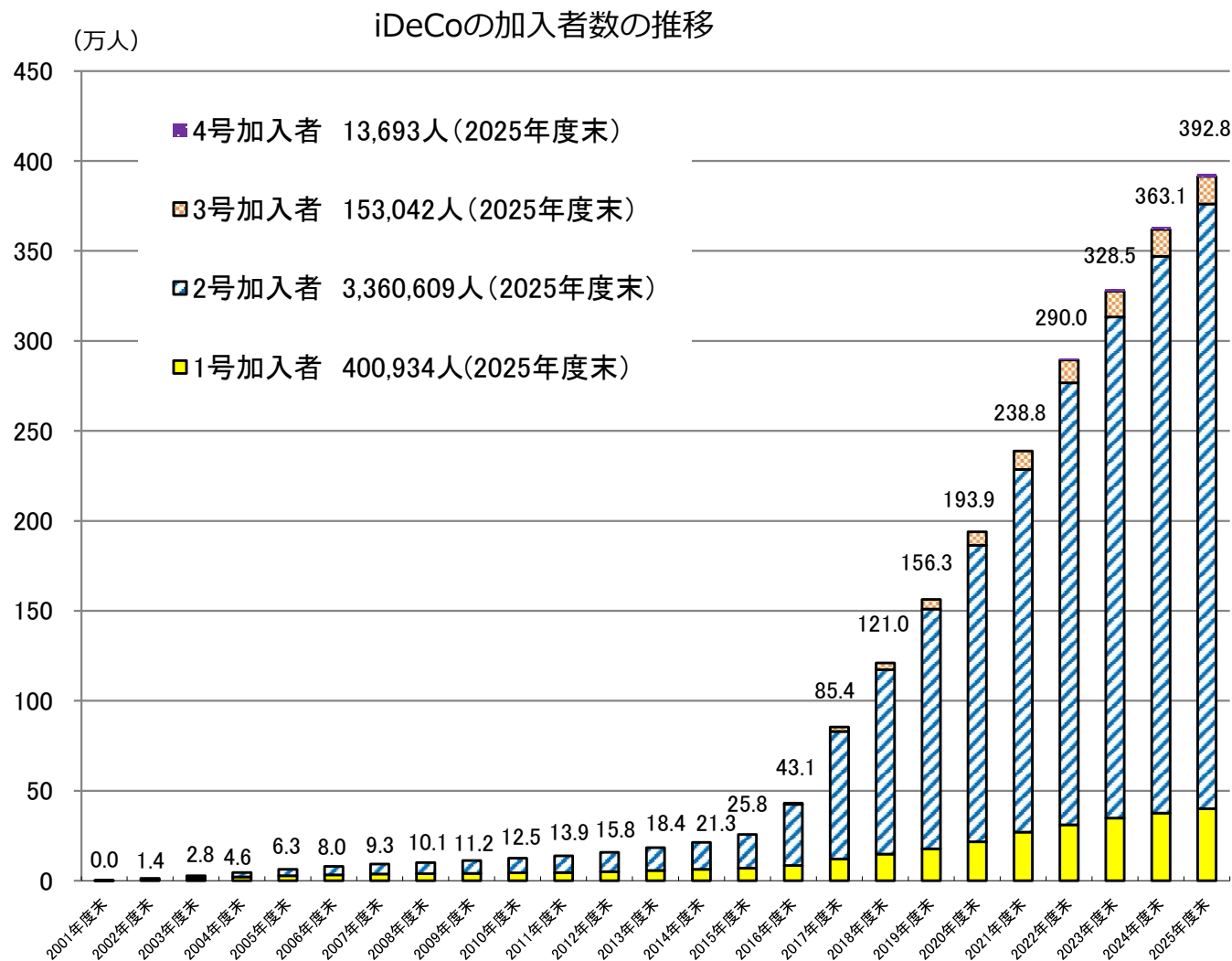
- 確定給付企業年金（DB）の資産残高68.8兆円、企業型確定拠出年金（企業型DC）の資産残高23.8兆円、個人型確定拠出年金（個人型DC）の資産残高7.2兆円となっている。



(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」・「年金資産運用状況」、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金の受託概況」

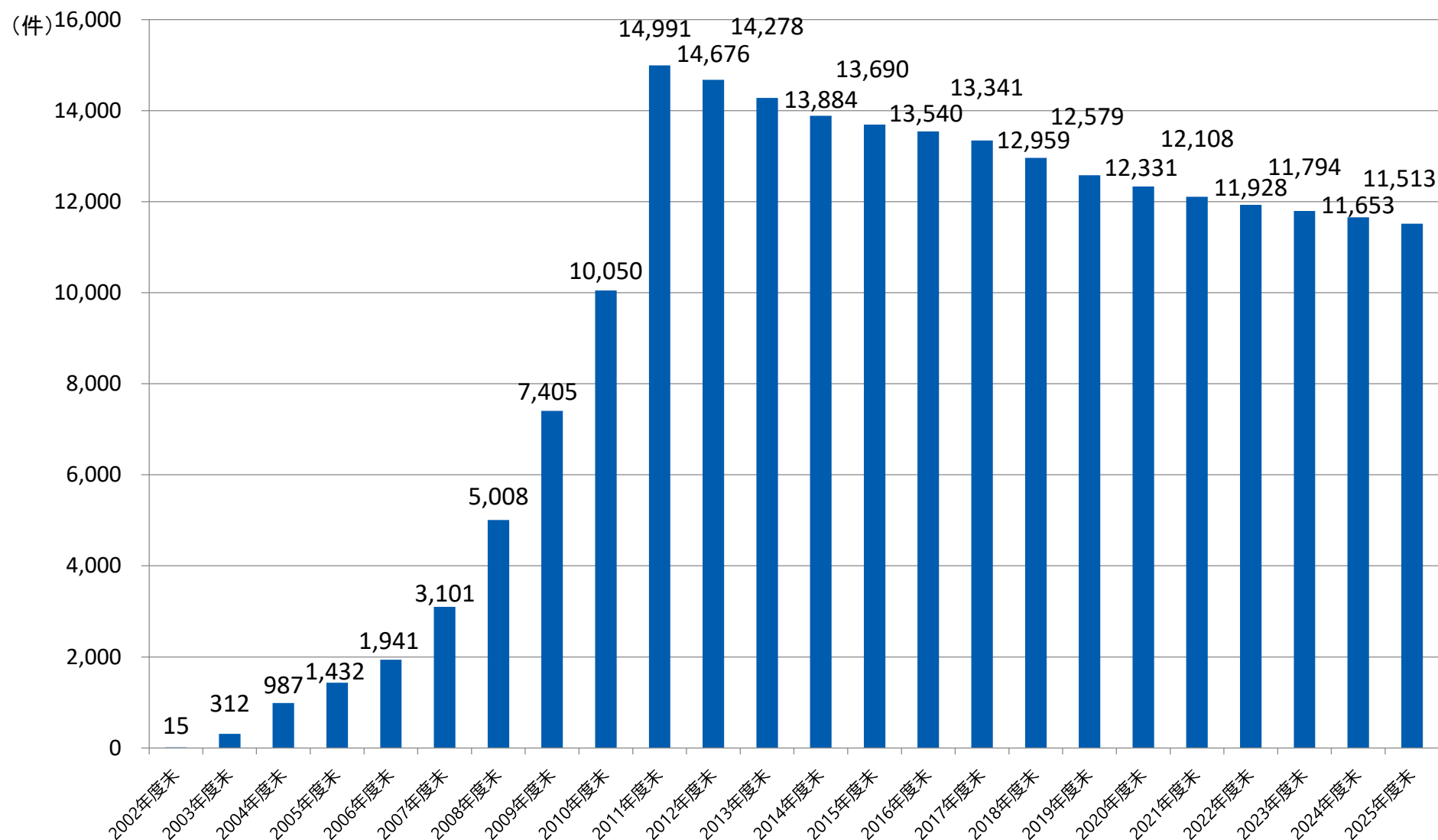
iDeCoの加入者数の推移

- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28年)9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo
- (individual type Defined Contribution pension plan)に決定。
- 2017(平成29)年1月に加入可能範囲を拡大。2026(令和8)年3月末現在、加入者は392.8万人。



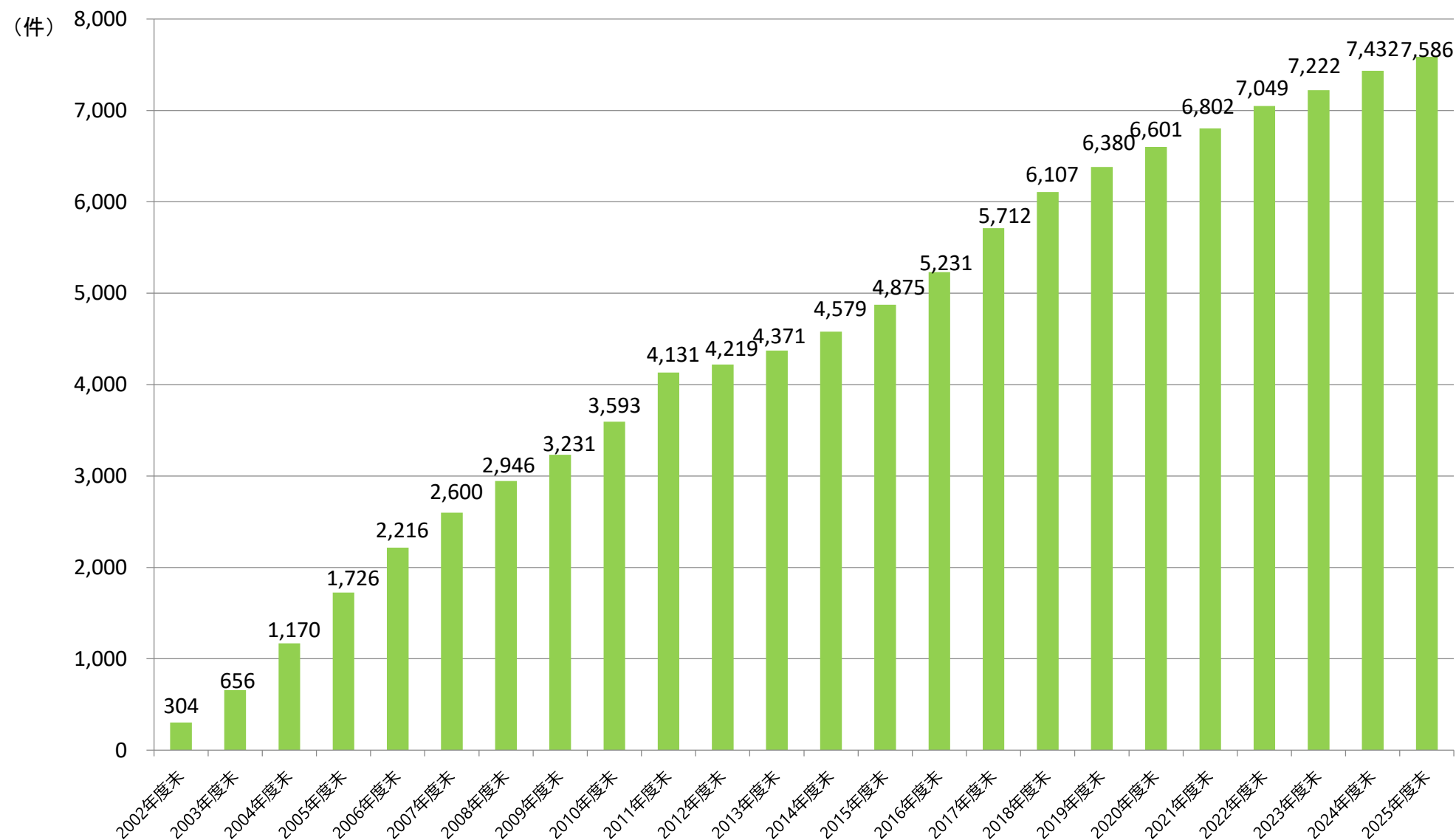
確定給付企業年金（DB）の規約数の推移

- 確定給付企業年金の規約数は、法施行後、適格退職年金・厚生年金基金からの移行等により急増したが、近年では確定拠出年金（DC）への移行等により減少傾向にある。



企業型確定拠出年金（企業型DC）の規約数の推移

- 企業型確定拠出年金の規約数は、毎年増加している。



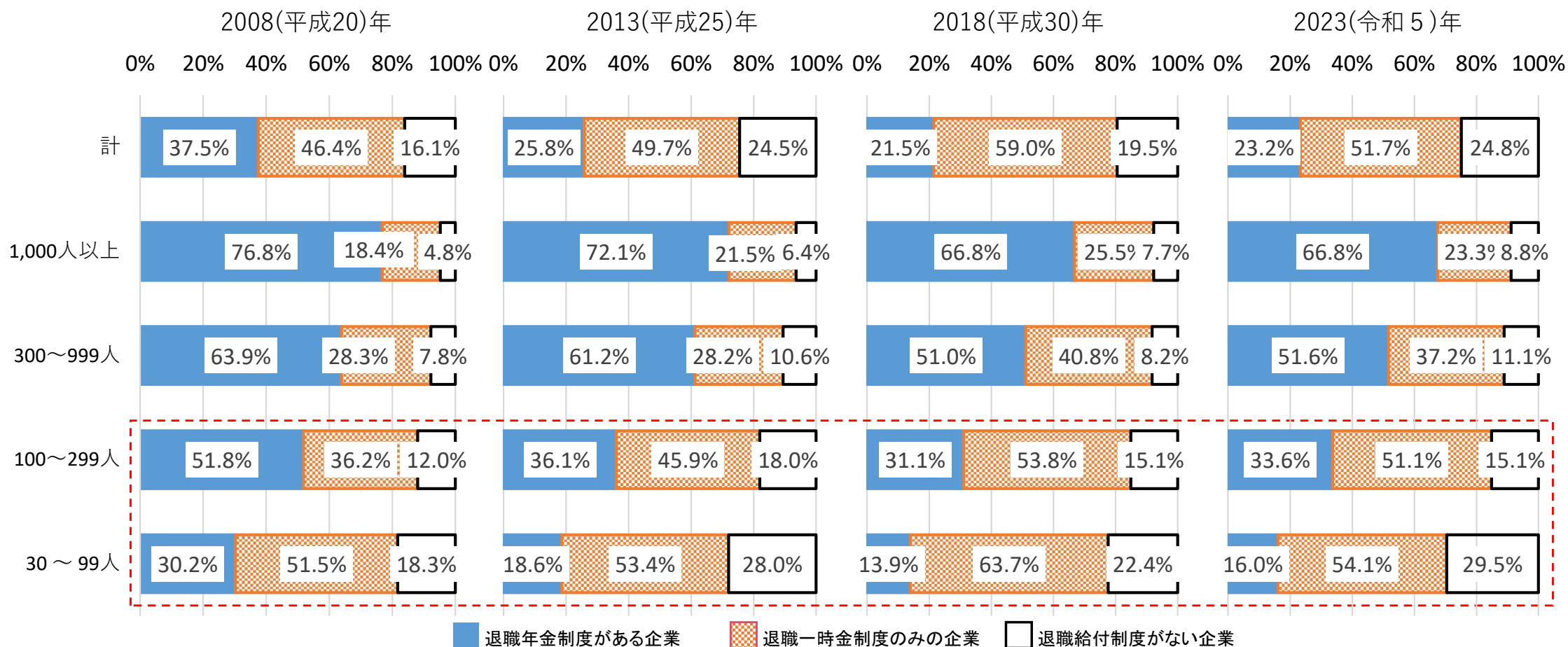
(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

※2025年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による速報値。

企業年金の実施状況（従業員規模別）

○ 従業員規模が小さいほど退職年金制度の実施割合は低い。

＜退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別）＞



(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。

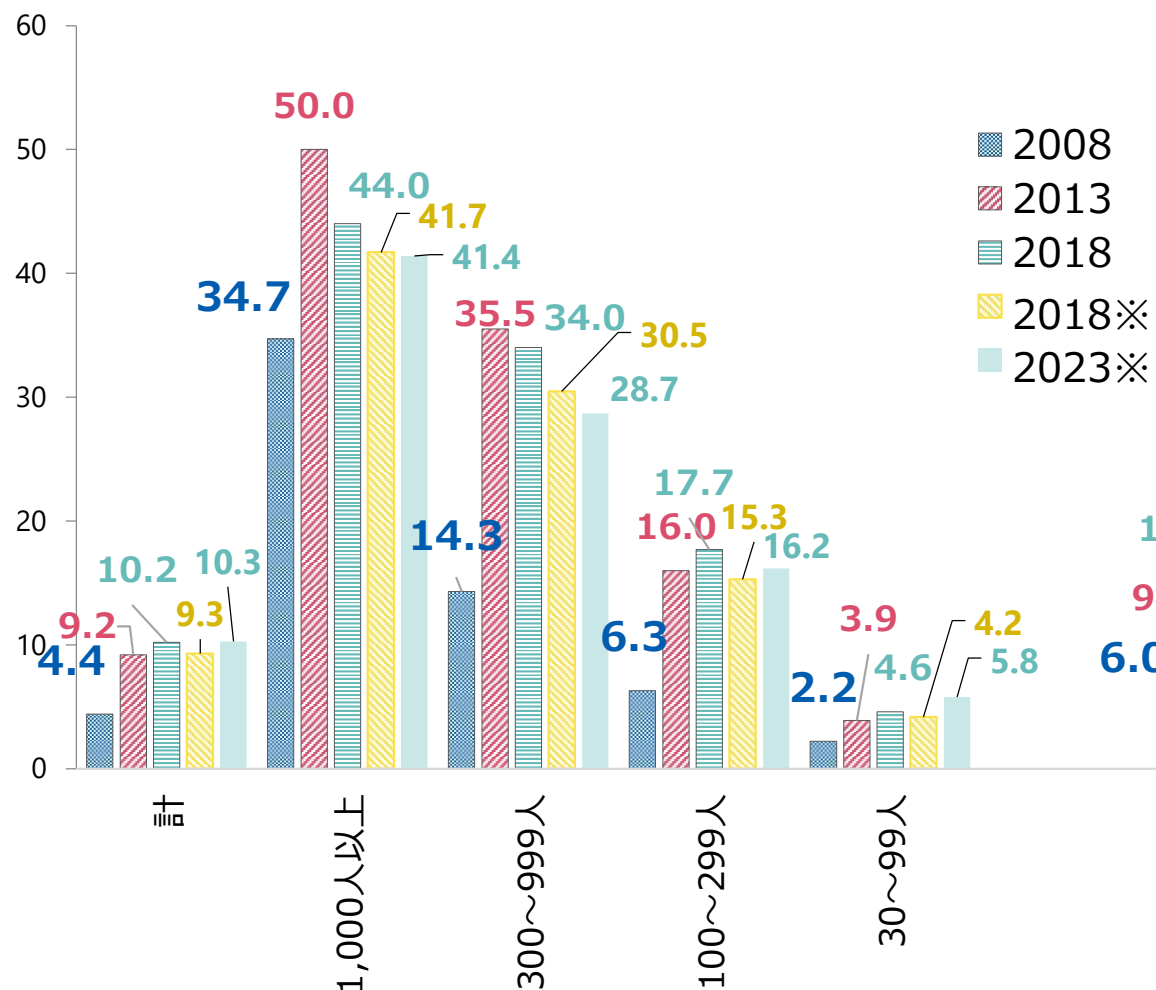
2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。

3. 2013年以前の調査は2018年以降の調査と調査対象が異なる(2013年以前の調査は、調査対象を「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、2018年以降の調査は「常用労働者30人以上である民営企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。)

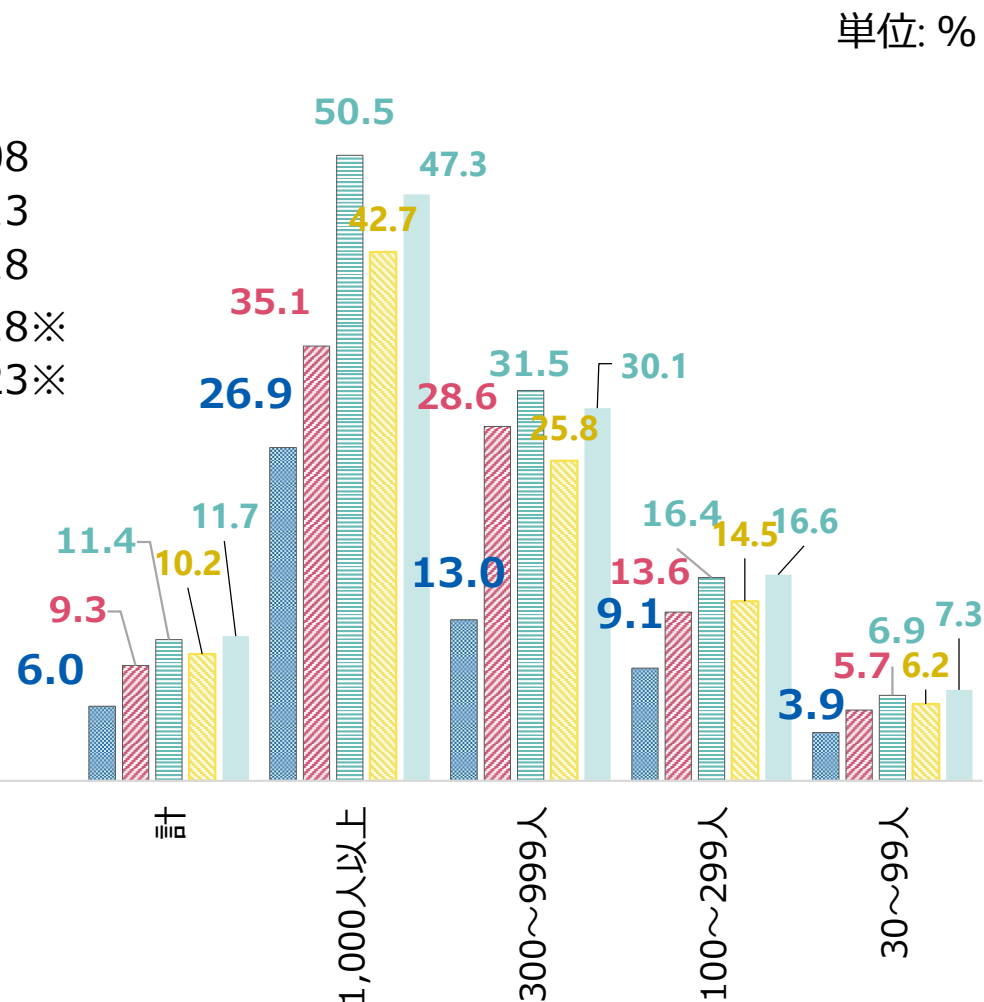
DB, 企業型DCの実施状況（従業員規模別）

○ 従業員規模が小さくなるほど、企業年金の実施割合が低くなる傾向にある。

確定給付企業年金（DB）



企業型確定拠出年金（DC）



（出所）厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

（注）※を付している調査（2018年・2023年調査）は、2013年以前と調査対象が異なっている。2018年調査結果のうち※を付していないものは、比較のために特別に2013年以前の調査と同範囲を集計したもの。

DCの拠出限度額の変遷

	国民年金第1号被保険者・ 国民年金任意加入被保険者 (第1・4号加入者) ※国民年金任意加入被保険者は R4年5月～ iDeCo	国民年金第2号被保険者 (第2号加入者)				国民年金第3号被保険者 (第3号加入者) iDeCo	国民年金被保険者以外(※1) (第6号加入者) iDeCo
		①企業型DCのみに加入 企業型DC	②企業型DCと、DB等の他制度に加入 企業型DC	③DB等の他制度のみに加入 (公務員を含む) iDeCo	④企業型DC、DB等の他制度のいずれ にも加入していない iDeCo		
制度創設時 企業型:2001(平成13)年10 月1日 iDeCo:2002(平成14)年1月1 日	68,000円 ※国民年金基金等との合算枠	36,000円	18,000円	—	15,000円	—	—
2004(平成16) 年10月1日以 降		46,000円 (+10,000円)	23,000円 (+5,000円)	—	18,000円 (+3,000円)	—	—
2010(平成22) 年1月1日以 降		51,000円 (+5,000円)	25,500円 (+2,500円)	—	23,000円 (+5,000円)	—	—
2014(平成26) 年10月1日以 降		55,000円 (+4,000円)	27,500円 (+2,000円)	—		—	—
2017(平成29) 年1月1日以 降		うち iDeCo 20,000円(※2)	うち iDeCo 12,000円(※2)	12,000円		23,000円	—
2024(令和6) 年12月1日以 降		55,000円－DB等の他制度掛金相当額(※3) うち iDeCo 55,000円－(各月の企業型DCの事業主掛金額＋DB等の他制度掛金相当額)(ただし、 20,000円を上限)					—
2026(令和8) 年12月1日以 降	75,000円 (+7,000円) ※国民年金基金等との合算 枠	企業型DC:62,000円－DB等の他制度掛金相当額(※3) (+7,000円) iDeCo: 62,000円－(各月の企業型DCの事業主掛金額＋DB等の 他制度掛金相当額)(※3)(+42,000円) ※20,000円の上限は撤廃			62,000円 (+39,000円)		62,000円

※1 60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者。

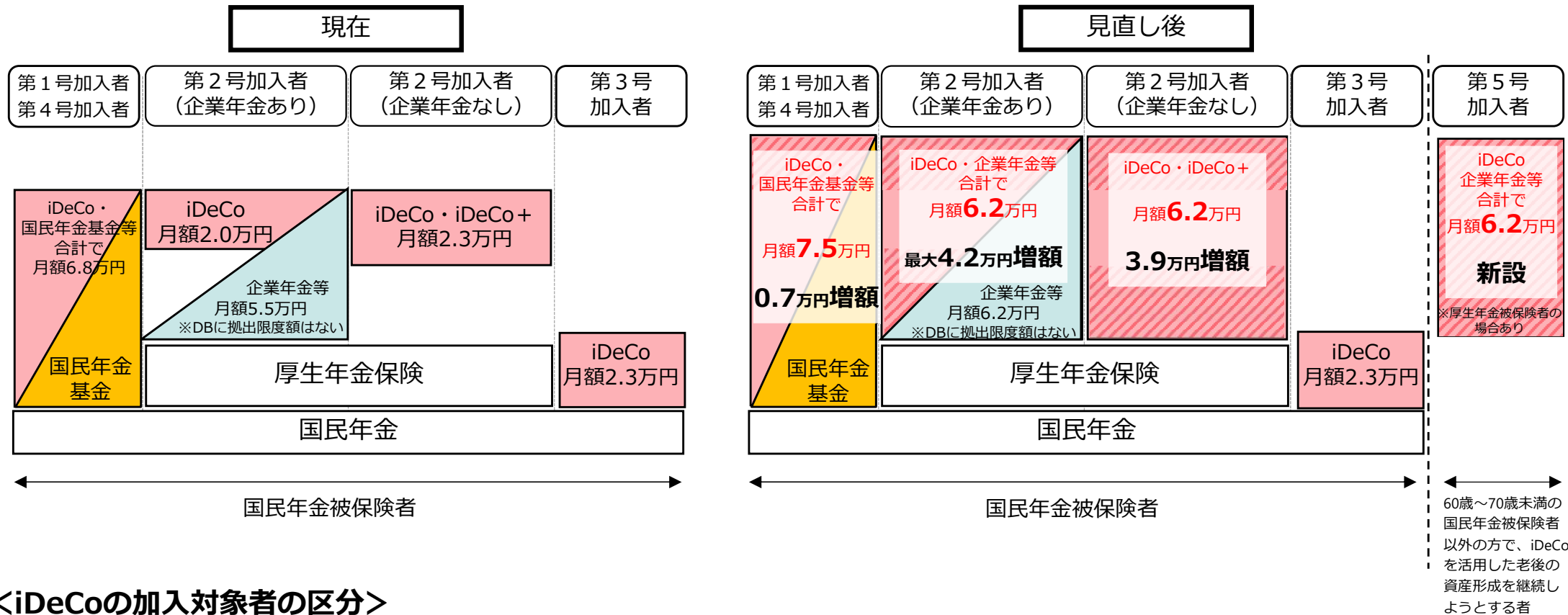
※2 マatching拠出ができることを企業型DC規約に定めない場合であって、①iDeCoに加入できること、②企業型DCの事業主掛金の上限を月額3.5万円(DB併用の場合は1.55万円)以下とすることを企業型DC規約で定めた場合に限り、月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和後(令和4年10月1日施行)は、月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

※3 他制度掛金相当額(仮想掛金額)は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行(令和6年12月1日)の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする(経過措置)。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

iDeCo 拠出限度額の引き上げ

<iDeCoの拠出限度額の引き上げのイメージ>



<iDeCoの加入対象者の区分>

第1号加入者：国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生）

第2号加入者：国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者）

第3号加入者：国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）

第4号加入者：国民年金任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者）

第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者

（①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者）

国民年金基金の制度概要

- 国民年金基金は、自営業者などの国民年金のみに加入する者が、その上乗せして任意に加入できる確定給付型の個人年金であり、会社員等の給与所得者が国民年金に上乗せして加入する厚生年金に相当するものとして創設された制度である。
- 国民年金の付加年金を代行するものとなり、第1号被保険者（60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入被保険者を含む）が加入対象となる。
- 国民年金基金制度は、厚生年金保険等とならんで社会保障制度の基幹をなす国民年金制度の上積み分として設けられるものであること等を考慮して、税制上、その掛金は全額社会保険料控除とされている。

※ 口数単位で加入することができ、給付は1口目が終身年金、2口目以降が終身年金又は有期年金となっている。

※ 掛金は性別・加入時の年齢などにより金額が異なる。掛金の拠出限度額は現在月6.8万円（iDeCoの掛金と合算）であるが、令和7年度税制改正大綱に基づき令和8年12月から月7.5万円まで引き上げる予定。

掛金月額及び年金月額（15年保証期間付き終身年金の場合）

（単位：円）

加入時 年齢	1口目			2口目以降（1口当たり）		
	掛金月額		年金月額	掛金月額		年金月額
	男性	女性		男性	女性	
20歳	7,220	8,370	20,000	3,610	4,185	10,000
40歳	12,735	14,760	15,000	4,245	4,920	5,000
50歳超	18,400	21,300	10,000 未満※	9,200	10,650	5,000 未満※

（※）加入時年齢により異なる。

国民年金基金の税制について

掛金拠出時	非課税 (社会保険料控除)
運用時	非課税
年金給付時	公的年金等控除